

本工事は大正五年三月二十五日に着手し、同年五月十七日に竣工し、同年八月十七日に給水の開始を見た。

大正九年十一月十三日付を以て水道擴張の件を稟請したのに対し同年十二月二十五日付で内務大臣から認可を得、即ち大正九年十二月十五日に大阪市と交渉して水道設備増設の件の承認を経た。

大正五年八月十七日始めて給水を開始した個所は左の通りである。

大阪市南區水崎町で大阪市既設配水管から六吋管を分岐して同町を経て紀州街道を南下し曳舟停留所南で二線に分れ、一線は四吋管となつて南下し終に三吋半管となり、一線は五吋管となつて西勝間街道に入り終に三吋半管となるものであつて、此幹線からは四吋及三吋半管を分岐して、要所には制水弁を設けて緩急に應ずるやうにし、且四十八個の防水栓を設置して防火に遺憾なきを期した。

- 此工費精算額 五六、一九二圓八三錢
- 第二回擴張費精算額 一四七、六五四圓六五錢
- 經費總額 貳拾萬參千八百四拾七圓四拾八錢
- 敷設延長 壹萬六千百貳拾間

水道擴張費に充當する爲めに、大正九年九月十八日付で起債の件を稟請したのに対し大正十年二月二十八日付で内務大藏兩大臣から許可を得た。

起債額 金四萬五千圓

内譯

金貳萬貳千五百圓 (利子日歩 償還額 貳錢參厘)

大正十年六月三十日株式会社百三十銀行から借入れ同十二年十二月三十一日限り償還した。

金貳萬貳千五百圓 (利子年 五分九厘)

大正十年三月三十一日日本勸業銀行から借入大正十三年度末迄に七千四百七拾圓七拾壹錢を償還した殘金壹萬五千貳拾九圓貳拾九錢あるが此殘金は大正十九年度迄六ヶ年間に償還の豫定である。

大正十三年末日現在の給水戸數は貳萬八千八十四戸で同給水人口は六萬三百二十四人である尙大正七年以來同十二年迄の水管延長、給水栓種別、給水戸數、給水量等を統計を以て示すと左の通りである、又以て其發達の激甚な事實を證するに足るであらう。

區	分	年次十二年	十一年	十年	九年	八年	七年
八	時管	一、二、三〇間	一、〇五二	一、〇五二			

給水量	給水戸數		給水種別				延長管				
	共	専	學	共	管	家	3 ¹ / ₂	四	五	六	
	計	計	校	用	業	事	計	時	時	時	
	用	用	及	用	用	用	管	管	管	管	
六、五七四、八六六	一二、四九一	七、六四〇	四、八五一	五、八三六	一〇	九五五	四、三九一	四、五一〇	九、五一〇	一、六三三	一、一九三
四、七三三、七八八	七、九六〇	四、二四〇	三、六二〇	四、二五〇	五	五三〇	三、六一五	一、三、五八七	九、四八四	一、六〇八	一、〇二八
二、七七七、五六六	四、九七一	三、一八四	一、七八七	二、〇八五	五	三九八	一、六八三	一、三、五八七	九、四八四	一、六〇八	一、〇二八
一、四八〇、六〇八	三、一九〇	二、六七二	五、一八	八四七	四	三三四	四一三	八、八八二	六、六三〇	一、二二一	六一六
一、三四六、〇〇七	二、二四六	一、九六〇	二、八六	五六一	四	二四五	八一	六、三九八	四、七七五	八三六	三七二
一、三三三、六四三	一、七二九	一、四四八	二八一	四六二	三	一八一	二一〇	六、三九八	四、七七五	八三六	三七二

今宮公民病院

橋通五丁目に本造二階建の立派な建物が見えるのがそれである。東宮殿下御成婚記念事業の

一として町會の撰擇決議を經、之れを町管となすべく遞信省より低利資金五萬圓を借入れ大正十三年十二月中旬起工、十四年三月末竣工開院した、建築工事に要した工事費は三萬三千三百五十圓であつた、其の内容は左の如くである。

一、敷地坪數 四八〇坪

大阪市西區道頓堀通四丁目八番地

地主 布井良太郎

但し借入地東西二十四間 南北三十間 七二〇坪中公設市場敷に二四〇坪を充つ

一、新築建物

内 譯

- 本館二階建 桁行十四間と兩側 梁被三間及玄關とより成る。此坪數八二坪七五 壹棟
- 階下室割 事務室、醫員室、研究検査室、レントゲン室、藥局、待合室、外科診察室、手術室、内科診察室 婦人科診察室、下足場
- 階上室割 八人病室一、六人病室三、五人病室一 一人病室二、看護婦室一
- 平家病室 桁行五間 梁被三間 此坪數七五坪 壹棟
- 室割 一人病室四
- 附屬廊下 三坪七五

附屬家 桁行十三間 三七坪五

室割 臺所、小使室、看護婦室、炊事場、浴場男女別

附屬建物 桁行二間 二坪

行旅病舎 桁行七間 二二坪

倉庫 桁行四間半 六坪

前面煉瓦塀大小門付 十八間三分

其他木棚 九十一間

歐洲大戰以來、社會の狀態一變して、富める者は益々榮え、貧しき者は益々窮する事となり、之れが爲めに國民の生活問題が非常に重大となり、延いて疾病治療の任に當る醫師に於いても亦徒らに仁術の美名に拘泥して際限なき治療を事とする譯に行かなくなつた。又患者側に於いても、少しく氣概ある者は甘んじて治療を受くるを潔しとせず、而も醫師會の定むる報酬規定通りの治療費を支拂ふことも出來ず、結局適當なる治療を受けることが出來ないで不幸の轉歸を見るものが少くない。此等の中産以下の階級に對しては、何とか特別の方法施設を以て進歩せる近代科學の恩恵に浴せしめたいと云ふ高尚な人道に立脚した議が町の識者間に起り、其れには徒らに實費診療の名に酔ふて無責任な安價治療をなし、開業醫の立場を故らに苦しめるや

うな危険のないやう、一般開業醫側とも密接な聯絡を保つ事とし、一は中産以下の者を保護する意味に於て、他は行旅病人を收容する目的を以て、前述の如く低利資金を借入れ地を上記の處に相して建築に着手したのである。

斯かる趣旨によりて建設せられた病院であるから、規模は宏大でないが、設備は随分能く行届いて、レントゲンのみならず太陽燈をも装置し、入院料も左の如く低廉に定められた。

入院料

一室専用 一日 金貳圓五拾錢

雜居室 金壹圓八拾錢

但し賄付

入院及外來患者は開業醫の紹介に依る事としたから夫の各所に開設せる公民病院の通弊として開業醫に向つて挑戦する如き不穩な態度は絶對になく、又開業醫側は此の病院を深く信頼して自己の患者を随時入院せしめ、以て新式設備の下に幸福な治療を受けしめると云ふ風に病院と一般開業醫との關係が至極圓滑密接な状態に在ることは、蓋し本病院の他に誇るべき一大特色である。

斯くの如くして開設された此の特種病院は、町の市域編入と共に當然市營として持續せらる

べき筈であり、又元今宮町の人々も斯く期待してゐたものであるが、市理事者は隣村元天王寺村の蜜柑山に壹百五拾萬圓の巨資を投じて建設した市民病院との對立關係上、其の經營方針を異にする此の病院を市營として事業を繼承することを好まず、寧ろ廢止せんとする傾向を示したので、町の當事者は市と協議の上、富井湛治、岩崎彌一郎、貞本義保の三氏名義を以て町より病院を借入れ、其れを大阪市が承認して編入後右三氏に貸付けることの形式を取り、其の儘事業を繼續して居るが、今後果して如何に成り行くものか、どうやら町民の希望は裏切られさうであるのは遺憾此上もなし。

院長の富井湛治氏は京都帝國大學出身の醫學博士である。

因みに前記の病室(現在)を類別すれば左の如くである。

- 一、病室 十三室
- 内一人専用室 八室
- 雜居室 五室
- 一、病牀 三十八箇

屠 場

今宮町營事業中で、屠場は大きな異彩を放つものである。蓋し一は大都市たる大阪市及び其の附近の住民に對して新鮮にして且つ衛生的な食用肉を供給すると共に、他面町の經濟に多くの利益を與へたからである。何處の町村經營事業でも大概收支相償はない不經濟の事業であるが、今宮町營の屠場のみは、町に取りて大なる財源であつた。

沿革

從來の屠場に就ては文書の徵すべきなく、從て其設置の年月日を詳にするに由ないが、今を距る二十有餘年以前、現在屠場の南岸長橋通九丁目七百二十六番、七百二十七番、七百二十八番地に個人の營利事業としての大坂屠場株式會社といふのがあつて(今の市立塵芥焼却所の敷地の一部は其當時の屠場の解體牛馬の糞の捨場である)市内及其附近營業者から依頼を受け、獸畜の屠殺解體を營んで來たが、偶々明治三十九年四月法律第三十二號を以て屠場法の發布あり、同年七月一日より施行することとなり、其第十七條に依り、本法施行の際現に存する屠場は、本法施行後三ヶ年間は本法の許可を受けたるものと看做すが、期間満了後は更に本法に依り許可を受けねば屠場の業務を營み能はぬこととなつた。さうして屠場法の精神は、屠場は一

郡市一ヶ所、其設立は市町村をして經營せしむるの方針であつたから機敏な今宮村長渡邊麻次郎は、公衆衛生の改善と共に、村資の充實を計るため屠場村營の計畫を立て、明治二十九年七月十三日の村會に之れを附議し、満場一致の議決を経て、同年九月五日渡邊村長より村營許可の件を府知事に出願したので、府廳では詮議の上設計の變更を命じ、後任村長勝田楨太郎氏から設計更正方を上申し、四十三年四月十三日許可の指令に接した。

然るに屠場會社の營業期限が、同年六月三十日を以て満了する事となつてゐたので、火急に工事を施し、六月以後村の事業として經營するに至つたが、府から左記建物使用検査證の下附を得たのは、八月三十日である。而して村營屠場開場式は同年十二月二十一日南地明月樓で舉行された。其時の設備要概は敷地八百坪で建造物總建坪二百十五坪一合、此内(1)屠室四十五坪壹棟。(2)牛馬屠室貳拾七坪。(3)病畜屠室六坪。(4)犢豚羊屠室七坪五合。(5)釜場四坪五合(以上四室合せ壹棟)。(6)屠肉取扱室三十三坪壹棟。(7)内臓取扱室二十四坪壹棟。(8)自屠室至内臓取扱室廊下六坪。(9)警官検査官検査室十四坪六合(合壹棟)。(10)全體秤量所六坪壹棟。(11)付屬廊下二坪(壹棟)。(12)隔離消毒室六坪(合壹棟)。(13)牛馬擊留所二十九坪二合壹棟。(14)屠畜營業者控所四坪壹棟。(15)車置場十一坪二合五勺壹棟。(16)事務室十坪壹棟。(17)宿直室小使屠夫室十七坪五合五勺壹棟。(18)内臓車置場三坪壹棟。(19)便所一坪五合參ヶ所。(20)牛馬糞置場六坪壹ヶ所。

設立費

此の屠場設立に要した費用總額は壹萬九千九百九拾貳圓八拾錢で、内四千九百圓を一時浪速銀行から借入れ、四十四年二月と五月の兩度に償還し、參千圓は積立に係る基本財産の一時流用をしたが、之れも四十四年六月に消却其の他は一般歳入を以て支辨した。

建築工事

工事の設計は囑託技士中村恒吉と委員の手とで審査の上尙神戸及京都等の既設屠場を參酌して成案を得、之れを出願して許可の後請負入札に付したが、豫算價格に超過したので、最低入札者と隨意契約により金壹萬貳千貳百圓で請負はしめ四十三年四月二十七日契約締結、五月一日着手六月二十日竣工の條件を附した、實際の竣工は六月二十七日で、直ちに府知事に届出を爲し、七月一日には事業を開始したのである。

續て大正四年十二月廿七日(1)屠場事務所十四坪五合壹棟。(2)同附屬便所五合壹棟。(3)仲買人控所十坪壹棟。(4)表門壹ヶ所。(5)外柵三十八間八分増築の許可を得た。
後又大正七年十月二十九日重ねて左の如く増設の許可を受け、以て今日に至つた、現在の今宮町營屠場が即ち是れである。

豚、犢、羊屠室を十三坪三合に、内臓検印室を六坪に、車洗場を三十坪五合に何れも増築擴張、廊下九坪、屠室窓明二ヶ所。

使用料と屠殺料

今宮村營屠場に於て大阪府知事の認可を受けたる使用料及屠殺料は左の如くである。

屠場使用料

牛、馬 壹頭に付金貳圓

豚、犢、羊 壹頭に付金壹圓

屠殺料

牛、馬 壹頭に付金五拾錢

豚、犢、羊 壹頭に付金貳拾五錢

若し之を村營開始當時に遡れば、料金についても左の如き變遷があつたのである。

明治四十三年八月二十九日許可

牛馬羊豚各壹頭に付

屠殺を含むもの

金參圓貳拾五錢以内

屠場使用のみのもの

金貳圓貳拾五錢以内

同四十四年二月二十二日更正許可

屠殺を含むもの

成牛馬一頭に付

金貳圓五拾錢以内

犢羊豚一頭に付

金貳圓以内

場使用のみのもの

成牛馬一頭に付

金壹圓五拾錢以内

犢羊豚一頭に付

金壹圓以内

屠殺の制限

當初は屠殺頭數に何等の制限もなかつたが、村營屠場開設早々、突如府令により一日の最高屠殺數を定めて許可を受けねばならぬ事となり、初め村會で七十頭と定めて出願したところ、頭數多過ぎるからと云つて許可しない、そこで之れを牛馬五十頭、羊豚犢八頭に減少したが其れでも尙許可なく、遂に牛馬二十頭羊豚犢八頭を限りに許可されたのである。

當時斯の如く制限を附せられたが時運の趨勢は屠肉の需要順に増大し、到底從來の制限屠殺頭數にては自然需要供給の平均が得られぬので、當時今宮屠場に專屬的に出入する營業者中に往々屠殺頭數に關し爭論を惹起し其都度場主は之れが調停に關し勘なからざる苦心を要し、此

の間多少の困難ありしも、現今に至りては一日の屠殺最高限度を牛馬四十頭、羊豚犢四十六頭の許可を受け實行し來つた。それですら尙當業者を満足せしむること能はざるの現況である。

屠場事業の收支

村營屠場事業開始當初に於ける收支は左の如くである。

明治四十三年度

入金	一金壹萬四千七百拾六圓	使用料
	一金五百四拾八圓貳拾四錢	血液賣拂代
計入金	壹萬五千貳百六拾四圓貳拾四錢	
支出		
	一金百參拾參圓六錢	給料
	一金壹千參百貳拾貳圓拾五錢	雜給
	一金壹千九百貳拾圓貳拾五錢參厘	備品消耗品其他需用費
	一金參拾七圓八拾九錢	
計金	參千四百拾參圓參拾五錢參厘	

右收支を差引して得る所の利益は壹萬壹千八百五拾圓八十八錢七厘である。明治四十三年と云へば今より二十五年前の事である、その時に壹萬千八百餘圓の利益を擧げた屠場事業は、實に今宮村の大なる財源であつた。従つて村の財政と此の屠場との關係は甚だ深甚であることが一見して明瞭である。

右は設立當時の事であるが、最近の財政状態を擧げれば

大正十一年度	收入	三七、五〇九・六〇
	支出	一二、〇二一・九七
	差引純益	二五、四八六・六三
大正十三年度	收入	四〇、五七七・六〇
	支出	一四、三九三・四〇
	差引純益	二六、一八四・二〇

更らに其れより四五年遡つて見ると

大正六年	純益	一三、〇五一・五二
同 九年	同上	二四、二七八・四一

兎に角、町營事業としては永年好成績を續けたのである。

牛魂塚

牛魂塚は大阪四天王寺境内東門を距る西へ二丁の北側に在る屠畜業者等互に醜金して自己が屠殺したる畜類の靈魂を吊はんが爲めに今を距る數年前數萬圓を投じて築造したる美麗なる塚石である、毎年春秋二回此の塚庭に祭壇を作り大阪四天王寺の管長以下多數の僧侶を招き盛大なる施餓鬼を施行するを例として居る。尤も此の牛魂塚築造前にも屠場内で春秋二回、町よりも相當の弔魂費を交付して施餓鬼を施行しつゝあつた。(口繪寫眞参照)

組合傳染病院

津守村小雛島にあり、今宮町、玉出町、粉濱村、津守村の四箇町村の組合經營に係り、資金六萬壹千圓を投じて大正九年二月起工、同年六月五日落成したものである、西成郡の南部四箇町村に於ける傳染病患者は、其れ迄は玉出町宇岸山に設置せる組合病院に收容したものであるが病舎建築が舊式で、設備不整頓なため、關係町村間に改築の議が起り遂に前記の處に新築移轉した次第で此の種の町村設備としては理想に近いものである。さうして勿論經濟は四箇町村協同分擔であるが、管理は専らこれを玉出町長に一任してゐたのである。院長は病室は五十室で、一人一室と定められてあるから結局同院の收容力は五十人である。

醫學士資格の人を擧げてゐる。

本病院は西成郡の南部四箇町村が本年四月一日市域に編入せられた結果、事業を休止して豫備病院とした。それは大阪市に於ける傳染病院としては市立桃山病院が存在し、設備の整頓と收容力の大とは大都市の病院として最も完全なものであるから、編入地域に發生した傳染病患者は、悉く之れを桃山病院に送り、同病院の收容力は今日尙綽々として餘裕があるから、今差當り此の組合傳染病院の作業の切要を感じないと云ふ理由に基くものである。

汚物の處理方法

(一) 法規

大正四年四月二十七日、大阪府令第六十九號を以て、明治三十三年三月法律第三十一號汚物掃除法及同施行命令を今宮村に準用すべき旨公布せらるゝと同時に、同府令第七十一號を以て掃除監視吏員設置の件をも公布せられたが大正十年迄は掃除監視一名をして殆んど形式的に掃除の監視を爲さしめたのみであつた。次で大正十一年に於て、監視二名に増員し大正十二年に至り監視三名に増員して今日に至つたのである。

(二) 塵芥の處理

今宮町は舊來農村であるから、民家に比し耕地多く主として葱、胡蘿蔔其他の野菜を栽培するを以て、夙に世間に其名を知られてゐる、故に日々各戸より排出する處の塵芥は、農家の肥料に供給して尙ほ不足を訴ふるの感があつたが、時運の趨勢は駸々として進み、人口の増殖は歲月を逐ふに従て激甚を加へ、遂に其停止する處を知らず、又道路の擴張に伴ふに電路線の延長其他大小交通整理の影響は延びて市内の住宅に多大の不足を來せし結果、勢ひ市外に住宅を求めざるべからざるの必要を生じ、爲めに資本家は其急に應ぜんとし相競ふて住宅を經營するが故に耕地は日に月に減少し、空地は相踵で邸宅となる等、面目一變せし爲め、農家は肥料として塵芥の供給を仰ぐの必要なきに至り従つて忽ち塵芥を處理するの困難に陥つたのである。茲に於て町有土地に百八十餘坪の地に堆積させる方法を取つたが日々蒐集し來る約千貫以上の塵芥は乍ちにして山を築き、此れ以上策の施すべきなきを以て、窮餘の一策として不完全ながら小規模の煉瓦積焼却爐を築造し、日々貳百貫内外の塵芥を焼却して僅に焦眉の急を凌いで來た。併し限りある場所に限りなく堆積する塵芥を處理するの不可能なる固より明白なるにより町の當事者は遂に意を決して永久的塵芥焼却所を建設するの舉に出たのである、今試に大正十二年中に塵芥を搬出せる成績を擧ぐるときは、戸數壹萬六千九百九十三戸とし搬出せる塵芥量は實に一百六十四萬二千三百七十貫といふ驚く可き數に達したのであつた。

(三) 塵芥焼却所

(イ) 特色ある設計

長橋通八丁目なる町の西北部即ち十三間川と長橋川と會合する附近に位して居る、此焼却場は大正十二年の初頃より計畫され、調査の結果愈々設立に決定し、十三年度の事業として貞本町長時代に着手したものである。それ故に三月末には竣工させる豫定であつたが、種々の事情のために遷延し大正十三年二月六日始めて起工に着手し五月末に竣工した。設計は東京市本所區向島須崎町の町井都市衛生施設研究所長農學士町井正路氏の手になり、英國デストラクター式に町井氏獨特の考案を加へたパテントで、工事費に九萬圓を費した。左右に六箇の火房を有し、一火房の焼却力が四百貫で、其れが一日三回作業を繰返すから、一日の焼却量が七千二百貫に達する譯である。十五馬力の發電機を有し、別に三十馬力の蒸氣機關を備へ、初めは電力を以て作業を開始し、中途より蒸氣力に移す事としてある。荷車で塵芥を火房の後方に運び、其處から火房へと塵芥を落し込むと、下から送られる熱風のため自然に焼かれる事となる。焼かれて残つた灰は取出されて、之れを粉碎機にかけて粉末となす設備がある。若し之れを道路の修繕等に充てるならば極めて良好な材料となるのである。高さ八十尺の煙突は中央部に聳立し、總ての設備が斬新で且斯かる大規模の塵芥焼却所が本邦に於ける最初の試みであることは

實に町志に特筆するに値ひする。

因みに當町に於ける清潔法及び日常の塵埃處理の状態を統計に示せば左の如くである。

大正十二年度中施設

日常の塵芥處理	清潔法		施行回数	施行戸數	日數	塵芥搬出延人員	總重量
	運搬車輛備付數	平均一日使用人夫					
二六	一	一六、九九三	一	一八	一、四二八	二八三、〇〇〇 <small>貫</small>	備考
二五	搬出の塵芥總量	一日平均搬出量	二五、一六四二、三七〇 <small>貫</small>	四、五〇〇 <small>貫弱</small>	平均量は總量を行日を以て除す		

(ロ) 建設費及設備

建設費は大正十三年度に於て總建築費金九萬三千六百六十六圓で、金九萬圓を町債によつて支辨し、此内金壹萬四千圓を簡易保險地方貸付資金より借入れ、金七萬六千圓を銀行其他より借入金三百六十六圓を雜收入とした。

- 一、位置 今宮町長橋通八丁目七百十九番地
- 一、設備の概要

- (イ) 焼却場上屋、鐵骨鐵板葺二階造壹棟八拾一坪三合三勺 (ロ) 事務室木造石綿盤葺平家壹棟六坪 (ハ) 便所木造石綿盤葺平家壹棟一坪五合 (ニ) 門壹箇所 (ホ) 塀(鐵骨鐵鋼張モルタル塗) 延長三十六間五分 (ヘ) 手摺(鐵管造) 延長十八間五歩 (ト) 焼却爐六基。

附屬

- (1) コンバッション、チャンバー一式 (2) 送風裝置一式 (3) 熱風爐及加熱裝置一式 (4) 汽罐二臺 (5) 煙突一基 (6) 冷却裝置一式。
- (ハ) 方式撰擇の事情

是れより先理事者は塵芥及尿尿の處理を同時に設備すべきは一舉兩得なりと苦心焦慮し、各地に於ける状態を精密調査したるに理想としてけ最善の企畫であるが、經費其他の事情に依り之を實現することは到底不可であることを考察し、遂に塵芥の處理と尿尿の處分とは全然區別して之を建設すべきこととした。

茲に於て委員を設けて調査し、焼却爐は自然通風式を可とするや又は電動方に依る送風式とすべきやに付慎重研究を重ねたる結果、終に電動力に依る送風式を採用することとした。さうして本焼却所には汽罐二基を附設し塵芥を焼却した餘熱を利用して經費の許す程度に於て、他

日細民の爲めに無料浴場及無料洗濯所を開始すべき設備を有して居る。

塵芥と尿尿の處理に付ては各地自治團では皆頭腦を悩ましつゝ計畫を具體化することを躊躇してゐるのであるに今宮町は財政裕かでもないのに事態急を要するものあるを以て他に率先し衛生の見地より觀察し、尙社會的施設を加味した所の永久的塵芥焼却所を設立したのは實に全國に於ける嚆矢であつて、當さに今宮町の大なる誇とするに足るものである。

(四) 汚泥の處理

公設溝渠の浚渫に依り排出する汚泥は塵芥と同じく處理の場所がない爲め、他日適當の貯溜池を設備する迄、個人の希望に依り、民有の低地に堆積せしめた。今試に大正十二年中に於ける成績を擧げるときは、浚渫溝渠の延長一萬七千六百六十八間に對し、浚渫せる汚泥量は實に七十四萬一千八百五十貫、疏通障害物引揚量は六萬一千百六十貫を超過した。之に徴するも汚泥の處理に如何に困難なるかを推知するに足るであらう。

傳染病

今宮町は地質濕潤にして地勢に勾配なく、又下水の構造不完全の爲め惡水停滯して疏通良しからず、加ふに上水道の普及せず多くは不良の井戸水を濾過して飲料に供する爲め、一般不衛

生の土地と認められ、之れに加ふるに通稱釜ヶ崎(現今の東入船町、西入船町)と稱する木賃宿所在地帯を控へてゐて日々各地より來る各種各様の細民は常に此の地域に輻輳し、之れ等の細民は自然に病毒を携帯して來るから所謂一種の病竈地たるを免がれないのである。左に其状態を記叙する。

(一) 虎列拉

明治三十八年今宮町に初發せし以來大正十三年に至る十八年間に於て、大阪市に發生したる其餘毒を受け、前後六回侵入を見たりしも、幸に甚しき猖獗を致さず、但し大正五年通稱釜ヶ崎、現今の東入船、西入船一帯の木賃宿に點々發生せる病毒は頗る猛烈にして流行の狀勢寒心に堪へざりしが當時隣接せる玉出町の開業醫貞本義保氏(西成郡醫師會長)は衆民の生命を擁護するの意味に於て、一片の義侠心より挺身私費を投じ所轄警察及木賃宿組合間と協力し、日々數班の注射班を組織し、身自から其班の一部に加はりて渾身の力を盡し、豫防注射を行ひしが、其効績空しからず遂に流行を招來せずして終熄を見たのであつた。茲に於て宿屋組合は此の義侠的美舉に酬ひんが爲め、懇篤なる感謝狀を贈呈して其徳を讃頌した。

自治三十八年 虎列拉患者發生年表
至大正十三年

年 別	發 原 地	患 者 數	全 治 數	死 亡 數
明 治 三 十 八 年	楊子江流域 (門司より移入)	一	一	一
同 四 十 年	前年兵庫縣の餘 毒	四	一	四
同 四 十 三 年	上 海	六八	二八	四〇
大 正 五 年	支 那 沿 岸	二	一	二
同 八 年	支 那、重慶、 臺灣	二三	一二	一一
同 九 年	備 考			

備考 年號の記載なきは發生なき年次也

(二) ベ ス ト

明治三十九年大阪市の發生の餘毒を受け、一名の患者を發生したが、爾來鼠族を買收して切に豫防警戒に怠らず、就中大正十一年末から大正十二年に涉る大阪市の發生の病況に鑑み、鼠族買收價の値上げをして捕鼠を奨励し又一方に於ては天下茶屋醫師團、萩の茶屋醫師團、衛生組合等の各團體と協力し屢々懸賞を以て鼠族の捕獲を奨励した結果成績甚だ良好で今日迄該病の侵入を見ないのである、蓋し豫防措置の効果と稱するも過當の言ではあるまい。

(三) 痘 瘡

明治四十一年初發四十五名ありし以來大正十三年に至る間に於て、五回の侵入を見、大正六年は比較的多數の患者があつたが幸に甚しき流行を見ずして終熄した。

自治四十一年 痘瘡患者發生年表
至大正十三年

年 別	患 者 數	全 治 數	死 亡 數
明 治 四 十 一 年	四五	三五	一〇
大 正 六 年	二八八	一八五	一〇三
大 正 八 年	九四	六二	三二
大 正 九 年	一〇八	六二	四六
大 正 十 年	三	三	一
大 正 十 二 年	一一	八	四

年次の記載なきは患者發生なき年である。

(四) 種 痘

明治四十二年四月法律第四十三號を以て種痘法を發布せられ、次で明治四十三年一月一日より施行せられて以降の種痘成績表は左の如くである。
元來種痘の効果は少くも十年以上有効とされてゐたのであるのに、近年は五年の効果を保ち得ない場合さへある。各個人の注意を促しては居るが、未種痘人員の減少を見ないのは遺憾である。

大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年
二一	二一	二一	二一	二一	三一	二一
九三七 一四六	六九七 二七	七三四 一八一	五五一 五〇	一〇一七 六〇四	九一六 五六四	六六八 三一三
九一八 九六六	一六 九五九	三八 四三八	四九九 四九九	五三 一二五	四九 一一〇	三八
二〇六 一〇	一五八 三三六	四四 三四	一一一 一	七六 四七	六三 三七	七一 (臨時)
二〇六一 一、一二二	八七一 一、三二二	八一六 六五三	六七二 五四九	一、一四六 七七六	一〇二八 七一	七四七 一〇九六
一一七	三三	三二 四	六	二二 三	一八 五	一一
一一一 一一八	三三	四 三六	六	二二 三	一八 五	一一
一、六九四 五九四	四九三 七四四	一六八 三三一	二二三 四〇四	五六二 三二七	五二一 二六二	三九四 一八二

自明治四十三年至大正十三年今宮町略年種痘成績表

年	度	期別	善感員	不善感員	檢診人員	種痘計	私種善感員	私種不善感員	種痘計	未種人員	備考
明治四十三年	二一	七一	七二	一四	一九	八九	一	一	一	一	
明治四十四年	二一	二〇四	六五	二八	二	二一三	一	一	一	四五	
大正元年	二一	一八九	三九	二〇六	三七	二二六	三	一	四	一	
大正二年	二一	二七九	五九	一八五	四二	三五七	三	一	四	一	
大正三年	二一	三五六	一六七	四	五	三七六	三	一	四	一	
大正四年	二一	二九七	一六二	一三	四	三二〇	〇	一	一	三五	

家畜市場

明治四十四年一月十九日村會に於て野村彦太郎、渡邊麻次郎、濱田徳松、四ッ谷福松、茶珍恒次郎を臨時家畜市場設立調査委員に選舉し、同月十八日の村會に於て家畜市場を村費を以て設置することを決議又、續て三月三十一日付を以て市場開設願を大阪府知事に提出し、明治四十五年五月廿七日村會に於て市場敷地壹千五拾貳坪を買収すべき議を決し大正元年十一月二日付を以て向ふ三ヶ月以内に開設すべしとの條件付にて市場の設置を許可せられ其後天王寺村と組合規約を締結し共同處理することとなつた。

組合規約摘要

第一條 西成郡今宮村及東成郡天王寺村は家畜市場設置に關する事務を共同處理する爲め町村組合を設く

第十三條 組合の費用は使用料手数料其他組合に屬する収入を以て支辨し尙ほ不足あるときは左の歩合に依り之を各村に分賦す

今宮村 六歩
天王寺村 四歩

第十四條 各年度に於て歲計に剩餘あるときは左の歩合に依り之を各村に交付す

今宮村 六歩
天王寺村 四歩

第十五條 組合各村の財産權歩合左の如し

今宮村 六歩
天王寺村 四歩

右の如き經過に依り今宮村大字木津字松七百九十二番地の一に組合役場を置き經營して來たが、今は一個人の經營に屬して現に營業をして居る今宮町松通七丁目現存する攝津畜産株式會社は即ち是れである。

治病的私設機關統計

大正十二年度

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	
各一個に對する人口	病院	醫師	齒科醫	藥劑師	製藥業	賣藥業	産婆	看護婦	鍼灸	按摩	計									
三、三三三	三	一、六〇〇	一、〇	一、四四	七	一、六	一、〇〇八	一、六六	六九	一三七	六三六									

衛生組合

今宮町衛生組合は、大正三年十月廿七日西成郡指令第五八二號を以てその規約を認可せられたが未だ組合の機關を整頓して其權力を伸ぶるに至らず單に規約の認可を得たる儘にて荏苒歲月を経過して來た。然るに時運は駭々として進み村制施行地たりし村は變して町制施行地となり從て町の大勢は頓に發展し人口の増加率は頗ぶる急激となつた。此住民の増加は自然に衛生状態の改善を促がし、茲に衛生組合を完成し其活動に待たねばならぬ必要を感じ組合機關完成委員を設け精密調査の末、從來の規約は世運の大勢に副はないとし之れに大改正を加へ大正十一年八月二十四日付を以て西成郡長に組合規約の認可を申請し同年九月七日付を以て認可を得たのである。

今宮町衛生組合規約摘要

第三條 本組合ニ於テ舉行スヘキ事業左ノ如シ

- 一、組合内ニ於テ官公署ノ責任ニ屬セス個人ノ義務ニモ屬セサル衛生事項ハ總テ本組合ニ於テ之ヲ施行スルコト但組合ノ責任ニ屬セサル事項ト雖モ之カ囑託ヲ受ケタル場合ハ本組合ニ於テ之ヲ施行ス

此場合ニ於テ其費用ノ補助ヲ受ケ又ハ相當ノ料金ヲ收受ス

- 二、役員又ハ巡視員ヲシテ区域内ノ清潔状態ヲ視察シ第廿六條第三號ノ清潔法施行ノ狀況ヲ巡視シテ之ヲ督勵スルコト
- 三、衛生講話會ヲ開催シ若クハ通俗衛生ノ印刷物ヲ發行シ其他適當ノ方法ヲ以テ衛生思想ノ普及ヲ圖ルコト
- 四、種痘ノ有効ナルコトヲ説示スル方法ヲ講シ自發的ニ之ヲ施行シ未済者ナキヲ期スルコト
- 五、必要ナル法令ノ發布并ニ改廢及官公署ノ命令通牒等ヲ組合員ニ周知セシムルコト
- 六、組合區域ノ内外ヲ問ハス交通頻繁ノ地ニ傳染病流行ノ兆アルトキハ直チニ其病類ニ應スル豫防攝生上ノ注意事項ヲ組合員ニ通告スルコト
- 七、傳染病患者又ハ其疑ハシキモノアルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受クル斡旋ヲナシ一面當該吏員ニ其旨急報スルコト
- 八、傳染病發生時ト平時トニ拘ハラヌ消毒方法清潔方法施行ノ際ハ當該吏員ノ要求ニ應ジ必要ナル援助ヲナスコト
- 九、衛生組合事務所ニハ石油乳劑、生石灰、石炭酸ノ類ヲ常備シ事務所ニ於テ使用スル

ノ外組合員ノ要求ニ依リ分與スルコト

十、醫學界ニ於テ公認セラレタル傳染病豫防注射ノ實行ニ對シテハ努メテ其普及ヲ圖ルコト

十一、組合内ニ移住シタル者アルヲ知リタルトキハ組合規約衛生宣傳書類其他必要ナル書類ヲ送付スルコト

十二、捕鼠器蠅取器其他昆蟲驅除用品ノ共同購入ヲ斡旋スルコト

十三、其他組合規約ノ目的ヲ達スルニ必要ナル方法ヲ講シ組合規約ノ實行ヲ督勵スルコト

次で九月二十日正副組長及支部長を選舉シ又評議員會に於て組合費徵收規定と組合費賦課の等級を左の十八種とした。

- 一、一等金五圓以上
- 二、二等金四圓以上
- 三、三等金參圓五拾錢
- 四、四等金參圓
- 五、五等金貳圓五拾錢
- 六、六等金貳圓
- 七、七等金壹圓五拾錢
- 八、八等金壹圓
- 九、九等金七拾錢
- 十、十等金五拾錢
- 十一、十一等金四拾錢
- 十二、十二等金參拾五錢
- 十三、十三等金參拾錢
- 十四、十四等金貳拾五錢
- 十五、十五等金貳拾錢

十六、十六等金拾五錢

十七、十七等金拾錢

十八、十八等金五錢

斯くして準備着々進行して、將に實行期に入らうとする時、組合革新の趣旨を全町民に普く知らしむる爲め、同組長貞本義保及び副組長の名を以て宣傳書を配布し一般の覺醒を促したの事業稍々其緒に就き、大正十二年三月二十一日より事業の一部たる下水浚渫の準備を爲して之を開始し、其後大阪市のベスト發生の狀況に鑑み危険地帯と認めらるゝ場所には捕鼠器を無料配付し又危険ならざる一般の組合員に對しては、捕鼠器の實費分配などとして捕鼠を獎勵し、其他種痘の獎勵に努め、又衛生講話兼幻燈會を開催して傳染病の豫防に努力した。

其後大正十二年十二月以降組長以下役員等の辭退するものありて、補缺選舉を行はんとせしも、偶々組合規約を改正して二十五支部を併合して十四部となし組合を改善して活動するを得策とするの議起り遂に補缺選舉を行はず目下組合支部區域の變更指定を其筋に申請中である。

衛生宣傳

衛生宣傳は何れの町も其の時機に應じて行うて居る所であるが、今宮町に於て行つたのは一般行はれて居るチラシやビラ等在り來りの方法以外に、特色を示して居る。即ち其の一は「衛生の智識」と題するもの、他の一は「赤坊の育て方」と題する冊子である、其の内容は左の如し、

衛生の知識の内容

- 一、衛生とは何？
- 二、健康の状態如何
- 三、人間の命數
- 四、死亡統計と健康状態
- 五、貧富に依る死亡數の差
- 六、職業に依る死亡數の差
- 七、年齢別による死亡數
- 八、氣候に依る死亡數と疾病別に依る死亡數
- 九、各國民の死亡平均數
- 十、衛生事業の歴史
- 十一、結論 附記、驚くべき今宮町の死亡數

赤坊の育てかたの内容

- 一、分娩前の注意
- 二、必要な三條件
- 三、適當なる營養品
- 四、母乳と牛乳
- 五、近來流行の母乳代用品
- 六、母乳を飲ませる回数
- 七、授乳時間表
- 八、母乳を吸はせる時間
- 九、赤坊の大便秘
- 十、赤坊の青便
- 十一、乳兒脚氣
- 十二、痙攣と腦膜炎の豫防
- 十三、赤坊の泣く時
- 十四、小兒牛乳榮養明細表
- 十五、相當の保温
- 十六、身體の清潔

「衛生の智識」は今宮衛生組合組長貞本義保氏の著述に係るもので組合の費用で出版し之れを組合員一般に配布し「赤坊の育てかた」は原田達三氏の著述である、それを貞本義保氏は町長在職時代毎日町民の生産届を町役場に提出する度毎に一冊宛贈呈した、此の贈呈は貞本氏の寄附に係るものである。町の當事者並に衛生事業負債者が、町の衛生改善に對し如何に苦心して居るかは此の事實で明かである。

家畜傳染病

家畜傳染病豫防法を適用すべき範圍の家畜とは牛、馬、緬羊、山羊、豚、犬、鶏及鶩を稱し之れ等の畜類に發生した傳染病とは牛疫、炭疽、氣腫疽、鼻疽、假性皮炎、牛の傳染性肋膜炎、流行性鶩口疽、狂犬病、牛痘、豚虎列拉、豚疫、豚丹毒、牛の傳染性流産、馬緬羊山羊の疥癬、加奈陀馬痘及家禽虎列拉等で、之れ等傳染病の内從來今宮町管内に炭疽及狂犬病の如きは時々發見することがあつたが極めて僅少の員數で、特に本史に記録するの價値がない、それゆへ比較的病勢猖獗を極め其慘害の程度甚しかつた、牛疫及豚虎列拉の二病を記するに止めた。

(1) 牛疫

明治四十一年に於ける牛疫發生の原因は、同年六月三十日山口縣下下ノ關を経て府下泉北郡湊村に輸入した朝鮮牛十八頭に依り之れが病毒を齎した。然るに該牛は何れも輸入當時何等異狀を認めなかつた結果、各郡に移送せられ、後ち悉く牛疫の徴を發し終に病毒を廣く散蔓させたもので七月七日先づ東成郡に初發し、次で泉北外三郡及堺市に入り、漸く蔓延して今宮町に散在せる牛乳搾取場を襲ひ、病勢甚だ猖獗を極めたが豫防制壓に關しては (一)管外有毒地より移送し、又は當該有毒地を經過した牛、羊類並病毒傳播の虞ある物品の輸入を禁止す (二)

府下有毒地域に於ける牛、羊類の出入往來を禁止し、且つ有毒物品の搬出入を停止す (三)有毒地域に隣接し病毒傳播の虞ある注意区域内に於ては警察官署の承認を與へたるもの、外牛、羊類の出入を停止す (四)牛乳搾取場に於ける畜牛の搬出入は凡て警察官の承認を要せしめ又有毒地域に於ける畜牛に對し牛疫免疫血清を注射する等の確な豫防措置其効を奏し、九月十四日を以て全く終熄を告げた。今參考の爲め明治二十八年以降同四十一年に至る大阪府下に於ける牛疫の發生數を左に掲げる。

年 別	死	撲	殺	疑牛撲殺	計
自明治二十八年 至同四十一年	大阪府下牛疫發生數				
明治二十八年	一三		三九	二〇	七二
同二十九年	一〇〇		五六九	四九三	一、一六二
同三十年	二〇二		二、五一九	六一七	三、三三八
同三十七年	六		三五	八一	一二二
同四十一年	一三		六七	四五六	五三六

参照明治四十一年以降現今に至るも牛疫なし

(2) 豚虎列拉

豚虎列拉は從來本邦に其流行を見たことのない病毒で、大正十三年初春來滋賀、京都兩府縣

下に散發し、遂に大正十三年七月九日今宮町中開五丁目五〇〇地養豚場に初發し、頗ぶる勢力猖獗を極め、遂に附近の養豚場に蔓延し、日を追ひ倍々慘狀を逞ふせんとするので、之れが豫防制壓に就ては多大の努力をなせし結果、斃死二頭、罹病撲殺二百二十一頭にて漸く終熄を告げた。

第八 財政經濟

當町は大阪市の南進と、歐洲戰亂當時好景氣時代に伴ふ大都市の市外發展とに伴ひ、急激なる戸數人口の増加を來したので、町の財政經濟も亦それに隨つて突飛と見らる可き程度にまで膨脹せり、是れ當町の殷賑を示すものであつて、最近大正十三年度を以て、之を三十年前のそれに比較すると實に隔世の感ありとも言へる、嘗に日本國家の財政が急膨脹を來した比ではないのである。先づ明治三十年以降五ヶ年別の歲計を示すと次の如くである。

大正十二年度決算及十三年度豫算表

歲入出の別		經濟別	大正十二年度決算高	大正十三年度豫算高
一般經濟歲入	六五二、九二二、〇〇六		九八六、七六九、〇〇〇	
特別經濟歲入	二一九、七五七、六四五		二二〇、〇一〇、〇〇〇	
合計	八七二、六七九、六五一		一二〇六、七七九、〇〇〇	
一般經濟歲出經常部	三九五、六八九、三三〇		四五三、〇二一、〇〇〇	
臨時部	九五、五六五、三五〇		五三三、七四八、〇〇〇	
特別經濟歲出經常部	一六六、五二九、五六〇		二一六、九九八、〇〇〇	
臨時部	五二、五六九、二六〇		三、〇一二、〇〇〇	
合計	七一〇、三五三、五〇〇		一、二〇六、七七九、〇〇〇	

大正十二年度歲入出差引殘次年度へ繰越高

一般 一六一、六六七、三二六 } 一六二、三二六、一五一
 特別 六五八、八二五 }
 合計 八二〇、五〇一

次に大正十二年度及十三年度の歲出入總決算を示すと左表の通りである。

大正十二、三年歲計

一般經濟歲入經常部

科	目	大正十二年度決算高	大正十三年度豫算高
財產より生ずる收入		二三六、七五〇	一三八、〇〇〇
使用料及手数料		六五、四一五、三六〇	七八、八八一、〇〇〇
國庫下渡金		二六、六四〇、一二〇	二〇、九六〇、〇〇〇
交付金		六、八九〇、五一〇	七、四六九、〇〇〇
納付補助金		三、六三一、四〇〇	四、五五〇、〇〇〇
府補助金		四〇〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇
郡補助金		一、三九四、二六〇	一六一、六六七、〇〇〇
寄附金		九三、三〇二、四六六	一七三、〇〇〇、〇〇〇
繰越金		一二〇、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇九七、〇〇〇
町雑收入		二七、八九五、九一〇	三四〇、八八四、〇〇〇
町雑税		二九八、四七五、二三〇	
合計		二、九八〇、〇〇〇	二、四七〇、〇〇〇

歳入 合計

九、〇〇〇、〇〇〇

二四八

備考 大正十三年歳入豫算は追加豫算の爲の拾五萬四百參圓を増し九拾八萬六千七百六拾九圓となれり

一般經濟歳出經常部

役場	大正十二年度決算高	同 十三年度豫算高
會議	八七、〇〇〇・九九〇	一〇四、四八七・〇〇〇
土木	一、二一七・〇四〇	一、二二七・〇〇〇
小學	二八、七六〇・四六〇	二七、七〇六・〇〇〇
就學獎勵	一八九、三七五・七七〇	二二一、〇三三・〇〇〇
實業補習學校	一、九七二・三八〇	一、七一〇・〇〇〇
圖書	四、七〇六・四〇〇	五、二二〇・〇〇〇
傳染病豫防	四、九四七・八五〇	三、五六九・〇〇〇
汚物掃除	二三、七五八・一七〇	二三、八二一・〇〇〇
衛生諸費	九二・一七〇	三、九四五・〇〇〇
溝渠浚渫		一、〇七三・〇〇〇
清潔法施行費		三、〇〇〇・〇〇〇
トキホーム豫防及治療費		二〇七・〇〇〇
家畜傳染病豫防費	二六〇・五〇〇	

公民病院	一三、二六四・八五〇	四、三五九・〇〇〇
居設市場	四、六六四・三一〇	一四、一四七・〇〇〇
職業紹介所		五、七八五・〇〇〇
勸業	三一七・一二〇	一、〇三一・〇〇〇
救助費	一、〇八一・五〇〇	七九五・〇〇〇
警備費	一六、三六五・七三〇	一、四二一・〇〇〇
地方改良費	七四二・三一〇	一八、〇一四・〇〇〇
獎學資金蓄積金	一四八・七五〇	一、〇六五・〇〇〇
消防組員救済資金積立金		五八・〇〇〇
財產費	五、〇七八・七九〇	八・〇〇〇
諸稅及負擔	五、八四三・一五〇	五、〇〇四・〇〇〇
金庫取扱費	二六〇・〇〇〇	七、三八二・〇〇〇
雜支	五、八三一・〇九〇	二四〇・〇〇〇
豫備費		四、〇三三・〇〇〇
歳出經常部計	三九五、六八九・三三〇	四、〇〇〇・〇〇〇
一般經濟歳出臨時部		四五三、〇二一・〇〇〇
公債費	大正十二年度決算高 五六、五八四・九〇〇	大正十三年度豫算高 六五、四二四・〇〇〇

十三年度豫算科目を公算科目とせり

土木	一、〇七二・六一〇	
汚物	一、八八八・〇五〇	
掃除	四、九〇〇・〇〇〇	八、五〇〇・〇〇〇
補助	二二、〇八七・三七〇	
雑支	五、一五〇・〇〇〇	
寄附	四〇四・五〇〇	
役場	二七〇・〇〇〇	一、八八五・〇〇〇
小學校	四九二・九四〇	
屠場		
役場管轄費本年度支出額		
公設市場管轄費	八五〇・〇〇〇	
傳染病豫防費	五八八・九八〇	
小學校管轄費の内本年度支出額	一一、二〇〇・〇〇〇	一一四、四九三・〇〇〇
奉祝費	一一一・〇〇〇	一、四〇〇・〇〇〇
警備費		
實費診療所設置費		五一、八三〇・〇〇〇
職業紹介所設置費		二一、一五三・〇〇〇
公設市場増設費		一三、三〇〇・〇〇〇
塵芥焼却場新設費		九〇、三六六・〇〇〇
第六小學校新管費の内本年度支出額		七九、一二〇・〇〇〇

二五〇

勤業	四〇〇・〇〇〇	
雜支	五九、二二七・〇〇〇	
寄附	一、一五〇・〇〇〇	
公會堂設置費	二〇、〇〇〇・〇〇〇	
町史編纂費	五、五〇〇・〇〇〇	
歳出臨時部計	五三三、七四八・〇〇〇	
歳出總計	九八六、七六九・〇〇〇	
科目の下空欄は當該年度に豫算の計上なきもの		
特別經濟歳入		
使用料及手数料	一三一、六五七・三三〇	大正十二年度決算高
納付金	六五、二五一・二四〇	大正十三年度豫算高
繰越金	一、四六八・四八五	一六〇、四〇〇・〇〇〇
雜收入	三八〇・五九〇	五九、三六〇・〇〇〇
歳入合計	二一、〇〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
	二一九、七五七・六四五	二二〇、〇一〇・〇〇〇

二五一

特別經濟歲出經常部

科	目	大正十二年度決算高	大正十三年度豫算高
事	業務費	一一、八八〇・七五〇	一六、八七〇・〇〇〇
	作業費	五八、六〇八・一六〇	八四、二九〇・〇〇〇
給水	料支	九六、〇一九・〇七〇	一一三、四〇〇・〇〇〇
	支	二一・五八〇	一〇〇・〇〇〇
雜	管備	一六六、五二九・五六〇	二一六、九九八・〇〇〇
	借費		二、〇〇〇・〇〇〇
水	管備		三三八・〇〇〇
	借費		二、〇〇〇・〇〇〇
豫	備		二、〇〇〇・〇〇〇
歲出經常部計		一六六、五二九・五六〇	二一六、九九八・〇〇〇

特別經濟歲出臨時部

科	目	大正十二年度決算高	大正十三年度豫算高
公	債費	一一、四七〇・八〇〇	三、〇一二・〇〇〇
	擴張費	三二、〇九九・一八〇	三、〇一二・〇〇〇
水	道支	九、〇〇〇・〇〇〇	三、〇一二・〇〇〇
	出	五二、五六九・二六〇	三、〇一二・〇〇〇
雜	出	二一九、〇九八・八二〇	二二、〇一〇・〇〇〇
	計		
歲出臨時部計		五二、五六九・二六〇	三、〇一二・〇〇〇
歲出總計		二一九、〇九八・八二〇	二二、〇一〇・〇〇〇

科目の上空欄は當該年度豫算の計上なきもの

更に明治三十年度より大正十三年度に至る歳計豫算を對照すると左の如くである。

歳計豫算比較對照表

豫算科目	歳出經常部			十三年度は決算を示す		
	明治三十年度	明治三十五年度	明治三十九年度	大正元年	大正五年	大正十年
役場費	七四圓	一、三三七圓	三、四四四圓	六、八五二圓	一〇、〇〇〇圓	三、三〇四圓
會議費	一三三	一、五二	一、五	三七	一八	一、六五五
土木費	一、三三三	一、九四四	一、一〇三	一、四一八	一、九四三	二、八九五
小學校費	六〇〇	七九	一、三三	七、三五七	一、六八五	三、四一三
今宮實業補習學校費						〇
圖書館費						一、七〇
衛生費						〇
傳染病豫防費						二、六〇
汚物掃除費						二、五七
溝渠浚渫費						一、四三
清潔法施行費						二、九〇
トラホーム豫防及治療費						三、八五
家畜傳染病豫防費						一、三三
屠場費						二、九二
屠場費						二、五三

警備費	5,000
特別豫算繰入金	3,277
實費診療所設置費	5,894
職業紹介所設置費	10,240
公設市場増設費	2,766
第一尋常小學校費	64,960
塵芥焼却場新設費	5,168
奉祝費	1,348
第六小學校新營費の内本年度支出額	74,400
町史編纂費	5,499
勸業費	233
臨時部計	443
歳出合計	4,433
臨時部計	443
歳出合計	7,066
臨時部計	1,353
歳出合計	10,736
臨時部計	3,798
歳出合計	6,938
臨時部計	75,778
歳出合計	82,716

右の表によれば歳出の經常臨時兩部合計に於て明治三十年より四十年に至る十年間に於ては四千四百圓代より徐々として一萬餘圓に自然増加を示したるに過ぎざりしも、其後の大正五年度迄の十年間には約六倍強の六萬九千圓代に上るの急増加をして居るが、最後の大正十三年度に

至りては豫算計上額八拾九萬參千餘圓となり、決算に至ては實に九拾八萬六千餘圓といふ巨額に上り、全く十年前とは比較にもならぬ程度の大激増を示して居る。是れは戸口の激増と正比例した當然の趨嚮で敢て怪しむに足らないが、之れに特別會計の水道費二十二萬圓を加算すれば、正に百貳拾萬圓の大世帯で、人目を聳動するに足るものである。

大阪市南部に接續した新市街の經營としては、其繁盛を庶幾する上より云ふも、少なくとも大阪市と雁行したあらゆる文化的の諸設備を實現せしめる必要があり、茲に於て年々歳計臨時部の經費が經常部に比し敢て甲乙なき巨額を計上して小學校營繕費、實費診療所設置費、職業紹介所設置費、公設市場設置費、塵芥焼却場新設費其他の諸設備費となつて現れ、斯くして都市と其文化を對等的に享受せなければ止まぬに至つたのである。

尙大正十一年諸税賦課總額、町有資産概況、町政機關、警備、公共機關等に關する經費を舉示すれば左の通りである。

大正十一、十二年諸税賦課總額調

税目	田租	畑租	宅地租	雜地租
國稅	4,362	2,586,66	10,643,33	3,64
稅額	4,300	2,500,00	10,525,00	3,00
計				11年度 145,733,68

起債の目的	償還未済額	借入先	利率	最終償還期限	償還方法	居場		其他	
						数量	價格	数量	價格
第四小學校建築費	二、六六〇	大阪府	年五分	大正十四年十二月	年賦				
同	七七、一四二	鴻池銀行	年七分三厘	大正十四年十二月	同				
第五小學校建築費	一四四、六六六	同	同	大正二十年十二月	同				
第三小學校建築費	一二〇、〇〇〇	同	九分	大正二十一年十二月	同				
水道擴張費	一六、〇六〇	日本勸業銀行	年五分九厘	大正二十年三月	同				
公設市場建築費	三〇、〇〇〇	逓信省	年四分八厘	大正二十九年三月	同				
同	一三、〇〇〇	同	年四分八厘	大正三十年三月	同				
塵芥焼却場設置費	一四、〇〇〇	日本勸業銀行	年五分四厘	大正三十年三月	同				
合計	四一七、五二八								
							九八〇	九八九	六五、四七七
								六九一、九六九	八四
									六五、五六一
									一〇
									六、一八七
									六、一八七
									三四三
									二六〇

當町の土地

當町は明治三十年に其北端を大阪市に編入せられ、大正六年迄村制であつたが、同年九月より町制になつた。土地の廣表は東西十六丁五十間、南北十九丁十五間であつて、地形は南端の東西皿池町と南北吉田町の玉出町へ突出したるものを除けば殆んど歪方形を爲してゐる一地域で、面積〇方里一九一四、反別二百六十四丁八反九畝、坪數七十九萬四千六百七十坪である。境界は東部一帯天王寺村即ち現今の住吉區に接し、西は舊津守村、南は玉出町、北は大阪市南区及浪速區に接してゐる。

左表に於て特に注目し價する點は、大正七年來年々畑地が減少して宅地が増加した事である、之が當町の發達を物語る唯一の事實である。次に大正七八年を劃して總反別に著増を來したのは、耕地整理の結果である。さうして其増加した坪數の殆んど九分通りは道路、溝渠及學校敷地の増加となつた譯である。

廣	積
東西一六丁五〇間	〇、一九一四
南北一九丁一五間	

大正九年に於て、總反別に著増あるは耕地整理の結果なり

合計	反別	別	
		地	
		小計	雑水道用
二六九、六九	三五、七一	一〇七、二九	四、四八七
二六五、四一	三五、七一	一〇七、二九	四、四八七
二六五、四五	三五、七一	一〇七、二九	四、四八七
二六五、四一	三五、七一	一〇七、二九	四、四八七
二六五、四一	三五、七一	一〇七、二九	四、四八七
二六五、三九	三五、七〇	一〇七、一〇六	四、四八七
二五三、一九	一八、七三	五三、一六五	四、四八七
二五三、七三	一七、八一	五三、四七	四、四八七

土 地 租			境界
免 租		有 租	
軌鐵道溝填學官寺 道道校公院 用地地地署地	小 種 計	地 野 沼 地	
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	八、七六〇 二〇一 一〇一 三三坪	二九、一八 九六 一〇、〇〇 二九、一九 一〇七、九三 丁反畝 一、〇六	東 東成郡天王寺村 西 西成郡津守村
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	八、七六〇 二〇一 一〇一 三三坪	二九、七〇 一、二四 一〇、〇〇 一〇一、〇六 二五、六四 丁反畝 一、七三	南 西成郡玉出町 北 大阪市
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	八、七六〇 二〇一 一〇一 三三坪	二九、七四 一、一三 一〇、〇〇 二八、〇〇 九八、三六 丁反畝 一、七三	
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	八、七六〇 二〇一 一〇一 三三坪	二九、七三 一、一四 一〇、〇〇 一四、五七 八四、九六 丁反畝 一、七三	
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	八、七六〇 二〇一 一〇一 三三坪	二九、六六 一、四七 一〇、〇〇 一四、五六 八、七六 丁反畝 一、八	
三、八〇〇 四六、二七四 一三、二九七	七、四九四 二〇一 一〇一 三三坪	二九、四七 一、三六 一〇、〇〇 三五、四八 一、七三 丁反畝 一、七三	
三、〇七六 六、一四六 二、六五九	五、四九五 二〇一 一〇一 三三坪	二九、三二 一、一四 一〇、〇〇 三、五三 一、九八、四八 丁反畝 一、七三	

第九 耕地整理

二六四

當町には他に類例乏しき特筆大書に足る一事がある。これは耕地整理の名に於て行はれた其實は豫行宅地整理であつた。

小松原に點綴された一帯の麥圃菜園が名残りも留めず端正な街衢となつたのは、勿論大阪市の人口の増加、富の膨脹、文化の進歩等の爲めに、接續町村に工場も住宅も壓出されたに職因するのであるが、然し大阪市中の熱鬧と砂塵と煤煙から逃げ出して、清新な郊外生活をしようとする趨勢に順應して之が設備を爲し、献立をしたのが現今の南海本線を界とした以西地域の耕地整理である。即ち大阪市の膨脹と相呼應した此の準備が今日の殷賑を見る大副因である。さうして之を催進し促成せしめたものは明治三十七八年の日露戦役であるのは言ふ迄もない。當時南海線天下茶屋驛以西一帯の地は、露國の捕虜收容所、第十六師團假設兵營練兵場、陸軍豫備病院として借上げられたのであつたが、明治四十一年十、十一月の間に於て全部其使用を廢して各地主へ還附された。該地域は使用四五年間に亘り、且從來の形狀を變更した爲め、之を復舊して耕地宅地とするにも、若し各所有者が區々に其の工事をすれば、工費を多く要し、且其境界等も識別するに困難なるが爲めに、此際耕地整理法に據り參加土地所有者共同して之を

行ひ、土地の交換分合、區劃形狀の變更、道路溝渠溜池等の改廢更置及此等に伴ふ諸般の設備をなすことになり、其工事を進める議を決したのであつた。然るに元來耕地の整理なるものは畦畔の廢除又は耕地の區劃を整ふる等耕作上の便利を圖るのが主なる目的であるのに、當時の今宮村は其目的を異にし、將來に於ける大都市接續と云ふ地理的の狀況と、前年より開始した南海線電車開通等に鑑み、宅地として土地の繁榮を企圖するの主旨であつた爲めに、相當遠謀深慮の計畫に依り、先づ東西南北に完全な幹線道路を布設し、之を基點として縦横に支線を造り、従つて土地の交換分合を行ひ、區劃形狀共に正しく、條理井然として碁面の如く設備して將來に於て模範的の市街を實現しようとする趣旨目的の下に着手された。

第一耕地整理組合

それで明治四十三年二月七日付で第一耕地整理組合が認可され、次で同年三月廿四日に工事に着手し、翌四十四年四月二十日を以て工事が完了したのである。此の整理地區は東は南海鐵道を界とし、西は高野鐵道を界とし、南は水路を隔て、玉出町及皿池を以て境とし、北は現今の梅通りを以て界とした一區劃で、地區の大部分は曩に陸軍省へ借上げられ、四十一年十月に還附されたもので、從來は主として大阪市に供給する蔬菜を栽培する畑で、従つて道路溝渠も

少なく、且狹隘で、蜿蜒屈曲甚だしく、交通も排水も不良不便で、單に集約的蔬菜作を爲す丈
けにても非常に不利不便の状態であつたのであるから、將來市街地として經營するの期待から
すれば、尙更ら格別の苦心を要し、換地分合の如きも地價昂騰の豫期や思惑等で少なからざる
面倒があつたのである。

第一耕地整理組合は明治四十三年三月七日付を以て組合長勝田楨太郎氏副組合長加納讓氏就
任認可せられ、同月二十四日起工したのである。今其工事の要領を擧ぐれば左の通りである。

道路 は勝間街道を始め主要道路を三間幅となし、支道は二間幅とした。其長短廣狹合せて
第一號道路より第十六號道路に區劃した。

溝渠 は主として排水を目的としたもので、從來の水路の曲折を矯正し、天王寺方面の高地
よりする水流を停滯なく排水する事とした。

區劃形狀 は長方式を採り、地區の周圍を除くの外、長三十間幅十二間、一區一反二畝歩と
し、南北に長く東西に短く、各短邊には必ず道路水路を沿接せしめ、各區境界には畦畔を設け
ずに標杭を以て境界とした。

かくて同年五月四日最低入札者に豫定價格で工事全部を請負はしめた。尙同年八月末日を以
て一期とした明治四十二年度組合收支決算書は左示の如くである。

今宮村第一耕地整理組合明治四十二年度收支決算書

(注意△印は朱書)

收 入		支 出	
△一金五千貳百八拾八圓七拾參錢八厘	收 入 豫 算 高	△一金五千貳百八拾八圓七拾參錢八厘	支 出 豫 算 高
一金四千百八拾六圓八厘	收 入 決 算 高	一金四千百七拾九圓九拾八錢壹厘	支 出 決 算 高
		收入支出差引	
		一金壹千八百八圓七拾五錢七厘	豫 算 残 高
		一金六圓貳錢七厘	現 在 高

但豫算残高は明治四十三年度豫算に編入すべきことにした。

茲に注目すべき事は支出金の全部が組合費徴收によらずに借入金で支出した事である。其借
入及償還は同年三月より六月迄參百八圓九拾九錢を無利子で借入れ、七月に内百七拾貳圓九拾
八錢貳厘を償還し、其後浪速銀行難波支店から六月六百圓七月壹千圓八月壹千五拾圓、九月貳
千圓十月壹千圓計金五千六百五拾圓を借入れ、内九月に六百圓十月に壹千圓償還した事である。

明治四十二年整理費收支決算書

(注意△印は朱書)

内 譯 入

科 目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附 記
組合費分賦金	四、四三〇・八九一	—	△ 四、四三〇・八九一	減額せしは費用の分賦をなすべき運に至らざりしに因る
補助金	八三〇・八四七	—	△ 八三〇・八四七	
借入金	—	四、一八六・〇〇八	△ 四、一八六・〇〇八	減額せしは補助金の下付なかりしに因る
合計	五、二六〇・七三八	四、一八六・〇〇八	△ 一、〇七四・七七〇	

支 出

科 目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附 記
第一款 土木費	四、〇〇〇・四三六	三、八七〇・二〇〇	△ 一、一三〇・三六六	減少せしは請負に付し價格の低廉なりしに因る 減少の内百五十圓は地盤濫均し費へ流用 減少の内百五十圓は地盤濫均し費へ流用 減少の内百五十圓は地盤濫均し費へ流用
第一項 道路費	一、三三〇・〇〇〇	一、〇九六・一〇五	△ 二三五・九一九	
第二項 溝渠費	一、七五〇・七三三	一、五五〇・六六六	△ 一九三・四八六	

次に第二期即ち第一整理組事業全部竣工の收支決算報告は、同四十四年九月に議決せられた、即ち左の如くである。

科 目	三月より八月迄豫算額	決算額	差引増減額	附 記
第三項 地盤均整費	五五五・二〇〇	△ 一〇〇・五〇〇	△ 二五五・〇五〇	濫均し人夫の豫想外多数を要したるに因る但超過額は道路費及溝渠費より流用
第四項 橋梁費	四八〇・〇〇〇	三七九・〇八九	△ 一〇〇・九五一	
第二款 測量費	一六三・八〇〇	二〇・四七五	△ 一四三・三二五	減少せしは豫定人夫の使役を要せざりしに因る 減少せしは豫定標杭の使役を要せざりしに因る
第一項 人夫賃	一〇〇・〇〇〇	一三・〇〇〇	△ 一〇七・〇〇〇	
第三款 補償費	四〇・八〇〇	七・八五五	△ 三五・九四五	
第四款 事務所費	三〇・〇〇〇	八〇〇	△ 二九・〇〇〇	
第五款 組合設立費	四七・三七〇	三三・五七六	△ 一三・七九四	
第六款 豫備費	三三三・三三三	—	△ 三三三・三三三	第四款事務所費雑費へ金拾八圓八拾四錢五厘流用す
合計	五、二八八・七三八	四、一七九・九八八	△ 一、一〇八・七五七	

今宮村第一耕地整理組合明治四十三年度収入支出總計決算 (注意△印は朱書)

収入 豫算 高
 入金 決算 高
 △一金貳千五百八拾七圓九拾錢九厘
 一金六千五百八拾八圓參拾六錢參厘

支出
 支出豫算高
 支出決算高

△一、金貳千五百八拾七圓九拾錢九厘
 一金壹千六百七拾七圓貳拾七錢壹厘
 收入出差引
 △豫算金ナシ
 殘金四千九百拾壹圓〇九錢貳厘

内
 金四千八百八拾六圓〇〇八厘

四十二年度借入金償却

差引殘金七百貳拾五圓〇八錢四厘

右殘金は明治四十四年度へ繰越すものとした。

今宮村第一耕地整理組合明治四十三年度収入支出決算表

(注意△印は朱書)

収入の部

科目	豫算額	決算額	差引増減	事由
組合費分賦金	一、四七九・五三	五、七六五・三三六	四、三〇六・八〇六	増加せしは本年度に於て一時に全部徴收したるに由る

支出の部
 經常費

前年度豫算繰越金	一、一〇八・七五七	八〇三・〇七	三〇五・七〇〇	減少せしは補助金七百九十七圓の實收を加へたるも繰越金の減縮せしに由る而て補助金を決算額に併算したるは當該科目なきに起因す
合計	二、五八七・九〇九	六、五六八・三六三	四、〇〇〇・四五四	

科目	豫算額	決算額	差引増減	事由
第一款 土木費	一、五〇四・四四	△八・五〇	△八・五〇	減少せしは舊勝間新道取崩は直接工事をなさず道路に接続する持主に對し一間に付拾貳錢取崩費を支出せしに由る殘餘金の内拾五圓は溝渠費へ流用す
第一項 道路費	一、三五四・四四	三七・五〇	△九七・九四	
第二項 溝渠費	三〇〇・〇〇	四四・〇〇	一五〇・〇〇	増加せしは堰板の修理を加へたるに由る而て超過額は款内道路費より流用す
第二款 測量費	△八・八五〇	一〇一・八七〇	一〇〇・〇二〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第一項 人夫賃	三二・〇〇〇	三七・六〇〇	一六・六〇〇	増加せしは境界杭打に要する人夫の多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第二項 標杭費	六二・八〇〇	六四・二七〇	三・四七〇	増加せしは標杭を要する多きに由る而て超過額は豫備費より流用す
第三款 補償費	六九・一〇〇	六九・一〇〇	〇	
第四款 事務所費	一、六〇三・二二三	一、一九〇・五九九	△五八二・七二四	
第五款 組合設立費	三三三・一三三	三三三・一三三	〇	
第六款 豫備費	二、五四〇・〇〇〇	一、六七七・七七二	△一、七三二・二二八	第二款測量費人夫賃拾六圓六拾錢標杭費へ參圓四拾貳錢第四款事務所費文具料へ壹圓貳拾錢各流用す
合計	二、五八七・九〇九	一、六七七・七七二	△一、九一〇・一三七	

備考 組合費として徴収した總額は五千九百七拾圓八拾九錢七厘である

四十二年三月無利子借入償還未了額及浪速銀行よりの借入金は全部償還済である

組合員の異動は設立當時七拾壹名、明治四十二年度末が七十四名、同四十三年度末が八十一名である即ち設立當時より二十三名を増し十三名を減じたのである。

次に整理地區の地目、等位及工事着手前後の面積の増減に付ては左表の如くである。

整理地區内土地々目及等位別表

地目	工事着手前		工事完了後		工事前に比し増減
	面積	等位	面積	等位	
田	一、九二二	一	一、五一五	減	三二七
畑	一、九一二	一	一、五一五	減	三二七
同	一三五、〇〇七	一	五二、四二六	減	八二、五一一
同	一四一、六一七	二	一四五、九〇九	増	四、二二一
同	七九、一二七	三	三四、一二〇	減	四五、〇〇七
同	五、八一八	四	五〇、八一五	増	四四、九二七
同	六二〇	五	六二、二一四	増	六一、五二四
宅地	三六二、三二九	五	三四五、六二四	減	一六、七〇五
計	九〇八		八一二	減	〇、〇二六

整理結了後の地區は即ち今日の梅、松、橘、櫻、柳の各通りであるが工事前の大字及字に依りて左表を擧げて置く事は昔を偲ぶよすがとしても當町の歴史としても不必要である。

大字及字面積別表

大字	字	總面積	内			民有地	民有地筆數
			道路	溝渠	民有地		
今宮	荻山	二八、四〇四	二、〇一四	三〇六	二六、〇一四	二五	
同	濱田	四〇、五一九	三、一〇一	六二四	三六、七二四	三一	
同	東濱田	七三、〇〇九	七、三〇九	一、三〇三	六四、三二七	五六	
同	六代岸	六〇、一〇六	四、二一三	一、六一五	五四、二〇八	四九	
同	西濱田	一〇二、〇二四	六、八一六	一、〇〇四	九四、二〇四	八二	
同	丸岸	四七、二一五	二、六一七	七〇二	四三、八二六	三八	

同	同	同				
	計	計				
	三 八 二 、 九 二 二	二 九 、 〇 〇 二	五 八 、 二 九	三 四 八 、 〇 二 一	三 〇 五	
同	同	同				
	計	計				
	一 六 、 八 〇 八	一 、 六 一 五	二 四	一 五 、 〇 二 九	一 三	
	一 四 、 六 二 七	一 、 一 〇 七	一 一 一	一 三 、 四 〇 九	一 一	
同	同	同				
	計	計				
	三 八 二 、 九 二 二	二 九 、 〇 〇 二	五 八 、 二 九	三 四 八 、 〇 二 一	三 〇 五	

二七四

第二耕地整理組合

第二耕地整理組合設立の申請は、明治四十三年十一月二十一日であつたが、認可されたのは第一整理組合の工事完了した日より八日目の同四十四年四月二十八日であつた。

此の地區は東は南海鐵道を以て界とし、東北部は舊關西鐵道を界とし西北部は市郡界である水路の南側を以て境界とし、西は十三間川堤防際を界とし南に至りては西部は勝間村界なる水路の北側を境界とし、東部は舊高野鐵道を隔て、第一耕地整理地區界の新設道路の中心を以て界とした所の總面積百三十七町一反一畝十二歩の地域であつて、地區内は總て畑地であつて、舊來棉作を爲し、其頃には主として胡蘿蔔及葱の如き蔬菜作を營み、大阪市に供給しつゝあつたものであるが道路の如き中央南北に勝間街道が貫通して居る、道幅狭く、其他の道路も甚だ狹隘で、且蜿蜒屈曲してゐて、交通最も不便であり、水路は大流川及長橋川の二條共に東天王

寺村より來て南方に曲折迂回して十三間川に注入してゐるが、雨水を集受する小水路少なく、排水不良な爲め、蔬菜作に不利なるのみならず、將來工場住宅を建築せんにも尙更是れが大支障であるので、當地の繁榮が妨げられてゐた。故に工事施行の目的も略々第一耕地整理の時と大同小異であつて、道路を直通して交通運搬を便にし、排水路を堀鑿或は改修して、排水を完全ならしめ、土地の交換分合をなして區劃を整然ならしめ、集約的農業を爲すにも又市街地として家屋の建築を爲すにも便利ならしめるのを目的としたのであつた。

道路 は第一地區と南北に於て連絡するのであるから、幅員も二間乃至三間の同一のもとし、全部六十二條を改修及新設するのであつた。

溝渠 は大流川及長橋川を改修して、將來一層舟楫の便益を計り、天王寺の一部と今宮村全部の排水を根本的に改良し得る計劃にて毎年の最大雨量及潮の干満を計り、十五の排水溝渠を設け、將來浸水氾濫の憂なからしむるにあつた。

第二組合設立當時と工事完成の時に於ける整理施行地區の地目別面積及地價等は左表の通りである。

第二耕地整理事業表

地目	組合設立當時の分		大正四年度分	
	面積	地價	面積	地價
畑	一、三〇四、七〇三	五七、六三四、九三	一、三〇四、八二八	五七、六四〇、六六
原野	〇、〇二七	一、三五五	〇、〇二七	一、三五五
井路	〇、〇〇九	四五	〇、〇〇九	四五
池沼	二、四一六	二四、五一	二、四一六	三四、五一
雑種地	一、〇〇二	一、六〇	一、〇〇二	一、六〇
墓地	一、五一五	二二、二五	六一二	九、六〇
宅地	六二、二二二	一八、一〇六、一五	六二、九二〇	一八、三一三、九八
計	一、三七一、一二四	七五、七九二、二四	一、三七一、一三四	七五、九九二、一五
國有地	四六、一二六		四六、一二六	
道	三〇、五一三		三〇、五一三	
溝渠	一四、〇〇一		一四、〇〇一	
堤塘	九〇、七一〇		九〇、七一〇	
合計	一、四六一、九〇四	七五、七九二、二四	一、四六一、九〇四	七五、九九二、一五

今第二耕地整理組合の設立より解散迄に至る十ヶ年間の収入と支出を一覽表として示せば左の如くである。

年度	収入之部			
	科目	組合債	組合費	前年度繰越金
明治四十三年度	九七五、〇元	—	—	—
同四十四年度	八、四〇〇、〇〇	一〇、一五五、四元	三、五	五五、五
大正元年度	五、五〇〇、〇〇	九、五五五、五元	二、三〇五、四八	三三、〇〇
大正二年度	一七、七〇〇、〇〇	八、一四六、三元	九〇〇、五〇	二四、一六
大正三年度	九、〇〇〇、〇〇	—	六、〇〇	七、〇〇
大正四年度	二、五〇〇、〇〇	一、一五五、七元	一、一六、一八	三〇、二八
大正五年度	—	四、四四四、五元	二、三六、一八	三六、九
大正六年度	—	八、三三三、四八	二、一〇〇、三三	一、〇四七、七
大正七年度	—	—	五、三九六、三三	五、一〇、三
大正八年度	—	—	三、三三六、七	二、六八、三
合計	—	—	—	—

整理完成の地區は即ち現在の左記町名となつた。

耕地整理

旭南通	自一丁目至八丁目	中開	自一丁目至六丁目
旭北通	自一丁目至八丁目	北開	自一丁目至四丁目
鶴見橋通	自一丁目至八丁目	西四條町	自一丁目至三丁目
鶴見橋北通	自一丁目至八丁目	東四條町	自一丁目至三丁目

長橋通 自一丁目至九丁目 花園町
 出城通 自一丁目至九丁目 西萩町
 南開 自一丁目至八丁目

次に例によりて舊字名による面積別及當時の地價評定價格最低五圓最高拾五圓の總計金額を舉げて後日の參考に供する

整理地域舊字面積表

(明治四十五年一月末現在)

字名	反別	字名	反別	字名	反別	字名	反別
甲岸	三八、一五	西川代田	四六、四〇二	大流	六五、九〇七	三日路	七〇三
青山	二二、三二三	西上ヶ畑	二九、八二六	道上リ	六七、八一六	濱田	〇二七
水渡	三一、〇一三	六代岸	四四、八二八	高畑	二七、九〇七	土瓶川	〇〇四
西野	八、一二五	丸岸	四〇、五二八	東開	七六、一一四	西濱田	二、一〇八
花園	五八、二一五	小橋	六六、二一八	中開	五二、九二六	合計	一三七町一反一畝二十四坪
長草	二二八、二二三	七反島	二六、二二五	西開	四二、〇一一	評定價格	三、一九〇、四二九圓
四條ヶ辻	一四五、九〇六	虚空藏濱	七八、三〇一	出城	五九、五〇〇		
東川代田	五七、九一一	長橋	三六、〇二九	鳥流	八二、八〇一		

設計變更及組合員數 組合設立當初の設計豫算額は壹萬九千七百拾壹圓餘であつたが、大正元年十二月四日を以て設計を變更して、豫算額を貳萬四千八百五拾五圓餘とした。而して同七

年九月二十日三度地區及設計を變更して豫算額を貳萬八千參百五拾參圓餘とした。而して組合員數が設立當初二百九十人であつたものが、毎年増加して大正八年度に至り三百六十五名となつた。

要之第二耕地整理の地區が百四十六町餘であつて第一地區の約四倍弱の大きさであり且其の工事中世界大戰の影響を受け、諸物價の暴騰と共に土地熱旺盛を極めた等の爲め、大正九年三月竣工して解散式を舉行する迄には、當局者の苦心盡力一方ならざるものがあつた。兎に角工事の大部分が大正二三年の頃迄に竣成してゐた爲め其後の時勢の大なる變調にも左迄の苦痛を感ぜず完成したと思はれるが、若し此の耕地整理が大正七八年以後に着手されたとすれば、恐くは莫大の費用を要して失敗に終つたであらう、而して現今の第一第二の兩地區を合せた百八十四町五反歩即ち五十五萬三千五百坪の地が、南海線以西一帯の今宮町として街衢端正の新市街地が見られなかつたかも知れない。現在の第一第二の整理地區に尙所々空地を存し、蔬菜畑を點綴して昔の名残りをとめてゐるが、それ丈けに新市としての包擁力と繁榮の期待を有してゐる譯である。

試みに今日南海本線を界とした舊今宮町の以東と以西を比較したならば、以東は道路曲折羊腸として幾多の小巷路紛糾繁雜して入り亂れ、一度足を踏み入るれば殆んど迷路に這入りたる

感あるに反し、以西は街衢端正井然として一糸亂れず、一見耕地整理の功績を知るべく而して今宮町誌の上に此の事業が特筆大書せらるべきものなる事を知るべきである。

第十 土 木

當町の土木事業は耕地整理の事業と相俟て急激に發展して來た、當町の街衢構成上重大な基礎上の意義を有する譯である。

當町の道路水路は元來田畝畦畛の間を迂回して透蛇羊腸たるものに過ぎなかつたが、南海鐵道本線以西（東西皿池を除く）耕地整理の結果、縦横に約一丁毎に幅員三間及二間の道路を直通した、水路の方も又之に準じて東西南北（南北の方其數少なし）に道路と道路の中間に幅員六尺乃至三尺のものを貫通した、然し其當時は唯田畑の間に區劃されただけの道路を開通したに過ぎなかつた爲に、降雨の際には泥濘を極めて歩行に困難するの状態であつたが、逐年新築家屋が増加するのに従つて路面に上置をして漸次路面に鞏固を加へて來て、今日では略々完成の域に達して來た。

土木費の年々の支出額も明治三十年から大正五年迄の約二十年の間は一二の除外例の外は千圓乃至貳千圓に過ぎなかつたのであるが、大正十年前後の頃から毎年一萬圓以上の豫算額となり昨年のはきは三萬千七百餘圓の額に達した。

大正九年三月末日付で今宮町道イ號皿池線外九十五線の路線認定の件が許可になり、其後西

住吉線、勝間線、阿部野支線は郡道になり、天下茶屋驛前線は府道となつたが、次で大正十二年五月四日に郡制廢止に依つて前記の三線は府道となり、阿部野、小雛畑線（鶴見橋中央より東十三間堀川堤防迄）十間の間が町道となつたので、府道四線町道九十二線が出来上がった次第である。府道の延長は一里十一丁三十五間、町道の延長は十里二十二丁三十四間三分であつて府道の幅員は三間、町道の方は幅員で細別したら三間幅のものが二十八丁四十九間、二間幅のものが二百七十三丁二十八間、一間五分幅のものが四十五丁五十五間、三分一間幅のものが三十四丁二十二線である。

次に大正十一年二月十八日付で郡役所指令第五十號で今宮町道線占用規程許可申請の件が認可となつたので、大正十三年度には電燈柱及瓦斯敷設其他町道を占用した料金七千貳百七圓貳拾七錢を徵收するに至つた。

又一方下水排除の關係に付ては大正十一年五月から大阪市の方で長橋川護岸工事に着手したと同時に、今宮職工學校前に抽水所を新設して、同所から東北に進んで東四條三丁目關西鐵道線の下に通ずる暗渠を造つたので、當町の東北部は之れに排水する事になつた爲めに、大豪雨の時でも浸水する憂が無くなつた。

長橋川護岸工事竣成の結果、八箇の土橋を木橋に架替へ高畑橋、敷津橋、今木橋、松之橋、

小橋、榮橋、開橋、出城橋と名付けた。又大正十二年度に鶴見橋通八丁目及鶴見橋北通八丁目の樋門三尺幅であつたものを六尺幅に擴張したので、排水愈々便となつた。然し元來當町は隣接の天王寺村一帯の高臺から比較したら低地たるを免れないので今猶排水の完全を期する事が出来ないのは遺憾である。

大正十年六月七日の町會の決議で土木常設委員設置規程を設けて委員の定員を八名として町會議員中から之を選出する事にし、左の事項に關して調査と監督を爲す事にした其任期は四年である。

一町道の修築保存に關する重要な事項

一河川及下水の修築及浚渫に關する重要な事項

一其他土木に關し町長に於て必要と認むる事項

此常設委員設置により本町の土木は整理完了に近いたのであつた。

第十一 産 業

一 耕地及主産物

今宮は蟲とこるなり聾なりの時代は最早遠き昔の事となり今日では當時を偲ぶ語り草に過ぎぬ。明治三十年に關西鐵道線路を界した以北の地が大阪市へ編入されて、其の以南の殘部の今宮木津二村を以て今宮村を編成した當時の戸數は僅に百三十四戸に過ぎなかつた。唯一望小松原點在し、三々五々の農家に炊煙上るの外、一面の蔬菜畑であつて、水田などは殆んど數へる位に過ぎなかつた。さうして畑の作物としては、重に葱と胡蘿蔔とで其の名を稱せられた。然るに大阪市の膨脹は次第に南部の新編入地を工場と住宅とに充實して其の溢れは漸次大字今宮の新開となつた。一方大字木津は明治三十七八年日露戰後當時露國俘虜收容の爲め天下茶屋俘虜收容所が設置せられて可なりの廣區域の畑と小松原がこれに充當され、俘虜の歸還後は一時第十六師團投營兵舎に用ひたが、明治四十一年に全部還附された。然るに各地主の所有地域の境界不明となつて、判別するに由ない爲め、茲に耕地整理の必要起り、其議熟して四十三年五月に第一期整理起工し、大正九年二月第二期整理竣工し、之れに今宮の一部を加へて地區

が整頓したのである。斯く一旦畑地に還元されたものも、逐次戰役後の財界好況に伴ふ大阪市の駿足な膨脹と共に、工場と住宅地に轉換せられて、大正八九年の頃は猶百五十丁歩の耕地を有せしものが、同十三年末には實耕畑地は僅に四十六丁餘に減少された。而して此の縮少された殘餘の畑地は實に驚くべき集約的の收穫を上げつゝある。それは専ら蔬菜の栽培であるが、葱、胡蘿蔔の後は三度豆となり、胡瓜白瓜となり、葉藍となり、茄子となり又促成栽培畑は猫の眼の如く作物の種類替はり、一ヶ年五六種の收穫を得つゝある。都會に隣接する町村の農業は概ね此の傾向を示してゐるが、これは地方農業地には想像も及ばない所で其耕作延反別からいへば實反別の數倍となる譯である。蔬菜作物中で今尙社會に誇るに足るべきものは木津胡蘿蔔である。其傑出した特色は色の深紅であつて、形體光澤の大で且美なること、熟煮しても形くづれざること、齒ざわり佳良なること等である。此の故に從來屢々天覽に供し、お買上げの光榮に浴してゐる。山陽、九州地方の農家では、此の種子を熱望するので、年々種子の移出が十數石に上るのである。

右胡蘿蔔の栽培及種子採收に付て近く表彰された實例さへある。

表 彰 狀

大阪府西成郡今宮町

芝 牛 右 衛 門

明治十四年一月大阪府西成郡木津村に生る、世々稼穡を業とす、同三十年四月居村の大阪市に編入せらるゝに及び、居を現時の地に移して業を勵みしに、同三十三年十二月徴されて由良要塞砲兵隊に入り、退營後更に公職に就かず、銳意胡蘿蔔の改良を研鑽し、臥薪嘗膽遂に形状色澤共に他に匹儔を見ざるまでに改良を加へ、爾來當業者を指導して益々金時胡蘿蔔の壓價を高めしめたり。曩日大阪府立農學校より耕地見學のことあり、殊に明治四十二年先帝南都及河内の野に於て陸軍特別大演習を行はせられたる際農家組合總代として献上の御嘉納を賜ひ、次で大正八年播磨の野に於て舉行せらるゝに際しても再び農家總代として献上の榮譽を荷ひ、更に大正十一年三月 皇后陛下住吉神社へ行啓被爲遊たる際撰ばれて 台覽に供し御買上の光榮に浴したり、今や今宮町は長足の發達を爲し月に歳に住宅増加し、從來の耕地は將に其の跡を絶たんとす、依て之を憂ひ方今其の候補地を物色しつゝありと、洵に機宜に適したる措置なりと云ふべし冀くは本邦の此の特産物をして、其の根絶を防ぎ、倍々眞價昂上に勵められんことを茲に目錄の物品を贈呈し其の勞を表彰す

大正十二年十二月二日

大阪府西成郡農會長

光在秀太郎

惜ひ事には日に月に耕地が宅地に化して行くので、栽培地絶無の日が遠くなく、剩へ胡蘿蔔栽培は今宮地域でも適地が多くない上に隣接地の玉出津守では最早木津人參の本色が保持されない、又種子購入の何處の土地の栽培でも、第二年月には全く木津の素質を失ふてゐると云ふことである。

是れに次ぐものは葱である。本栽培は格別土地を撰まないが、就中今宮産が香氣食味に優れる所があると稱されてゐる。元來關西地方では青葱を尙ぶ風習があつた爲め、歡迎せられ、特に大都市の接續地で大量の需要があつたから、白莖に栽培する手敷を不利としたのであるが、近年他地方から盛んに大阪へ移入せられて漸次壓倒せられる傾向で、耕地の縮少に拘はらず耕作に利益が少ないと云ふ事である。

既に廢絶に近い葉藍は久しく今宮名物として斯業者に迎へられたものである。他地方であつたら最劣等種とせられてゐる丸平葉の一尺にも成高しないものを刈取つて、莖の儘乾燥し其の半乾きなるを仲買人買ひ集めて莖葉共に藍錠として其成績が頗る佳良であつたのであるが、今日では最早昔語りとなつた。

二 工 業

大阪市に於ける諸工業が比較的北部に大工場多く、南部に小工場多き關係上、従つて今宮町に著大な工場を見るに至らない譯で、蓋し其原因は水運の便否に關するものも亦大なる理由の一であらう。今大正十三年十二月末調工場種類數は左表の通りである。

工業種類別表 (大正十三年)

麻	洗	石	印	製	印	桶	硝	革製品及其の部分品	和唐木細工	菓	紙	傘	看	樂器	車輪及其附屬品	下駄製造及加工	
一九	八一	八四	一八	一三	八	一五	一三	六〇	九	五三	四〇	二三	一二	八	一八	二五	
製	洋傘及其附屬品	護	左	各種細工(金銀角類)	指	食料	自轉車修繕及製造	附屬品製造	寫真	漆	造鋼	石	製	セルロイド製品	西	染	
米	品	官	官	物	物	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品	物
四	七	一四	一七	一二	七三	三九	四五	三	八	五	一四	八	六	九	二八	一七	
炭	大	建	竹	柶	爪	天	手	時計及附屬品	藤	塗	洋箱衣裳ばて柳行李	拔	肥	葉鐵職及葉鐵製造	鼻	緒	
園	工	具	工	乳	掛	幕	傳	品	工	料	業	業	料	造	緒	緒	
九	八	三	二	一六	〇	一	五	六	一八	一	〇	六	八	二八	三五	三五	

三、商

業

袋	布	精	豆	帽	燐	土木建築請負業	洋	木	藥品及油類化粧品	卸	洋	和	ミ
七	五	二	一	四	二	二八	一六	七三	二五	一〇	二六	三八	一九
製	表	玩	餅	湯	石綿	防水	ゴム入眞田紐	屑	磁	度量衡器計測器化學器具	電動機電気機械器具	紡績機械器具製造	農具大工具製造
綿	具	具	及	屋	業	布	紐	毒	器	器	具	具	具
二	一八	一五	三	三	三	一	二	二	一	六	六	六	二
金	器	其	各	釘	鐵及銅鑄物(製品名明瞭ならざる分)	銅器青銅器眞鍮器製造	金	金	諸	諸	計	業	業
械	製	他	種	針	製	製造	物	物	械	械	業	業	業
八	四	二	六	一五	一三	一四	五	五	三九	八	四	五	一、七六〇

今宮町が最近に急劇な戸口増加を來した所以は、勿論大阪市膨脹の影響が與かつて力がある

のであるが、併し一方に耕地整理の効果著しきものあることは没することが出来ない。従つて通り筋は九分以上も其外觀内容共に整備の域に達したが、尙裏方面は六分程度の出来上りであり其充實迄には可なりの時日を要する。斯の如き有様であるから小商店の多い割合に、住宅等が之れに伴はない故に、商業の殷賑を示すには今少し歳月を要する事であらう、大正十三年五月調の商業種類別表は次の通りである。

商業種類別表 (大正十三年五月)

煙草商	六一	精肉及鶏肉商	四五	生魚商	七九
旅館商	三二	天麩羅商	二三	菓子及砂糖商	七九二
茶商	一七	文房具商	六	麵類商	九七
木貨宿商	四九	白米商	動力を用ひざるもの一二	水焼芋商	六五
下宿商	九	牛乳商	一八	化粧用品商	四五
西洋料	三五	乾物商	七二	小間物商	二四
帽子店	一三	青物商	五一	吳服商	六二
飲食店	一五二	酒類及醬油及洋酒類	二一九	荒物商	八八
料理店	七五	果實商	四五	金物商	七九
木料商業	三一	鶏卵商	一八	屑物商	九三

四 雑 業

下駄爪皮及鼻緒商	五四	陶磁漆器土砂瓦	三九	簞筒商	八
被服類商	七四	時計貴金屬樂器商	三一	昆布商	五
雜貨商	八一	質物商	二四	小鳥商	二
學校用品紙及玩具商	五二	古物商	三四九	鳥餌及糊商	八
花商	二一	洋家具及建具商	二一	雜計	一八
蒲團綿糸蚊帳商	三七	貸本及貸車	九		
味噌漬物商	四八	賣藥商	二二九		
薪炭商	一六三	毛糸商	二		
				計	三、六八二戸

雑業の種別戸數は次の表の通りである、茲に奇なる現象は、今宮町約二萬の戸數中、劇場活動寫眞館寄席等の娛樂設備の一もないことである、想ふに是れは天王寺公園に近接し、又一方南海本線の便によりて千日前道頓堀に往復するに至便なるが爲め、低級な娛樂機關を設くるも營利事業として成り立たない爲めであらう、之れに反して木賃宿の多い事は世間周知の事實で早くより今宮名物の一つである。大正十三年五月調の木賃宿世帯數は實に一〇四九世帯であつて、大阪市に働く無宿の下層労働者や極貧階級者の大半が茲に雨露を凌ぐ譯で、是れ以て見逃

がすべからざる當町の一特色でめる。

雜業種類別表 (大正十三年)

園藝	五	男女紹介業	一八	遊藝師	一二
代書業	七	金融業	七	遊藝家	二〇
蔬菜栽培(百姓)	六一	牛馬周旋業	一〇	馬力業	八七
家畜飼養	一六二	宗教	三五	俳優	八四
銀行	五	醫師	五〇	音樂家	三二
理髮	九九	產婆	六八	書畫家	五
結髮	一〇三	灸按摩	六三	其他の職業	九、八四八
土地貸家業	一九	齒科	二八	計	一一、九七六
雜貨物業	一五	遊技場	二〇		

第十二 社會的事業

一、公設市場

蜀山兀阿房出成卒叫函谷舉とは其の由來を異にするけれども、歐洲大戰の影響で成金が篋出し、銀行使丁が賣船を談じ、客待の車夫も萬金を夢見るといふ時に當つて越中の賤婦が米屋を襲つたとの新聞を見た全國の下級者は忽ち響應して、有名な大正の米騒動を惹起したことは人心の激變驚くべきものがあることを示したものである。此時に大阪地方米商の被害も亦甚だ酷であつて茲に制遏の處置となり、有志の義捐によつて貧民救済の舉が起つた。全國的に將た普遍的に社會事業の勃興したのは實に此の時に始まつたのであつて、其の一時的の騷擾が平靜に歸した後の義捐殘金は、社會事業に繼承されて、公設市場を生じたものが多い。我町營第一公設市場も亦この殘金から成立つたのである。大正八年八月花園三六九番地に百六十四坪を借入れ、建坪百十四坪の急造バラックが竣工して、三十八店を開き、別に五坪の事務所を設け、監督員を置いて賣價を制し、町會議員五名を委員として巡檢督勵に力め、又大阪市の施設に倣つて原價調査、仕入先吟味、顧客待遇等、ひたすら社會施設の聲價を世人に認めさせるべく盡し

た功が空しからず、建設當時周境の壞牆荆棘の地が忽ち變じて二階建店舗を以て圍繞するに至り、市場建物の貧弱は似合しからずなり、且つ周邊私人の商店が總て顧客より公設場視せられ私店の賣品に就いて絶えず苦情を持たれるので、大正十一年之を他に移して大阪市の設備に倣ひ其の周圍を更に市化することゝなつて、即ち遞信省簡易保險積立金三萬圓を借入れ稍々大なる一箇の公設市場を作らんことの議を決し、同年十一月遞信大臣並に内務大藏兩大臣に起債申請を提出し大正十二年二月内務省から起債の認可を得同年五月貸付通牒に接して資金の調達が出来た。然るに建設地點に爭奪の議が起り、續て一箇の大市場よりは數箇の小市場を可とする論を生じ、遂にバラツク市場を其の場に改築し、他に二箇を設置するものとして其の議成り候補地物色に曲折があつて、一は鶴見橋五丁目に三百坪を五ヶ年間無償とし爾後隣接地に照して有料で借りる交渉纏り又他の一は橋通五丁目に七百二十坪借入の好意的契約を結ぶを得、漸次其の進行を見たのである。各市場關係左の如くである。

花園公設市場 花園三六九番地

一、開 設 大正十二年五月六日

一、敷地 坪數 百貳拾六坪四合

一、改築建物坪數 九拾四坪五合 壹棟

此の内部 事務所一。賣店三十二。便所一。通路四坪五合。

一、改築及設備費 八千六百參拾四圓

鶴見橋公設市場 鶴見橋五丁目一、〇一六番地一、〇一七番地

一、開 設 大正十二年十月二十七日

一、敷地 坪數 參百六拾坪

一、新築建物坪數 貳百六拾六坪參合

内 譯

本家 市場 貳百拾參坪四合 事務所及宿直所一、賣店三十二、通路六拾壹坪八合 壹棟

便 所 貳坪貳合五勺 壹棟

倉 庫 拾九坪壹合參勺 貳棟

南面通路上家 參拾壹坪五合 壹棟

一、借入 建物 貳拾貳坪七合 賣店八 (地主の建設せるものを借入)

建物 總坪 貳百八拾九坪 (賣店四十)

一、新築及設備費 貳萬千七百六拾六圓

以上の新改築に低利資金は使ひ盡されて、第三市場建設の費を缺くに至つたので、十二年四

月簡易保險積立金壹萬參千圓の豫定申込をなし、大正十三年二月遞信大臣に又其の起債申請を内務大藏兩大臣に提出し同年五月内務省から起債認可があり、同年六月貸付通牒に接して資金が出来即第三市場を橋公設市場と稱することゝなつた。

橋公設市場 橋通五丁目七九八番地

一、開 設 大正十四年三月二十六日

一、敷地 坪數 貳百四拾坪

但し借入地七百二十坪中四百八十坪を公民病院敷地に充つ

一、新築 建物 百五拾九坪五合

内 譯

本家市場 百五拾七坪五合 事務所及宿直室一、賣店三十二、通路六十坪半 壹棟

便 所 貳坪 壹棟

一、新築及設備費 金壹萬參千圓

公設市場は序論の如く社會事業として起つたものであるが、大阪市は之を小賣物價指導所と進めた。將來中央卸賣市場と相待つて、益々發展を遂げるであらう。由來大阪地方は小賣市價が割高で其掛引が多い所であつたが今や公設市場百貨店等に依り市價を表示せられ、此の弊風

が減じたのは喜ばしいが、尙將來一層有効に利用したいものである。

二、公民病院 橋通五丁目七九八番地

當町は大阪市接續の平坦地で豫て耕地整理に依り市街地域に相當すべく區劃した爲め、戸口の増加著大に百般の施設が間に合ひかねる現況ながら、來住者は概して中産階級以下に屬し、特に大阪市の木賃宿禁止以來、當町に之を増加し、之が爲一部は貧民窟と化し、從て多數の行旅病人及同死亡人を續出し、人道上衛生上看過し難くなつたので、茲に本病院を經營し、一は中産階級以下の苦痛とする醫藥費を輕減し、一は行旅病人等を收容治療せんと議が大正十一年頃から町會議員其他の間に生じ、越て大正十二年三月其の筋より社會事業資金の要否下問を受けて茲に町の内議を決し之が貸下を乞うたので同十一月大阪遞信局長より貸付内定の通牒に接したが、又々町會内部に議論百出したので御成婚紀念事業として本事業及職業紹介所、第三公設市場資金借入を決議し、漸く二月金五萬圓を遞信省簡易保險積立金から借入の申込をなし且つ内務大藏兩大臣に起債申請を提出し其の起債は借入を大正十三年度に改め、内務省認可を受くるに至つた。然るに病院の經營方法に關し、遞信省より種々の質議頻出して、三月初旬漸く資金借入の手續を了し、工事は十二月より著手し、三月中に病院業務を開始すべく諸般準備

備を考し、豫定の如く三月末開院した、建築設計其他の事項は之れを衛生の部に掲載したので
茲には略する。(衛生の部今宮公民病院参照)

三、職業紹介所 花園三六五番地

住吉街道鐵道橋の近邊に蟻集する其日稼ぎの労働者が就職口多く、自彊館止宿人夫も三圓の
手傳賃に満足せず、大工場には頻りに労働争議が起るが入手需用の益と多いと云ふ大正十一年
頃に町會議員は將來に労働需給の均衡が敗れんことを高唱して茲に職業紹介所設置の議を決し
十二年三月公民病院と共に資金豫定申込をなし、同年十一月大阪遞信局より貸付内定の通牒に
接したが、議論紛糾の末御成婚紀念事業の一として資金借入を決議し、十三年二月金貳萬圓を
遞信省簡易保險積立金より借入の申込をなし内務大藏兩省への手續も終了し十三年十月起工、
十四年三月二十八日竣工開設、翌日より業務を開始した。其の概要左の如し。

一、敷地 坪數 二八五坪

一、新築 建物 鐵筋コンクリート造二階建 四七坪一三 壹棟

階 下 四七坪一三

階 上 四三坪八九

- 階下室割 事務室 應接室二 湯沸所 小使室
男子控室 女子控室 宿直室
- 階上室割 事務室 應接室 控室 會議室兼講習場
求職者救護室
- 一、新築及設備費
- 内 譯
- 新築費
- 設備費

四、今宮町方面委員及其の後援會事業

方面委員制度は大正七年八月の米騒動を動機とし、既往一般には夢想せざりし社會下層生活
の實狀調査を急務として、騒擾の盛なりし地を一方面區に、其の義捐篤志家の一部を委員に囑
託して編成したのである。

當町に於ける方面委員制度の實施は大正八年一月十日今宮第三小學校内に事務所を設けて之
を開始したのにある。當時現在の東西入舟即ち釜ヶ崎は四十餘軒の木賃宿を有し各地よりの落
伍者集團し、風紀衛生の醜汚なる思想の險惡なる從て悲惨事の頻發する等言語に絶し、官公吏
も殊に警察官ですらも其職務を執行し得ない状態であつた。然るに方面委員が木賃宿經營者と

連絡して極力病患者に醫療を與へ、窮困者に衣食を施與し、續て不幸の經路を調査善導することに努めたる結果は、從來狂暴を自慢とした彼等も茲に人情美を體得するに至り、次第に淳良なる訓化に歸して、今や普通居住者と殆ど遜色ない状態に進んで來た。只多數は勞働者、遊藝稼人等で、一定の職業なく、日傭稼を常とするを以て、貯蓄心は今尙興起すること鈍く、方面委員より大阪府廳主管の庶民信用組合貯金を推奨して、貯金箱を配置する等、繼續努力しつゝあるのである。

大正八年一月以來大正十四年三月末日までの委員の取扱事項及處理の件數左の如し。

- 一、指導相談 一、一五八件
- 二、保健救療 一六、八一一件
- 一、育兒獎學 八二七件
- 一、周旋紹介 一、二一六件
- 一、戸籍整理 三、一二八件
- 一、金品給貸與 五、八二五件
- 一、軍事救護手續取扱 五七件
- 一、行旅病人救助手續取扱 一五八件

計

二萬九千八百八十件

今宮町方面委員後援會は、方面委員事業を助成し、所要の資金を寄附募集して圓滑に諸計畫を遂行するのを目的とし、初め町會議員の會員を以て成り、大正十三年秋季に有志を勸誘して多數の會員を得る如く會則を改めたのである。

五、救濟事業

(イ) 行旅病人死人

今宮町は大阪市接近町村中、行旅病人及同死亡人の多き事に於て第一位を占むるであらう。今宮は天下の行旅病人の集合地だとさへ言はれてゐる。何故斯く多數の行旅病人が我が今宮町に來るのか、それは今宮町に四十幾軒の木賃宿がある爲である。從來今宮警察より引渡を受け今宮町に於て救護取扱をした行旅病人及同死亡人の身元を調査するに、其殆んど總てが病倒前木賃宿を目標に尋ねて來て、所々徘徊中途に病氣の爲め倒るゝに至りたるものなのを見てわかる。尤も木賃宿生活者は大多數が貧困者の集りて、一般に貯蓄心に乏しく、身體壯健の内は酒肉に親しんで居るが、一旦病魔の犯す處となると、醫藥は勿論、宿料さへ支拂得ず、病氣長引くに從ひ、食餌の資料を缺き、進退谷つて何とか救助を受けんものと、宿屋を後にして警察

又は方面委員事務所等を訪問の途中で倒れるものもあり、或は長期の患に宿料不拂の爲め宿屋に迷惑を懸けるを潔しとせず、何の目的もなく出立し附近の空地等にて一夜を明し、身體の自由を失ひ、警察官吏の目に止り、行旅病人の取扱を受くるに至るもあり、又病弱にして収入の途を失ひ、宿賃の支拂へぬ爲め、宿主より退去を命ぜられ、是非なく出立し、喰ふに食なく、寝るに宿なく、遂に歩行の自由を失ひ、倒れるといふ悲惨な者もあり、右以外に今宮町は警察署の所在地なるが故に、附近町村及大阪市より救助を受けんとして尋ね來り、遂に本取扱を受くるに至るもあり、又近來浮浪の鮮人が晝間は所々を徘徊し、夜間は今池方面の空地を恰も住所の如く寝泊りし、盛にモルヒネ注射を行ひ、該中毒に罹り病重るに至り、該取扱を受けるものも現れるやうになつた事は頗る遺憾に堪へぬ所である。右に述べた取扱は、順序として今宮警察署長から町長へ引渡し、今宮町は弘濟會大阪慈惠病院、及同生野保養所、大阪養老院に收容救護し、入院料として一日金七拾錢を收容病院へ支拂ひ、後日扶養義務者から徴收することになつては居るが、概ね無資産なるが故に徴收し得ず、其費用の大部は大阪府より辨償を受けることになるのである。行旅死亡人は警察署長より引渡を受け、市立天王寺葬儀所に假埋葬に附し、原籍氏名等不明の分は新聞公告をするのである。最近三ヶ年間に於ける一年平均取扱人数は百人内外、救護費繰替金四千五百圓を算して居るのである。

(口) 精神病患者

町村に於て監護すべき精神病患者は、監護義務者の無い者、其義務者あるも無資産で義務を履行し能はざるものであるが故に、貧民の多き今宮町に於ては、他町村に比して遙に取扱件数の多きは當然の事である。取扱方法としては概ね警察署長より引渡を受け町に於て堺脳病院、關西精神病院等に收容し、入院料として一日金壹圓を要し、徴收方法は行旅病人と同様であるが大部分は大阪府より辨償を受けることになるのである。精神病患者監護に要する最近一年間の費用金參千圓内外人員三十人内外に至るのである。

(ハ) 貧民救助

一定の住所を有するも、夫に死別したりして、内職其他に依り數人の幼兒を養育する内、其身も病弱となり、収入の途を失ひ、疾患の長引くに從ひ、醫藥は勿論子女に食物を與へることすら出來ない、悲惨な一家もある。又老衰して就職の途なく、之を養育すべき親族を有せず、近隣の恵みに依り、漸く生計し居る老人もある、此等は町費を以て一人一日二十五錢の割で救助するのである。方面委員よりの通知に依り、町長に於て救助の必要と認めたるものに限りに一ヶ月十人の範圍で一ヶ年の豫算額金壹千圓を以て救助に充て、居る、右の外貧困の疾患者に治療料藥代の實費又は被服旅費を給するものもある。

(二) 冤囚保護

監獄法第六十九條に依り、典獄から出獄人中保護を要するものとして通報を受けた者は警察署長と協力して適當な保護を加へ、之が指導誘掖に努めた、さうして親族故舊ある者は是れをして授産を圖らしめ、其縁故なき者は、本人の體質技能資力の有無を斟酌して授産方法を講じ、保護者名簿を作成して不斷視察してゐる、只出獄人保護會を組織する計畫の今に成らぬを遺憾としてゐる。

私設的社會事業

(イ) 財團法人大阪自彊館 西今船一〇七七番地

自彊館は明治四十五年二月創立、私立大阪自彊館と稱し、同年六月事業開始、大正二年六月許可を得て財團法人大阪自彊館と改めた。寄附行為に基き社會事業を行ふを目的とし、其の後分館を西區天保町及築港に設置したが、該敷地は府有で、府設營上の所要に返還止み難く、建物を處分するに至つた。又同時に簡易食堂を設置して、清潔簡素に榮養を旨とし低廉に供給したことが、各都簡易食堂の濫觴となり模範をなしたのである。併し爾後大阪市の該設備次第に整頓したので、相當の成果あつたことを祝して廢止した。

初め下層労働者の善導自彊を目的として本事業を企てたので、即ち大阪市及接續町村に居る貧民は概ね其の附近に散在せる木賃宿に住居するを例とし、日常の生活は不規則無節制で且つ非衛生的で、その日々の労働により得た所の賃金は、即時に濫費するのを常とし、偶々餘裕あれば業を怠り、飲食博奕に耽り、毫も將來を顧念せず、從て疾病其他の不幸に遭遇すれば忽ち飢餓凍餒に襲はれて窮迫の末は不肖の徒と化するのみならず、傳染病の源窟となり、諸方に病毒を散布する等、殘害の波及寒心に堪へざるものがあつたので是等社會の落伍者を收容し、低廉なる料金にて清潔なる寢具を供給し、無料入浴をなさしめ、衛生的にして規律ある宿泊を許し、職業を紹介して勤儉力行の美風を涵養し、貯蓄を奨勵して將來の家庭を企圖せしめ、又講話其他の方法によつて精神修養を積ましめ、演藝會活動寫真會等を開催して慰安を與へる等、社會の共存共榮に資する奉仕事業に貢献しようとするにあつたのである。繼續數年の效果日に顯著となり、簡易食堂の經營と相待つて頗る社會に歡迎せられ、連年御下賜金(宮内省)助成金(内務大臣)補助金(大阪府知事)の交付を拜して居る。

設備は本館敷地九四六坪建物延六八四坪餘で、宿舍二棟(二百二十九坪餘)小住宅二棟(三百三十坪餘)事務室、炊事場、食堂、販賣所、浴場、納屋及附屬社宅(十四棟百二十四坪)等とす、而して宿舍は八疊、三室、六疊の二十九室の外に講堂娛樂室あり、五十二疊敷を有してゐる、

(ハ) みのり子供園

三〇八

本園は大正九年七月大阪市北區の眞言宗和田達源氏の獨立經營に係り、専ら兒童補育を目的とする一種の幼稚園である。大正十三年末兒童現在三十人で、卒業生五十人を出してゐる。保母二人で之を預るが一切無料である。

臨事社會的事業

一、米騒動と廉賣市場

大正七年八月米騒動があつた、大阪市及附近一體は八月十三日此騒動を起し、その夜は最も騒擾を極め、米穀商及其の倉庫は勿論、大厦高樓は悉く飾硝子戸を破壊し、鋸斧を用ゐて建物の壞崩を計り、放火數方面に起り、或は電車の焼打となり、或は駐在所の引倒となる等、混亂名状すべからざる暴狀に陥り警察力にて鎮靜させ難く、遂に大阪衛戍部隊全力を擧げて鎮壓に勉むるに至つた。回顧すれば當時大阪は商業繁榮の絶頂で、開國以來未曾有の成金時代で、投機心の熾烈なる、虚榮心の高調せる、さうして成金者の萬金を費すこと、塵芥に等しく、爲めに下層階級の之に學び得ざる憤慨は、この機會の利用となり、野次馬連數萬の集團が各所に蜂起したのも是非がなす。

騒擾漸く鎮靜に歸しては、第一に米價騰貴の脅威を解決し、民衆の反感を緩和するのを急務とし、大阪市を中心に接續町村篤志者の義捐事業起り、無償施與米に始まり、續て義捐金補足の廉賣に進み、漸次人心の安全と、米穀商の開業を見るに及び、茲に寄附金殘額處分の策となり、大阪府は方面委員制度を創設し、町村は公設市場を急造開設するに至つた。

當町の寄附金全額及其の處分の全般は書類がないのを遺憾とする、公設市場は殘金の三千六百餘圓を以て、花園三六九番地蒲生正太郎氏畑地借入木造堀建百二十餘坪の一棟を建設し、三十八店を開いて米、麥、野菜、魚鳥牛肉、乾物、漬物等食料品の全部を廉賣したのであつた。

二、國勢調査

國勢調査は第一回を大正九年十月一日午前零時を以て行はれた。今宮町に在つても之に盡力し(一)調査區の決定、(二)國勢調査員擔當區の指定、(三)國勢調査員の訓練及準備調査、(四)申告書用紙の交付、(五)申告書及照査表の検査、(六)町要計表の作製、申告書及照査表の整理並提出、(七)以上の連帶事務とし百五十九名の委員によつて行はれた。

其の調査の結果は照査表寫要計表寫を次の國勢調査迄保管するの外各世帯主の申告書及照査表、要計表の正本は運て郡府經由に中央部に提出せられた、大正八年末の戸數一〇、四一〇戸、人口三一、九一九人、なりし處此の調査に依り大正九年十月一日世帯數一二、九二八、人口五〇、

〇七七、内男二六、七五二、女二三、三二五となり全國町村の第五位を占むることを知り得たのである。

三一〇

三、官行木炭取扱

米騒動を覺醒期として各種の社會施設が起つた。官行木炭取扱もその一である。由來薪炭の取扱は其の勞多くして身體被服を汚すため常人の喜ばない職業であつたが、市井に於ける需要は價格を問はざる情形を呈し、當町の如き大正九年末に米屋百餘軒に照し、薪炭商二百三十餘軒を有して、而かも是等の多數は經驗を有せずとも少數の販賣で一家數口平均百餘圓の生活費を得るとは、是れ果して何といふ現象であらう。茲に於て大林區署製造木炭を實費に廉賣し、需要の幾分を満足せしめ、一つは炭屋に幾分の反省を促す必要があるとして、之が取扱を爲すこととなつた。之を官行木炭取扱と稱した。

當町に在て官行木炭を取扱つたのは大正十、十一の兩年で、大阪大林區署管山崎小林區署製四ヶ俵を西成郡合同調辦契約に依り左の如く取扱つた。

大正十年契約五千俵 需用家渡壹俵 金壹圓貳拾七錢

大正十一年同七千俵 同 金壹圓參拾貳錢

惜いことに官行木炭は品質一定せず、包装量確實ならず、石や塵芥の夾雜もあり、低廉な代

り、直接需要者には不利のものを生じ、且つ府知事の量日表示指定品であるから、當業者の論争を醸し取扱吏員を苦しめた。

大正十二年は關東震災に依り官行木炭は總て同地方に搬出の要ありとして大林區署の賣止めとなり、同十三年は事務多忙で遂に廢止された。

四、關東震災救援事業

一、事態 大正十二年九月一日の關東大震災に際しては町會協議會を招集することとなり、三日早朝より議員の全員參集、町より相當の義捐金をなすこと、町内有志一般より義捐金を募集することに決し、告示を要所浴場、床屋に掲げ、町吏員の大部をして地區を分ち、救援事業を高唱せしめた。是より前に町内有志は義捐運動を開始しつゝあつて、警察の許可を要することなど思ひも出でず興奮奔走、各一地區内に寄附帳を持ち廻り、其の集金は朝日毎日時事の各新聞社へ寄託しつゝあつた。

二、金品義捐 四日町會を開き、天機奉伺御機嫌御伺及町費より金五千圓寄附の議を決し且つ町民の義捐金品を取扱ふべく定め、町内を二十五區とし其の區内在任の名譽職、在郷軍人、青年團員及有志を一團として金品募集及役場に引渡のことに當らしめ、役場は之を受領整頓梱包して府の救護部(在樂港)に送致することとなり、其の義捐金品急募の宣傳書は役場全吏員に依

つて全町の各戸に配付せられ、一方金品領收證書の調製、募集者囑託書の發行、金品記入簿冊の編綴配當等に夜を徹した。五日味爽より金銭物品の直接納入犇々と詰め寄せて来て、社會課員三名に依て開始させたが、次第に各課より増員し金銭受付に二名物品受付に四名其の評價梱包及明細記録に三名を配して尙到着の前後に依る寄贈者の不平を聞き、晝夜兼行五日にして漸く雲集薄らぎ、幾分事務の整頓に著手することを得るに至つた。然る處各區よりの金銭は其の合計と義捐内譯簿冊と符合せぬもの多く、物品は簿冊に依らず引渡す區及無名氏が多數あつて、殊に物品を義捐者より蒐集し役場への搬入は役場の責務だとせる區も數ヶ所あつて、爲めに受入物品は役場物品受付簿と後に引渡を受けた各區簿冊との對照上前後錯綜し、且つは梱包のもの内容符合せざる等、拾收する能はざる状態となつた。町は豫めこの事あるを虞れ、梱包荷造の際、番號を附したる内容の品名員數格(多くは推定)氏名表を作らしめておいたので之を報告の基準とした。

回顧すれば斯る突然の一事に對しては左の如くするを可とせむ

- 一、一時廳内總動員を行ひ常務を中止して全吏員至當の配備に就くこと
- 二、囑託者を最初に招集し取扱順序を一致する如く印刷物(急ぐ際の打合せ特に名譽職等の集合は諸説紛々として適從する所分明ならず)にて交付し必ず是れに據らしめ特に金銭と物品とは取扱者帳簿領收證を各別にすること

三、一冊の簿冊に對し責務者の數人に轉々すること責任の分界不明の虞を生ず且つ引受不正確に陥る。

四、大阪市は領收證(原符と二片)と感謝狀と連續の用紙に依り市區直接受領と囑託員受領とに拘らず金品と引換には即時に義捐者に交付したりと此の仕方は金品受付に時間を要し従つて従事員を増加する弊あれども確實にして整理し易ければ是非將來は倣ふべきことなり

如上の取扱に依り、九月十五日を以て締切期限としたが、其の後の義捐尙續出し十月二十日を最後として府に納付した。其の義捐金品の總額は左の如くである。

金五千圓

今宮町

金貳萬參千參百參拾七圓九拾四錢

一般住民七六七〇名

物品四千六百八拾六點(點とは小包又は糸紐等の掛けある一括包)

一般住民四八三八名

以上の成績は、有志の各新聞社又は大阪市内宗教其他の慈善團に寄託せるものを含まざる數額で、町の取扱方二日間遅れたる爲、既に寄託し又は寄託の目的を以て募集中であつたものは

總て除外した結果で、若し是等を算入せば相當多額に上つたであらう。尙ほ有志募集もあつて、之は是非調査して後日の參考に供せむと公告して蒐集に力められたるも一小部分の報告ありしのみにて遂に判明しなかつた。

三、避難民取扱 避難民取扱は大阪市の設營に参加して方面委員、在郷軍人分會、青年團及有志中より梅田、天王寺、難波、湊町各驛に交代出張して其の疲勞を勞はり空腹を搞ひ傷病者を負荷誘導する等相當の慰藉に勉め、又知邊ある者は其の居所に案内したが、町は直接に之に關し得なかつたのを遺憾として居る。さうして當町に到達した者は夫々知邊を辿りて相住居に落ち著いたが、萬一を顧慮し收容所を物色中、財團法人力行會は其の經營工場を收容所に改造し、又太田清吉氏は一時その所有空屋を提供せうとの申出あり、依て知邊なきものを左の如く收容した。

力行會工場(今宮町)三戸九人(内一戸五人は十三年二月末まで居住しありたり)
會長 大阪市北濱五丁目 靴店 土居元次郎

太田貸家(今宮町橋) 二戸七人

外國人にして避難者救助の篤行ありたりとて當町南開五丁目理髮業支那人常學全の調査要求が其筋から到達した。それは九月四日大阪築港にて同國人二十三名を引取り、一週乃至十日間

給養したのである。

四、避難民調査 後藤臨時救護事務局副總裁から避難民調査の照會を郡より移牒あり、當時既届出者寡少であつたから多數には上らないと町吏員各戸訪問宣傳の結果は左の驚くべき多數で、世帯調査票、個人調査票、要計表記入心得等郡よりの交付數不足し、數回に互り追加調辨した、此の調査取扱期間は十月二十五日より十一月二十四日まで滿一ヶ月を要した。

府 縣 別	男	女	計	備 考
東 京 市	六六一	四〇三	一、〇六四	此の調査締切後恩賜金交付手續に關する公示宣傳に對し調査漏の申立をなせし者亦稍多かりしなり
東 京 府 下 外 市	一〇二	五八	一六〇	
東 京 府 市	一〇四	九四	一九八	
横 濱 市 外 下	七	八	一五	
横 濱 市 下	一	三	四	
神 奈 川 縣 下	八七五	五六六	一、四四一	
靜 岡 縣 下				
避 難 民 總 計				

五、避難民に對する恩賜金取扱 罹災避難民に對し恩賜金があつたので、申告手續を定めて右避難民區域の外、埼玉、千葉、山梨諸縣からも様式の調製交付方委囑があつた。然るに各府縣市の様式一樣でない爲め警察の證明を要求するものもあり、申告者を窮せしめた、右に付東

京市の向側及兩隣三戸の記入式を最も簡便にして適當であると認められた。
 是等關係の周知法は受惠者の注意周到なるべきを豫期し、宣傳費節約上街路、浴場床屋等の
 揭示に止めたが、頗る不徹底であつたのは遺憾とする。
 右の申告に基き必要の手續を経て、當町に交付囑託の人員は甚だ僅少で、十三年八月末に東
 京府知事其他より申告者少數に付更に周知方の要求があつた。依て全町各戸に更に宣傳ビラを
 配布して注意を喚起したが尙ほ僅少に過ぎなかつた。

五、労働統計實地調査

労働統計實地調査は大正十二年十月十日現在を第一回とし、三年毎に一回施行される定めで
 著々其準備を各府縣郡村でなしつゝあり、今宮村も準備してゐたが震災のため一ヶ年延期のこ
 ととなり十三年六月より更に大阪府主催の講演會、郡主催の講演會、數回の打合會、内務省注
 意事項の研究會等ありて七月より準備調査に入つた。十月十日現在調査の結果は左の如くであ
 る。

社會事業

工場名	工場所在地	労働者數	備考
丹平商會製藥場	北神合六〇七	九七	最高員一〇二ノ處減
川上塗料製造所	今池一、〇六六	三三	
岩橋製作所	海道六八七ノ二	七一	最高員七五ノ處減
桑田寫眞臺紙工場	西入舟七二二	四七	同 四九ノ處減
共和護謄合資會社	櫻通八丁目一、三一七	六四	
新陽ゴム製造所	橋通四丁目七九七	三六	同 三八ノ處減
杉本白蠟製造所	西四條二丁目四九七	七七	同 八八ノ處減
日本防水布株式会社	東四條二丁目四八六	八六	同 一〇一ノ處減
合名會社 石室製菓所	旭北通五丁目一、〇九六	一三四	同 一八二ノ處減
中央製菓株式会社大阪支店	旭北通八丁目一、〇五五	八八	
鎌田ゴム製造所	同 一、一一六	四六	同 一一〇ノ處減
高アルミニウム器具製造所	鶴見橋通三ノ四二五五	六九	
日本印刷製本株式会社	鶴見橋北通一丁目三〇一	三九	同 八〇ノ處減
合資會社 帝國鋼管製造所	出城通一丁目三八四	四六	同 四三ノ處減
加藤鍍金舖今宮分工場	同 二丁目三九六	八八	
カナエベッキン製造株式会社	同 四丁目六〇八	一四八	同 九四ノ處減
合名會社竹中鑄造所第二工場	同 六丁目六二三	四二	同 一五一ノ處減

合名會社 東洋可鍛鑄工所	出城通六丁目六六八	八二	最高員
伊藤 磁 工 場	南開二丁目四二四	一八〇	同 二〇四ノ處減
合資會社 鈴木製作所	同 六丁目五八一	五三	同 五五ノ處減
大阪鐵金工業株式會社	同 六丁目五八二	四八	同 五八ノ處減
大阪螺旋鉄株式會社	中開二丁目五三二	四三	
江本製紙株式會社今宮工場	同 四丁目四九四	四七	同 五七ノ處減
南海鐵道株式會社	南吉田六〇〇ノ一	二七二	
天下茶屋車輛修繕工場	梅通九丁目一、二六五	三〇	
安田 硝子 製造 所	梅南通六丁目七六一ノ二	三六	
オリエンタルワニス	北開一丁目四四一ノ一	三三	同 四〇ノ處減
伊藤 硝子 工場			

右の指導員は社會課長南雲清次郎と課員宮崎八五郎と之れに當つた。以上の外自轉車工場一ヶ所取調進行中百名以下となり、失格し毛織工場一ヶ所調査開始直前大和に移轉した。

第十三 交 通

交通機關の發達并運輸交通の狀態

大大阪市が我が國の心臟となりて愈々世界的に發達せる今日、大阪市の繁盛地に近く接する今宮町の我が國有數の人口密度を有し大町村となりたるは蓋し必然の勢である。

國道第廿九號道路紀州街道は、町の東に偏して北より入りて南走拾數丁、アスファルト敷きで、路面砥の如く、人車、馬車の往來織るが如く、一等補助道路勝間街道は、粉濱より來り縦貫すること拾六丁餘で南大阪に達し、二等補助道路阿部野街道、同中道街道、三等補助道路西住吉街道は何れも略々南北の方向に本町を貫通して、主要交通線をなし街路は是等を基幹として東西南北に井通し、交通運輸の便を圖つて居る。鐵道は高野線が町の西南隅を通り、西天下茶屋驛にて附近の乗降に便せる他は、悉く東部に偏して居る、即ち南海線は今宮夷驛を北に天下茶屋驛を南に、萩の茶屋驛を中央にし、最新型の車輛を以て運輸交通を圖り、天下茶屋驛よりは支線を天王寺驛に派して關西線、東海道線と連絡させてゐる。阪堺線は今池驛を以て大阪夷町、堺市、濱寺に通じ、支線を東方平野に出してゐる。

東部の至便なのに反して中央部には一の軌條もなく、不便を極めて居る。大阪市湊町に起れる關西線は、本町の北部を堺して東走し、今宮驛、天王寺驛は區域内ではないが、距離が遠くないから、運輸交通を助ける事が至大である。

人車、馬車、自動車は鐵道と相俟つて利用せられ、晝夜殷賑繁忙を極めつゝあるが、本町は商業地、工業地としてよりは住宅として發達したため生産に見るべきものなく、隨て貨物の出入は比較的に尠く、道路狹隘で大型自動車の通行に不十分であり、且つ新開地なる爲、地盤固定せず、雨天には泥濘を没するの難がある。併し是等も都市改正により次第に改善せられ面目の一新せられるのは決して遠くであるまい。

以上は今宮町交通運輸の現況であるが、斯の發達は極めて最近の事に屬し、今日八萬有餘の人口を有して、將に豊崎町を凌駕せんとしてゐるが、此前に行はれた國勢調査には、人口五萬有餘で、十年前の明治四十三年には千六百餘戸人口一萬。明治三十四年四月には戸數漸く二百人口一千餘といふ寥々たる有様であつた。昨年十二月一ヶ月間萩の茶屋驛の乗降客は五十二萬に餘り、十二年前の明治四十二年には一ヶ年に今日の四ヶ月分二百二十三萬に過ぎなかつた。天下茶屋驛にては明治四十三年度は一千五百萬を數へたるに九年前の明治三十四年度には漸く二百五十萬人で、約六分の一しかなかつた、以て急激な今日の發展を知るに足るであらう。

史を按ずるに第三紀末葉に於けるブロック運動は、大阪灣なる一大地溝帯を生じ、海波は直ちに和泉山脈なる地壘に逼つたが、其の後幾度の少隆起少沈降を経て、洪積紀を經、近世代に入り、洪積平原は大平海底下に没し、所謂淀川下流の八十八島の時代を作つた。本町の敷地も蒼海の下に没し、潮は今日の聖天山より谷町一帶の丘陵地を洗つたのは、神武帝の御東征の御史實に徴して想像に難くない。其の後淀川木津川の沈積作用を受けて、今日の大阪沖積平野を形成したが、本町は近く洪積層を背後に廻らすにより平野の構成比較的遅々であつたらうし、今日も町名に海濱に因める甲崎、釜ヶ崎、海道端、曳舟等の存して居ることや、朝役の事などから考へても、本町は低濕な海濱の一小漁邑として相當永き時代を經過したものなるべく、其の間大和朝時代に於ける淀川河口船舶の輻湊、平安前期に於ける神崎川の繁盛、御朱印船に於ける堺港の殷賑等はあつたが、殆ど其の影響を蒙らなかつたやうである。織田信長の石山本願寺と構へるや本願寺は木津に築城して堺、淀川の兩港を牽制したことから觀れば、當時本町の敷地は已に悉く構成せられ海岸線は相當遠く距つたが如く、漁邑であつた本町は漸次農村としての色彩を濃厚にしたであらう。降つて徳川時代に入れば、今宮二千四百一十石は、代官内海氏の治下となつた。併し、人口は依然尠く、生産力消費力の薄弱なる爲め運輸交通極めて振はず、東部には古くより紀州街道ありて住吉、堺港、紀州に通じて車馬の絡繹たるものありしに

反して、本街道を中心として部落、耕地を點綴する小逕の通ぜるに止まつたやうである、當時大阪にはベカ車と稱する兩輪板製の荷物運送車があつたけれども、當町には絶えて之が無かつたか、明細書の如きにも其の事が全く見えない。明治維新後でも三十年前後までは發達極めて遅々であつたが、舊大阪鐵道は二十二年五月に開通を見、十八年には本邦私設鐵道の嚆矢たる南海線は一部の運轉を開始し、次で和歌山市に延長し、三十三年十月には支線を天王寺驛に出し、或は同じ頃高野鐵道一部の開通をなし、爾後軌道に車輛に改良に改良を重ねて、急激に發達建設せられた所の今宮町の運輸交通を圖りつゝあるのである。

陸路

陸路も本町の發展と共に著しく發達し、道路面積の如きも、大正七年には僅々七千二百四十六坪に過ぎなかつたものが、大正十四年三月現在では、五萬五千九百坪を算するに至り、僅か七ケ年間に八倍弱の増加を示して居る。是れ全く本町發展の状態を有力に、物語るもの、さうして之れが根幹をなすものは、國道と府道とである。國道は本町の東部を阪堺線と並行して南走し、大阪を起點として本町、住吉、堺を経て和歌山市に達する。所謂紀州街道で、明治維新までは沿道の諸大名、行列を整へ「下へ、下へ」の聲、威々しかつたが、今は其の話も昔語に

聞くだけで、道路も改修され、面目昔日の比ではない。殊に本町を貫通する部分は、現代的科學の產出にかゝはる、最新式方法によりアスファルト敷となり、近代都市の街路と比較するも遜色なきものとなつた、街上を往復するものも亦、昔日の封建的氣分なく、デモクラチツクの權化そのまゝに、自動車、車馬、自轉車等の往來頻繁である。主として堺市以北の各工場の製品、並に野菜等の運搬に使用され、延長八百七十五間、面積三千五百坪を占めてゐる。次に府道は十三間堀川の東岸を南北に通ずるものと、本町の中央部を南北に走るものとの二道あり、主として堺以北の貨物運搬の便に供せられ、國道と相俟つて大阪市南部の三大通路で、其延長二千五百六十三間八九、面積六千七百六十七坪九三。其の中、本町の中央部を南北に通ずるものは大阪市の木津に起點を發し、本町を南へ過ぎ、更に玉出町を横ぎり、塚西にて國道に合する。車馬の往來國道に次ぎて繁く、夜間十二時頃より三時頃まで車輪の軋る音を絶つだけである。其の他里道の發達は最近著しく、今や延長二萬三千二百六十九間六に達し、之に要せる土地面積は四萬五千六百七十二坪の多きを占むるに至つた。昔の傳馬若し今日の此状態を見れば驚嘆すること大であらう。實に陸路の發達は著しきものがあるといふべきである。

鐵道

本町住民の交通機關中鐵道としての唯一の誇とするのは、全國私設鐵道中の繁盛に於ける重鎮寧ろ其右に出づるものなきとて敢て恥ぢない所の南海鐵道である。即ち南海本線にては萩の茶屋天下茶屋二驛によつて其便を得、阪堺線にては北天下茶屋今池及葦町の二停留所によつて乗降をなし、高野線にては津守、西天下茶屋停車場によつて、天王寺線にては天下茶屋曳船の二停車場によつて各其の乗降を恣にする。按ずるに明治五年始めて東京横濱間の鐵道が開通され、次いで神戸大阪間に敷設せられて次第に東海道線の幹線を全通するに及んで、明治二十年に至り、政府は時勢の進運に照して私設鐵道條例を發布し、且つ之を獎勵するに及んで、民間に於て私設の勃興を見るに至つた。關東にては東京横濱地方を中心とし、關西にては大阪神戸等中心點となつて各地に敷設せられた。殊に本町は大阪を起點として南方の各地に伸展する咽喉であるから、最も早く最も多く敷設せらるゝに至つた。即ち次の如く現れて敷設せられた。

南海鐵道 舊阪堺鐵道(南海鐵道に合併別載の通り)

舊大阪鐵道(現在の關西本線)

高野鐵道(南海鐵道に合併別載)

阪堺鐵道(南海鐵道に合併別載の通り)

一、舊大阪鐵道

明治二十二年五月十四日當時今宮村の隣村木津村の北隣難波村(今の難波東圓手町湊町驛)を起點として、木津村今宮村を経て東成郡より中河内郡を貫通して奈良縣櫻井に達する二十九哩を本線とし、且つ王寺より奈良に支線を、東成郡天王寺村より城東に(今の城東線)支線を發する計畫にて、明治二十一年三月に許可を得て工事著手、土地買収等開始に當つて行きなやみを生じたが、大阪柏原間を二十二年五月十四日開通し、漸次開通して三十四年四月一日關西鐵道株式會社となり、四十年十月一日帝國鐵道應によつて關西本線となつた。併し三十年四月接續町村の大阪市編入せられ所謂管轄の變更で線路によつて市域と本町との境界を明にされ、今宮驛も市内にあれば、爾餘の事どもは掲ぐるを避けた。

二、南海鐵道

本線 大阪市より本町勝間粉濱村を點綴して東成郡より和泉の沿海を走り、紀伊國境なる孝子山脚より和歌山に達する延長四拾餘哩の大阪堺間及紀泉開通のため明治二十六年十一月四日發起人創立委員會を開き二十八年五月十日紀阪鐵道(當時計畫中)と合併して紀攝鐵道と改め、再び種々の事情により南陽鐵道と改め、漸く二十八年八月二十五日堺大阪間開通した。

爾來幾多の工事追加他線買収合併電車運輸まで次の通りである。

(一) 工事追竣工

- (イ) 明治二十八年八月二十五日 大阪堺間開通
- (ロ) 同 三十年十月一日 堺佐野間開通
- (ハ) 同 十一月九日 佐野尾崎間開通
- (ニ) 同 三十一年十月二十二日 尾崎和歌山北口間開通
- (ホ) 同 三十三年十月二十六日 天下茶屋天王寺間開通
- (ヘ) 同 三十六年三月二十一日 和歌山北口和歌山市間開通

(二) 他線買収

- (イ) 舊阪堺線買収 舊阪堺線は明治十五年藤田傳三郎氏外八名發起となり大阪難波新地より天下茶屋住吉を経て堺に至る六哩餘の狹軌鐵道(二呎九吋)にて阪堺間の交通を計畫し十七年六月十六日認可を得十八年二月著工十二月二日難波大和川間竣工五月十二日運輸開始して後二十九年九月三十日百萬圓にて南海鐵道に買収された。買収後狹軌を三呎六吋に改軌した。

- (ロ) 後の阪堺線買収 後の阪堺線は資本金三百萬圓を以つて阿部彦太郎外二十三名發

起となり次の如く開通せるを大正四年六月二十二日買収した。

第一期—大阪惠美須町—堺大小路間

明治四十四年十一月二十五日竣工 同十二月一日運轉

第二期—堺大小路—少林寺間(今御陵前)

明治四十五年二月二十四日竣工 同三月五日運轉

第三期—堺少林寺—濱寺間

同 四十五年三月廿五日竣工
同 四月一日運轉
堺宿院—大濱間 大正元年七月十八日竣工
同 八月廿六日運轉

第四期—本町今池—平野郷間支線

大正三年四月十八日竣工 同四月二十六日運轉

- (ハ) 明治四十二年七月二十一日浪速軌道を買収し同四十三年十月一日上町線電車運轉す。

浪速軌道は土居通夫社長となり天王寺住吉間大阪馬車鐵道會社が前身である。

(ニ) 高野電車線買収

大正十一年九月十九日合併舊高野鐵道株式會社は明治二十九年二月一日創立堺狹山間狹山長野間を開通せんとし更に大阪堺間、長野より高野山麓に伸展せんと計畫し三十

一年一月堺狭山間同年三月狭山長野間を開通三十三年八月堺汐見橋間開通四十年九月二十一日高野登山鐵道と改名、大正四年一月長野三日市間開通四年三月橋本間開通四年四月三十日大阪高野電車と改名し前記十一年九月十九日南海鐵道と合併す合併後橋本九度山間開通し堺大阪間の一部單線を複線になしなほ九度山より難波直通電車發車の計畫すでに成らんとし連絡點岸の里の驛模樣がへをした。

(三) 電車運轉 明治二十八年八月二十五日開設爾來難波和歌山間全通即ち明治三十六年三月二十一日まで鐵道運轉で電車運轉全通せしは次の通りである。

- 明治四十年八月二十一日 難波濱寺間
- 明治四十年十一月十一日 天下茶屋天王寺間
- 明治四十三年十月一日 上町線
- 明治四十四年四月十五日 濱寺葛葉間
- 同 七月一日 葛葉大津間
- 同 九月一日 大津貝塚間
- 同 十一月二十一日 貝塚和歌山間
- 大正二年七月十一日 上町線住吉交又點住吉公園間

叙上の通り、大阪を中心として以南各地に鐵道網をなす南海鐵道が本町に交通至便を與ふ電車運轉貨物車運轉及乗降人員等を見るに最近著しく繁多をきはめて、概略左の如き數を調査によつて示してゐる。殊に本線萩の茶屋、天下茶屋驛の乗降客の夥多、阪堺線今池北天下茶屋停留所よりの乗客定期乗降客の頻繁は著しい。尙近來高野線西天下茶屋停車場は附近の發展と共に激烈なる増客である。

(一) 本線萩の茶屋天下茶屋驛の電車停車回数一日に(大正十四年二月末日現在)

電車 二百三十四往復 (定期)

臨時増發 玉出住吉折返し三十往復内外

天下茶屋驛より天王寺驛へ

電車 五十往復

(二) 阪堺線今池停留所及北天下茶屋停留所にては

五百五十往復 今池

三百八十往復 北天下茶屋(今池より平野行百七十往復を除くため)

(三) 高野線西天下茶屋停車場

五十五往復

(四) 貨車運轉

天下茶屋驛 二十二往復 (本線)

十二往復 (天王寺驛へ)

西天下茶屋驛 七往復 (高野線)

(五) 電車乗降人員 大正十三年十二月中一ヶ月の數調査

萩の茶屋 乗客二十五萬八千三百五十四人

降客二十七萬七千六百九十八人

天下茶屋 乗客十二萬八千五百六十八人

降客十萬四千四百九十三人

西天下茶屋 乗客五萬二千六百六十八人

降客五萬二千六百十三人

阪堺線の乗降については其調査困難にて只惠美須町にて一日平均四萬人の乗降を算して今池北天下茶屋停留所より乗降するも詳細に調査する能はずとも近時朝夕の乗降著しく増加し來るは明である。

諸 車

本町に於ける諸車は之を種類別より見れば、自動車、自動自転車、自轉車、人力車、荷馬車、荷車で其の輛數は左の如くである。

自動車 一一。自動自転車 七。

自轉車 三四八〇。人力車(家用一五六
營業用三五)

荷馬車 一七八。荷車(大 一二〇
小 一七七)

水 路

水路は現在に於ては見るべきものがない。唯本町の西境に十三間堀川あるだけである。延長八百十間。元來本川は人の手で成つた運河で、大阪の南西部木津川より分れ、南へ流れ大和川の下流に連る。昔は幅員も名に違はず廣かつたが、何時とはなく狭められ、現在では、廣き所も七八間を出でざる程度のものである。加ふるに平日は水量少く、小船さへ通り難い。唯満潮及び大水の時を利用して、木津川、大和川より土砂石炭等の運搬をなすに過ぎない。時には小筏の浮ぶこともあるにはあるが稀である。其の他大流川、ながし川等の如き小川、寧ろ溝渠の

存在するも水運の用に供する程のものでない。是等の川は昔から、今日の如き整然たるものではなく、極めて不整形の而も屈曲してゐたものが、人工の加へられて、現今の如く直線形のものとなつたのである。主として排水の用をなす外下流に小船の浮ぶにとゞまる。かゝる状態にあるが故に、本町の船舶方面は記すべきことがない。唯大昔漁村なりし時代は、水運の便も多かつたことは、今も曳船の如き地名の残され居るのを見て想像せられるのである。

第十四 通信機關

上古のことは知らず、通信事業の起源が神武天皇橿原奠都後間もない時代に在ることや、應神天皇難波奠都と共に大阪が通信の中樞であつたことや、又後年に至り驛令驛符の制度が定められたことや、遙かに下つては徳川氏時代に、飛脚制のあつたことなどは本邦の一般的通信機關の歴史であるから且らく之を措き、茲には明治政府以來、文書に明な所の吾が今宮町の通信機關に就て記述しよう。

天下茶屋郵便局以前

明治四年郵電制度が確立せられ、同年正月二十四日驛遞大阪郵便を大阪市北中島淀屋橋角に設置された。吾が今宮町の通信も此處で取扱はれてゐたのである。同年五月二十二日に東區高麗橋三十番地に移轉し、同年八月十四日驛遞司を廢し、驛遞寮を大藏省に置かれたので、驛遞寮大阪出張所と改稱せられ、同八年五月二十四日、驛遞寮出張大阪郵便局と改稱した。さうして同九年驛遞寮高津分局を置かれるに及び吾が今宮町の郵便物集配事務も亦、同局に於て取扱はれたのであつた。爾來幾多の變遷を経て、明治三十五年十一月一日、大阪郵便電信局難波支

局を設置し、同局をして之れを取扱はしめられたが、明治四十四年三月二十六日以降、再び高津郵便局所管に組替せられ、其處で當町の通信を管轄してゐたのである。明治四十年三月十六日大阪府東成郡天王寺村大字天王寺七一〇番地に初めて天下茶屋郵便局と稱する無集配三等局を設置し、爲替貯金の受拂郵便物の交付事務を取扱はしめ、郵便物集配事務は依然として高津局に於て取扱をしてゐたが、今宮が著しき發展をなし、痛切に集配局の必要を來したので、明治四十五年五月六日、東成郡天王寺村字與吉ヶ芝に局舎を新築移轉すると同時に、特定三等郵便局に昇格、郵便發信事務の一切をあげてその所管とすると共に、電話交換事務をも併せ取扱ふこととなつた。後大正八年九月二十六日二等郵便局に昇格し、茲に於て純然たる官廳組織をなし、今日に至つたのである。其概要を表示しよう。

位 置	等 級	設 置 月 日
大阪府東成郡 天王寺村札の辻七一〇	三等(無集配)	明治四十年三月十六日
大阪府東成郡 天王寺村與吉ヶ芝四八八	二等(特 定)	明治四十五年五月六日改築移轉
大阪府東成郡 天王寺村與吉ヶ芝四八八	二 等	大正八年九月二十六日
大阪府東成郡 天王寺村月夜	二 等	大正十三年十二月十六日改築移轉

尙ほ天下茶屋郵便局取扱事務は特種通常郵便物、小包郵便物、爲替貯金、年金恩給、公衆電

年 度	郵便貯金		爲		替		保 險	天下茶屋局電話加入者數
	新規預入員	預入度數	預入金額	拂戻度數	拂戻金額	振出口數		
元 年	三三三	二,九三三	三六,三三八	一七,七三三	元,一七八	二四,〇〇〇	一七,三三三	三,六三三
一 年	四二四	三,九九九	四三,八二二	二〇,八七	四,六〇七	二四,六一	一八,九二	二,九三三
二 年	五七四	四,九一四	五,四五六	二五,五〇〇	四,八九〇	二四,五七	二〇,〇六六	三,一四七
三 年	六八五	六,四九四	八,三六八	三三,五一	六,七四二	二八,四	二五,九八八	三,〇九五
四 年	九二〇	九,七四五	一一,七四六	四三,七五	一一,三〇八	四〇,九五	三八,八〇五	四,九六
五 年	一,三六	一一,八三三	一四,七,八六	五三,三	一〇,一八八	五八,六六	五,八三六	四,八八
六 年	一,三二	一三,七四三	一〇,一,二四	七三,九	二七,九,三四	六三,六一	九,〇,四二	六,三〇〇
七 年	一,三二	一四,五九	一三,九,〇五	七三,三	三〇,九,五三	七六,九	一五,〇,七三	七,〇,九
八 年	一,三二	一六,四七	一五,四,四五	七四,一	三二,一,九四〇	八〇,五九	一五,〇,七三	七,〇,九
九 年	一,三二	一六,三六	一七,一,四〇〇	七三,〇	二八,六,七三	七八,四	一五,六,六三	七,〇,九
十 年	一,八五	一八,六四四	一八,七,四〇〇	七三,三	三〇,〇,一六	七八,九	一五,八,四二	七,〇,九
十 一 年	一,八五	一八,七四	一八,七,四〇〇	七三,三	三〇,〇,一六	七八,九	一五,八,四二	七,〇,九
十 二 年	一,四〇六	一八,七四	一八,七,四〇〇	七三,三	三〇,〇,一六	七八,九	一五,八,四二	七,〇,九

話受付。市公金取扱事務。電信和文發信發著。電信歐文發信發著。集金郵便引受。普通通常郵便引受配達。特種通常郵便引受配達。小包郵便配達。集金郵便取立。電話交換事務。國庫金取扱。簡易生命保險取扱等である。

今宮町に於ける郵便貯金爲替及保險電話統計表

備考 電話加入者數は極めて少數なるは大體に於て今宮町長橋通を以て大阪と電話加入區域を區劃しあるに依る

右の外に無集配三等局として郵便爲替、小包、貯金、簡易保険を取扱ふものに左の數局がある。

(一) 萩の茶屋郵便局 大正元年八月十一日設置、現所在今宮町西萩の茶屋三八二番地

(二) 飛田郵便局 大正十年一月開設

(三) 津守郵便局 大正十一年一月十六日開局、現所在西成郡津守村四四九ノ一番地

此他電車便集配柱函が南海本線の萩の茶屋驛構内、天下茶屋構内、阪堺線の今池停留場構内とに在る。又公衆電報取扱所としては南海線天下茶屋驛に在るのである。

郵便貯金

郵便貯金は其地方興廢の反映である。併し今宮村當時の事に就ては十分明確なる調査を爲す事を得ないが、明治三十五年頃よりの概況を調査するに左記の如き概數を得た、之れに依つて本町郵便貯金發達状態を窺ふ事が出来る。

左記 (各年度末現在高)

年次	人員	金額
明治三十五年	六九六人	五、〇四七圓

明治三十六年	七三六	四、七八六
同三十七年	八九七	七、六〇一
同三十八年	一、〇七二	一一、五一九
同三十九年	一、五六五	一九、七六四
同四十年	一、七六六	二八、五九三
同四十一年	一、九三二	二九、六七三
同四十二年	二、一二八	四〇、〇五三
同四十三年	二、四三八	四八、二四九
同四十四年	二、七四六	五八、四八七
大正元年	二、九二八	五五、一〇六
同二年	三、三四八	五八、七七一
同三年	三、七七八	七二、〇〇一
同四年	四、七二一	一〇七、〇九二
同五年	六、三〇五	一九八、三九五
同六年	七、七七二	二九九、七三七
同七年	八、五六六	三五七、五四四
同八年	九、五二四	四一四、七九八
同九年	一〇、二一三	五五一、〇三一
同十年	一〇、四七六	五八〇、一九九

同	同	同
十一年	十二年	十四年一月末
一〇、三二八	一〇、三四七	一〇、三四四
六九二、九三〇	六四〇、五九四	五六〇、四五〇

簡易保険

官營としての簡易保険事業が創始されたのは大正五年十月一日からのことである。當時本町にあつては天下茶屋郵便局、萩ノ茶屋郵便局の二局に於て取扱はれてゐた。其後大正十年飛田郵便局大正十一年津守郵便局の二局新設せられて爾來この四局にて扱はれ現在に至つたのである。左に概表を示さう。

年	局名	天下茶屋局		萩ノ茶屋局		飛田局		津守局		合	
		加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額
大正五年	六八	九、三五〇	二四、四五〇	三	四、六三〇					九	一三、九八〇
同六年	一一〇	一六、三〇〇	三六、四〇〇	五八	三、七三三					一六八	二〇、〇三三
同七年	二七〇	三八、三〇〇	二二、五〇〇	一九	三、三三三					二八九	四一、四五三
同八年	四七八	五七、八〇〇	三二、八〇〇	一四	二、五三二					四九三	六〇、一八二
同九年	二六〇	一九、四〇〇	四三、〇〇〇	三	四、八六六					二九三	二四、二九六
計											

年	局名	天下茶屋局		萩ノ茶屋局		飛田局		津守局		合	
		加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額	加入口数	契約金額
同十年	二六〇〇	四七八、三三三	二六三、七〇〇	一〇	一、六四三					二七〇〇	一〇〇、二五三
同十一年	五四五	八五八、〇九三	四〇六、八〇〇	八	九、七〇二					五三〇	八七、七三四
同十二年	六五〇	一、二三五、一八八	四三三、八〇〇	二	九、七〇二					一、二三六	一、六三三、六八二
計											

第十五 警備機關

今宮町の消防機關は、他の各町村の其れと同じく、大阪府警察部の管理に屬し、府令によりて組織されたもので、其の組織年月は明治四十四年七月二十六日である。組織當時は小頭以下四名の少數に過ぎなかつたが現今は多數となり、機關も亦大いに充實して居る、其組織は常備員として組頭八名。小頭甲乙各一名。消防係八名。機關係二名。汽鑪係二名に豫備員二十四名であつて、其所有する機具は旗二個。高張二個。弓張十個。唧筒、蒸汽自動車各一個。腕用唧筒及附屬品二個。輻重車一個。梯子一個。鹵口七個。喇叭三個。ホース三十本である。

大正十三年度豫算は

豫算總額 一七、〇一四圓

内 譯

給 料 九、九〇〇圓

雜 給 二、一一六圓

需用費 四、九九八圓

であつて、給與の狀況は常備組頭七十三圓、小頭六十七圓、消防手四十九圓より五十六圓まで

である。又非常出動の場合は常備員一圓豫備員一圓五十錢と定められてゐる。
尚主要機械の内容を示せば左の如くである。

名 稱	幅長	馬力	放水量	購入年月	價 格
唧筒自動車	長十七尺 幅五尺七寸	二二	七五	大正七年十二月	三、二五〇圓
蒸氣唧筒	長十尺 幅五尺	一六	二五	大正十年三月	五、〇〇〇圓
腕用唧筒	一號	二箇			
ホース	三十本(三吋五十尺物)				

第十六 兵 事

在郷軍人會今宮分會

帝國在郷軍人會今宮町分會は、明治四十五年四月に創設せられた。當時は會員數も五十名内外で従つて役員も亦數名を出でない誠に微々たる一分會として呱呱の聲を擧げたのであるが、創立後僅々十四年なるに、今日では名譽會員百餘名、會員數二千三百六十名を算し役員も又五十九名を有するの盛況を呈するに至つた。此の十四年間數代の分會長を経て當町が短年月の間に急激な發展と共に本邦第一の大町と化したに正比例して、當分會も異常な急速力で擴大せられ、鞏固な基礎の上に強大な勢力を有する異數の團體が構成せられた事は、殆んど他に其類例を見ないのである。此の無比の發展振りを示した我國有數の本分會も終に西成郡が大阪市域編入の爲めに併合せられたのである。茲に聊か過去現在の概況を略述しよう。

一、現在の組織

大正十一年十月秋期總會で豫備陸軍一等軍醫吉田繁治郎氏が分會長に就任すると同時に副長二名で分會長を補佐し、幹事長一名幹事六名理事三名會計一名で共に内務の處理に當り其他に

班長十三名組長三十三名で班及組の處理に任じた。分會を十三ヶ班二十六組制度として一ヶ班に約二百名内外の會員を抱有するの組織である、尙財政の方は基本金壹千五百圓を有し町よりは毎年補助金年額金參百圓を受けて年中行事の諸費用に充ててゐる（因に本分會正會員からは會費を徴收しない定めである）

二、現行の事業

事業は之を二分して年中既定事業と豫定事業の二部制度としてある。

既定行事

入隊除隊兵の送迎、現役軍人の慰問、三大節拜賀式舉行、壯丁及點呼の豫習、招魂祭及春秋總會、耐熱及耐寒行軍、記念日祝典。

豫定行事

通俗及軍事講演會、壯丁豫備檢診及徴兵検査立會、春秋武術競技會、及一般運動競技會支部及聯合競技參加、夏期及冬期會員訪問、分會報發行。
右の外火災其他天災地變の突發的事變に際しては會員出動して機宜の措置に任じ又名譽會員及一般會員の慶弔には代表者が訪問するの定めである。

第十七 名所舊跡

此の近傍東北天王寺區、西南住吉區等には名所舊蹟が頗る多く殆んどそれに包圍されてゐる感があるが、今宮町の領域に却つて名跡が乏しい。神社佛閣を除けば左の如きものを擧げ得るのみである。

十三間川

十三間川も久しい間名所の一つであつた、此川は今より二百二十六年以前即ち元祿十一年の開鑿に係るもので、當時の設計によれば、長四十四町、幅十三間、木津村の西に起り、木津川の水を引き、堺の北に於て海に注がしめる目的を以て工事を始めたのである。此の川の設計は有名なる治水家河村瑞軒であると傳へられて居る。瑞軒が安治川を開鑿して、北大阪の氾濫の害を排除したのは、貞享元年二月であるから、此の十三間川の開鑿は其れから十四年の後に當つてゐる。しかし瑞軒は元祿十三年に八十三歳の高齢で世を去つて居るから、自ら工事を督する如き事は恐らく爲し得なかつたであらうが、大阪と瑞軒との深い關係を考へるときは、此の開鑿設計の相談に干與したと云ふことも勿論否定し去られないのである。本川は曾て新堀とも

云はれたことがあり、毎年三月三日住吉濱の大汐干狩には大阪の遊客が多數の樓船を泛べて一日の興を盡したと云ふから、川幅も勿論廣かつたらうが、今は僅かに其跡を止むるに過ぎない泥溝と言つた有様であるのは惜しいことだ。唯南大阪の郊外に於ける唯一の運河として、從來利用されてゐたことは設計者努力の賜として永く記憶するに足るものであることを深く信ずると同時に、若し改修によりて更に多く活用することが出来れば、南大阪の發展には定めて良い効果を齎すであらう。少くとも歴史的の運河としての係を完全に保存する價值のあるものだと思はれる。

鼬川

傳説によれば推古天皇の元年厩戸の皇子が四天王寺を荒陵の東に造營し給へる時に諸國から巨材が木津に到着した、しかし之れを海岸から造營地まで運ぶには多くの人手を要するので、運搬を容易ならしめるために溝を鑿つて其の目的を達した、その溝の趾が鼬川である、さうして鼬川なる名の由來は其時に鼬が澤山出て川を掘る便宜を興へたのに由ると云つてゐる。鼬の導きで川が掘られたなどは、今日から見れば信用がでない、しかし其の事は海泉寺の縁起にも記されてゐる。

尙一説には桓武天皇の延暦七年三月攝津大夫和氣清麿公が、河内と攝津の海とを連絡させるため、新川を開鑿するの利を奏請し、勅許を得て早速著手し、人夫二十三萬人を使役して努力した、その時に掘つた川が今の鮎川である、鮎川は一名河内川とも云ふと傳へられてゐるが、之れとても其儘受け容れる譯に行かぬ、要するに以上二説共に記して尙後人研究の餘地を存して置きたい。

萩之茶屋

南北兩店に分れ、本店は北の方で廣田社の前にあつたと云ふことである。南北兩店の園内に栽ゑられた胡枝花が秋になると亂れ咲くので、堺への往還や住吉詣の人々は此の茶屋に立寄つて休憩し、眺を恣にしたものである。

傳ふる所によれば、淡路西浦の八太夫と云ふ人が何時の頃にか大阪に来て此の茶屋を始めたもので、當時は藁屋であつたのを、寛政七年の頃鴻池家の未亡人が瓦屋を建て、之れを興へたと云ふことである、汽車の未だ通じない時までには、此の茶屋も相當に繁昌して名所の一であつたが一たび鐵道が敷かれてからは、旅客が悉くそれに依ることとなり、此の茶屋も寂しくなり遂に名のみを残して、茶屋の影を失つて了つた。

天下茶屋

東成郡天王寺村の一字名であるが玉出町、今宮町、天王寺村の接觸點を天下茶屋と通稱するに至り、天下茶屋驛とか天下茶屋郵便局などの名が生れた。

天下茶屋は天神の森の西側紀州街道に在る。昔時英雄豊太閤が此の地に遊び茶寮を建てたのに始まり、園内雅趣に富み、一見して當時の有様が聯想される。豊公が茶事を嗜んだことは、天下周知の事實であるが、天下茶屋の園内には尙其時の茶事に用ゐた惠の水の古井、徹山が龍と鶴とを天井に畫いた客室、並に秀吉の用ゐた茶釜等が残つて居る。天下茶屋とは太閤殿下茶屋の轉訛だとも云ひ、或は豊公が天下公衆の茲に快樂を俱にすべき一大茶寮だとして命名したものだとも云はれて居る。豊公が茲に臣下諸將を率ゐて清遊したのは屢次であると云ひ、當時の遺物も多數残存してゐる。

豊臣秀吉が此の地を擇んだのは此の茶寮の附近に紹鷗の森と云ふ森があつて、此の森は千利休の師たる武田紹鷗の幽栖であつたので利休の献策により、茶寮を特に此の地に建てたものと説かれて居る。其の當時は豊公が茶寮を設ける程に幽閑の地であつたらうが、今は人家櫛比して幽雅の面影は少しも残らない。唯紹鷗の森の大木と、茶寮内の史蹟とが今尙ほ當時の事ども

を物語つて居るのみである。

宗了庵

茶人宗了舊居の遺跡は十萬堂の南隣にある。宗了一日雲州不昧侯住吉參詣の歸途を此の庵に待ち受けて茶を献じた。偶々床に寒菊がいてあつたので、不昧侯は其の花の趣きを非常に愛でられ、之れを所望された、宗了は直ぐ其儘に献じた所が侯は大に喜び、何か望む所があらば遠慮なく取らせると曰はれたので、宗了は「茶室を建築しようと思ひますが、種々工夫しても良い思案が付きません、若し然るべき教へを給はらば非常の仕合に存じます」と答へた、侯は「承知いたしました」と快諾され、江戸へ還られてのち、専門の工匠に命じ案を作らしめ、其れによりて茶室が建てられた、それが宗了庵だと云ふことである。不昧侯の筆になる蕪青の畫がその水屋の上の引違ひの襖に今も残つてゐる。目下其庵は安土町木原氏の所有に歸して居る。

星ヶ池

曾て今宮神社の裏門の北にあつたのである、聖徳太子御住世時代に、星が此の處に落ちたので、其の時から此の處を星ヶ池と呼ぶに至つたとの傳説が残つてゐる、可なり寂しい所でもあ

つたらうか、今は人家稠密の地となつてしまつた。

猫塚と大近松の碑

猫塚 猫塚は町の東北部今池にある（阪堺線今池停留所東北約一丁、天下茶屋天王寺線の東側）以前は天王寺村の北部（今の公園の處）にあつたのを第五回博覽會開設準備のために、現今の處に移したものであると言はれてゐる。（後文參照）碑石は青石で高約六尺横約四尺で、形體は三味線の胴を模擬したものである。碑面には行書にて「猫塚」と刻し尙「浪華易堂書年七十五」と署してある、又碑の裏面には「残さはやちりし櫻のその匂ひ」「明治三十四年七月建室上小三郎」と刻してある。

近松門左衛門の碑 此の猫塚の石碑と接觸して建立されてゐるのが即ち文豪近松門左衛門の碑である。高約一丈五尺、横約五尺で、正面には「平安堂近松篁林子信盛碑」と刻し其横に「四天王大護國寺主職權大僧都源應書」と記してある。其の裏面には「それよ辭世さてもそのうち數々に残す櫻の花しにほは、」西區京町堀上通二丁目百二十番邸先考室上小右衛門發起人男室上小三郎明治三十年孟春九郎右衛門町二百一番邸寓」と記されてある。

此の石碑の此處に建てられたことについては碑前の線香立臺石に刻まれてある一文が事實を

物語つて居るから左に全文を記すこととする。

記念碑移轉建設表

近松巢林子碑ハ明治三十年春大阪府南區天王寺字塚原ニ建設シタルモ第五回内國勸業博覽會開設ニ付政府ヨリ移轉ノ命降り依テ三十四年六月上旬更ニ西成郡今宮村字今池へ移轉ノ許可ヲ經テ之ヲ建設スル者也

地主 室 上 小 三 郎

年四十九歳

依て按ずるに近松巢林子の碑が明治三十四年六月天王寺塚原より此に移轉されたること、並に猫塚が同三十四年七月即ち巢林子石碑の移轉と略々時を同うして建てられたこと等を綜合するときは、此の猫塚は巢林子の石碑の移轉を機として建てられたものと見るのが至當である。尙此の猫塚が何のために建てられたかといふ疑問に對しては本邦戯曲界の第一人者近松の石碑により想起した義太夫三味線の胴皮の製作に對し犠牲となつた猫を憐み之れを憑弔する意味であらうと云ふことは石碑そのものゝ形體が三味線胴形なる點から推察されるのである。今宮町の一地域今池に文豪近松巢林子の碑が存在し、其處に又義太夫節唯一の樂器三味線に最も因縁ある猫塚が建てられて以上此の文豪の傑作戯曲と今宮との關係を一言述べずにはゐられない。

大近松の戯曲中に『今宮心中』といふのがある、それは寶永六年に大阪本町二丁目菱屋四郎右衛門方の下女おきさと子飼の手代二郎兵衛とが今宮戎の森で情死した事實を脚色したもので翌七年正月二十三日初日にて竹本座で操にかけられた、此の時近松翁は五十八歳である。戯曲の結構はさして込入つたものではないが筋合は頗る妙を極めた作として賞嘆されて居る。情死は日野絹一反を松の木にかけて男女並んで縊死を遂げたので、其の態宛ら掛鯛の如くであつたといふので一名『掛鯛心中』とも云ひ其の松を其の後連理の松とも呼ぶに至つた。それ故正徳二年四月豊竹座の操りでは『今宮心中丸腰連理松』と改稱した。此の戯曲が近松の他の心中物と趣きを異にして居るのは女の身分が下女であるのと、男よりも年増であるので、毛色の變つて居る作だと云ふので持て囃されたと傳へられて居る（おきさ二十六歳、二郎兵衛二十一歳）

飛田の墓址

飛田の墓址は今宮町の東北部、阪堺線の東方に在り、墓所は即ち大阪七墓の一で最古のものと稱されて居る。舊記に依れば天王寺の墓所で、聖徳太子の封せられたものであると傳へられて居るから、起原は頗る古い。飛田は又齋田、嶋田、鷗田など舊記に錄されて居る。此附近は今でこそ南大阪の遊廓地帯として一大不夜城の觀を呈してゐるが三十年前迄は草茫茫として雉

や蛇などが澤山出没してゐた荒蕪地であつた。其れも其筈で、徳川時代を通じて明治の初年頃までは、此の處は墓地で卵塔累々としてゐる間に刑場さへ置かれてゐたのである。殊に刑場即ち仕置場では時々死刑が行はれたから、一層の物淋しさを示してゐた、死刑囚が飛田の仕置場に送られるのは多く馬の背によるのであつた。さうして放火犯は火焙、強盜殺人は磔、強盜は打首と犯罪の種類輕重に應じて夫々刑を異にしたものである。南地千日は主として罪人の首の晒し場で、此の飛田では仕置もし且晒し首もしたのである。

安永天明頃の舊記によれば、仕置場を鳶田、千日、東成野田野江口、又沖掛りは安治川口、木津川口と定め、これ等行刑に關係する人々を鳶田、天満、天王寺、道頓堀の四箇所に置き、此の四箇所に總人員千二百人程配置されたといふことが明記されて居る、大阪で俗に四箇所と名付けられた階級は此の行刑の仕事を取扱ふばかりでなく、更に町奉行付の捕吏をも補助して犯罪者の出た場合に活動した者で、畢竟四箇所に分住してゐた爲めに斯く曰はれたのである。而してこれ等の人々は勿論飛田の一部に住んでゐたが、其の數は二三十戸に過ぎなかつた。

處刑せられた死體は刑場附近の墓地に埋められ、其れが無縁の墓として後代に残された、飛田の墓地は相當に廣いものであつたが明治六七年頃整理されて全く他に移され、昔年凄慘であつた土地も、桑田變海のとへにもれず、今は面目を一變して南大阪の一大熱鬧區となり、纒

かに一體の石地藏尊と一基の石碑が、在りし昔を物語るのみである。尙ほ其昔し葬儀を迎へるとして立たせ給うた一對の地藏尊は、今は市立天王寺葬儀所の門前に移された、口繪寫眞に示されたのがそれである。

殘存せる石碑はその裏面が人家の壁に密接して居るので何が書いてあるか判らぬが表面の刻文を読んで見ると其の由來が大概了解できる、但し何分にも今より二百二十七年前の建設に係るものであるから多年風雨に暴された爲め文字滅失の箇處が處々にあつて全文が完全に保存されてゐないのを遺憾とする、今其の碑文を左に掲載する。(字側に口を附したるは字形によりて推察したるもの、又全字不明なるは大なる口を記す)

西生郡鴉田地者荒陵寺之所葬也慶長義戰盡爲荒墳矣嗚呼先世丘壟今焉在哉憶夫往昔封塚之人豈不期于萬世歟故是歲之各衆議而新復舊墳爰設齋會以繼先人之忠意也蓋太平之澤以衆死之表幟而已兼銘焉云

會此之邑 葬先世人 起墳復舊 刻石維新

奏假供果 爰享來蘋 嗚呼繼志 煖無疆春

元祿第十一歲次戊寅凍中浣

天台沙門融順誌

尙碑文の下方には「開宗廟」と大字で横書してある、碑は高さ一丈餘幅約四尺の御影石である、慶長の役とは慶長十九年の大阪冬陣の事であるが此の時軍兵のために此の墓所が甚だしく荒されたものを八十四年後の元祿十一年に修復して其の記念のために建碑したものである。

木津の墓

木津の墓は古來大阪の七ヶ墓、即ち千日前、梅田、福島、天王寺、鴉田、東成郡榎並と同じく七墓の一に加へられた場所であり以前は塋域廣大であつたが、耕地整理の際縮小せられ現在の塋域となり、殆んど荒廢に傾きつゝあつたのを、耕地整理組合幹部の有志が相集り、慈善家の寄付を募り、其醸金を以て地藏堂の修繕其他道路に面した場所に煉瓦塋を廻し、入口には鐵門を設け、併せて墓守の居宅を建設し、以て今日の狀態に整理したものである。

第十八 神社佛閣

今宮神社

今宮村をして歴史の上に不朽の美名を留めしめたのは、即ち朝役神役の奉仕である、しかし此の事は遺憾ながら一般の世俗には能く解知されてゐない、而も今宮神社の事は、大阪人としては老若男女を擧げて一人も知らぬ者はない程に有名である、一年唯一回の祭事、即ち正月の十日を以て福德祭の日と定め尙九日を「宵戎」と稱し十一日を「残り福」と云ふ。此三ヶ日の神社の雑踏は譬ふるに物なき盛況で、餘り澤山參詣者が出ると懐中から財布を取出すことが困難であるから、却つて御賽錢の上り高が少ないと云はれる程である。

かほどの流行神の御神體は抑も何であるか

天照大神 事代主命 天稚媛命 素盞烏尊 月讀尊

以上五座である。今宮神社が何時の頃に初めて奉祀されたかと云ふことは、古文書に明記されてゐない。或は推古天皇の時代に早くも社が造られたものと謂ふ説もあるが、素より何等の根據もない。しかし古昔佛教の盛んな時代には、神佛の關係が甚だ混沌としてゐたから、此の

邊にも天王寺の寺中の一つとして、何等かの社が設けられてあつたかも知れない、併しさやうな事は説明を要する程の事でもない。元和三年丁巳孟春と記された今宮社の由來記には、神社中務尉物部友重、別當代副座融慶敬白と署名してある。此の別當とは四天王寺の別當であつて四天王寺の寺中たる秋之坊と云ふ寺院で、今宮社の事を管理してゐた證據であると傳へられてゐる。

舊記によれば、今宮社の祭事として九月十八日には神輿が社門を出て、四天王寺西門の所まで渡御し、直ちに還幸された。此の日に流鏑馬の式がある、又三月二十三日には天王寺から樂人が來て、伶人舞を行ふことを例としてゐる。

斯く正式の例祭があるに拘らず、それが等閑に附せられ、却つて正月十日の福德祭が一番盛んであるのに人間の慾心がよく現れてゐる。傳説には聖徳太子が初めて此の地に市場を設けられたと云ふ。これは明かな證據がないとしても相當信用するに足る説と云つて可い、聖徳太子は宗教に最も御熱心であつたと同時に、又商業の事にも非常な注意を拂はれ、大伽藍建立の傍には遲滞なく市場を開かれたから、今宮に於いても左やうな事情の下に市場が開かれたことであつたらう、又惠比須祭を十日と定められたのは、聖徳太子の御指圖だと記してある文書もあるが、之れは容易に信じられない。

「ゑびす神」の御本體は何の命であるかは歴史學者の間にも諸説紛々として決しない。或は蛭子命となし或は事代主命となす、今宮の祭神も以前は蛭子命としてゐたが、今は事代主命に替つて居る。その孰れが眞かと云ふ問題は暫く措くとし「ゑびす神」が、航海の神であり、漁業の神であり、又商賣の神であることは古今其軌を一にして毫も變らない、瀕海の地たる今宮に於いて、且商業萬能の大阪に於て「ゑびす様」が大なる信仰の的となつたのも決して偶然でない、尤も「ゑびす様」は今宮の獨占ではない、夷神の御本家は西の宮にある、然らば今宮社の祭神は何時移されたか判らないが、分靈であると云ふことに對しては之れを拒否すべき理由の何ものもない、十日戎の事は之れを風俗の項で述べる事とする。

何と言つても當社は四天王寺に關係のあるだけ、古い社であることに疑がない、故に歷朝の執權者も之を特待して居る。左の文書禁制札の如き、此類のものは屢々下附せられ、何れの兵亂にも、亂入狼藉を禁ぜられたほど、それほど尊信されてゐたのである。

禁制

一 當手軍勢甲乙人亂入狼藉事

一 剪竹木事

一 國質所質事

右條々堅令停止訖若於違犯之族者速可處嚴科者也仍下知如件

永祿六年三月 日

筑前守印

廣田神社

今宮神社の北約一丁許の所にある。以前は此の社の在る所に鬱蒼たる森があつて、之れを廣田の森と稱してゐたが、今は伐り去られて森の影も見えない。

祭神 天照太神

攝社として祇園社と稻荷社がある。當社は何時の頃に初めて祀られたか判らない、傳説によれば仁徳帝の御宇であると云ふが確證は残つてゐないけれど、其古社であることは確かである。

大國神社

南區大黒町にある。古來は之れを敷津松之宮と稱したもので、今でも其の稱は残り、表門の立石には其の通り刻してある。祭神は

主神 素盞烏尊

攝社 大國主尊

曾て木津八坂神社とも稱してゐたこともある、大國主を奉祀したるは後年の事である、社内に木津勘助の銅像が建てられてある。

敷津松之宮神社

南區木津敷津町に在る。祭神は素盞之男尊を主神とし之れに奇稻田媛命、八王子命を合祀してゐる。

當社は古名を松本宮と稱し、後に牛頭天王と稱へ、降つて八坂神社と名づけられてゐたものが、明治二十六年六月三日之れを敷津松之宮神社の稱に改めたのである。其由來を聞くに、神功皇后が三韓より凱旋し給うた時、住吉の大社からの御歸途、敷津の濱で海上の平安を祈り給ひ、其御誓のため武内宿禰をして松樹三本を植ゑさせられ、其處に素盞之男尊を祀らせ給うたのに起つたので、松本宮の名稱を用ゐたのであつた。それが清和天皇の御宇貞觀八年に、播州廣峯より神靈を京都に勸請しまゐらせられた時から、僧圓如が往還の途次、木津に宿せしに因み、茲に牛頭天王の祠として、奉祀するに至つたが、後に至り、八坂神社と改稱したところ、附近の難波にも同名の神社があつて紛らはしいため、現今の如くに改稱されたのである。又牛頭天

王と稱したころは、木津の願泉寺で薬師如来と共に祀られてあつたと傳へられて居る。

祭事は毎年正月八日天王寺との間に於て行はれ、山鉾を出し、童子を馬に乗せて飾り立て、若者が之れを警固して神輿渡御の式が行はれてゐた。殊に本社祭禮中最も派手なるものは七月十六、十七の兩日京都の祇園會と同時にに行はれるもので、其れには臺昇と云ふものが昇ぎ出される。臺昇の事については別に記し、且寫真も掲げてあるが、更に詳説して置きたい。

臺昇の構造は方一間高さ一間ぐらゐの木枠を縦横に貫きぬきぼう(緯棒)を組合せ、其の枠の中央の上下のあいだ穴に經棒を立てる、柱の高さは十五六間で、電柱の約二倍に相當し、上にはぼこ(鉾)と稱して祇園會のものと同じ赤地の袋に山形を造り、其の下にひけこ(髭籠)と云ふ徑一丈餘の車の輪のやうな輜に、數多の竹の輻の如く放射したものに、天幕を一層又は二層取り付け、其の陰に祇園巴の紋の附いた守袋を垂らし、更に其の下に三尺程づゝ間を隔て、十數本の緯棒を通し、赤緑紺黄など、けばくしく彩つた無數の提灯を幾段にも掛け連ね、夜に到れば之れに蠟燭を入れて火を點じ、多勢にて之れを昇ぎ練り歩く、此臺昇の進む所は、夜空に華やかな彩燈の曲線運動を描き出し、美觀實に言語に絶するものがあつた、此の臺昇は明治三十年頃まで祭禮に昇ぎ出されたものであつたが、電信電話線の障害となるので、遺憾ながら廢止された。

尙ほ此神社には面白い干瓢の傳説がある。曾て神功皇后が敷津の濱を御通過の砌、皇子を産ませ給ひしときの不淨衣類などを此の地に埋め給うた、すると不思議にも其處に見事な瓜草が生えて大きな實を結んだ。それは偶然朝鮮から干瓢の種子が齎されて始めて茲に芽生えたのを見られて居る。爾來長い月日と共に木津を中心として全國に移植されたが、肝腎の木津では干瓢産地の名稱が何時の頃からか消え失せて了つた。松の宮神社の古記録には何人の作か知らぬが神のなす瓜なればこそ白ゆふに

宿も賑はふ夕顔の里

と云ふ歌が記されてある。薄く長く削られた干瓢が到る所に掛けられてある當時の有様は此の歌によつて偲ばれる、それから尙俗謡にこんなものがある。

嫁にやるまい木津今宮へ

夜さりや干瓢の皮むかす

これなども此の地一帯に於ける干瓢の仕事が如何に盛んであつたかを思ひ出す好材料となるであらう。

海 泉 寺

今宮神社の西隣にあり淨土宗の古刹で、今を去る七百四十一年前御烏羽院の御宇元暦元年九月の末、海傳作太夫と云ふ漁師が、一日附近の曳網に掛つて上つた觀世音菩薩の尊像を奉祀すべく、三十四歳の時剃髮して、海泉坊と稱したのに因みて、海泉寺とした。斯くて海泉坊は翌年に當る文治元年に圓光大師の弟子となり、大師の袈裟を授かつた、その時に干蕪を大師に進呈したので、其れが起因となつて蕪講が出来たと云ふ事である。爾來幾多の星霜を経たが、其の間兵亂の爲めに附近人家の大部分は焼失したけれども、幸に觀世音の本堂のみは災難を免れた、其れ故に當時の觀世音は、厄除けの靈驗があると云つて古來安産の御守りや御符が信仰者に授けられて居るが、其れは此の海濱に上つた尊像が、圖らずも永曆年中（元暦元年より二十四年前）洪水の難を除かしめんがため、鼓が沖に沈められた勢州白子の安産觀世音の分身であつたことに原因してゐるのである。

圓融寺

旭南通一丁目に在る。

本寺は従前南區大寶寺町中ノ町に在つたのを大正八年に現地に移轉した。然るに大正十一年十一月九日圖らずも火災に罹つて全部烏有に歸し、十二年中に再び建築した、宗旨は眞宗本派

本願寺派に屬し、顯如上人の石山時代から繼續されて居る古刹である。

正樂寺

三日路に在る。

本寺は従前西區南堀江二丁目に在りしを高臺學校舎建築のため二十年前此の地に移轉した、宗旨は眞宗本派本願寺派に屬し、二百數十年來繼續して居る。

淨安寺

橘通二丁目に在る。大正七年十二月南區鍛冶屋町より此の地に移轉したのである。

本寺は天正三年和泉國大鳥郡堺大小路に於いて始めて建立せられ、文祿四年本山より免許あり、東峯山淨安寺と號す、慶長三年西成郡大阪船場安土町三丁目に移り、享保十一年火災に罹り、鍛冶屋町に移轉、明治十三年島之内の大火に遇ひて建物一切を焼失した。その後四十年間を假建築で経過したが本堂新築に際し敷地狹隘のため現地に移轉して來たのである。本尊は阿彌陀如來、宗旨は眞宗大谷派に屬し開基は豊後國臼杵城主稻葉能登守河野四郎通信薙髮して善意坊了誓と稱し、一寺を建立したのである。

第十九人 物

小西 來山

三六四

來山は元祿時代に於ける大阪の代表的俳人の一人である、承應三年大阪で生れたと云ふ説と堺で生れたとする説と二説があつて明かでないが、大阪生れと云ふ方が眞に近いやうである。幼名を伊右衛門と呼び父を六左衛門と云ふ、九歳の時に父は世を去つたが彼が俳人前川由平に就て學問したのは七歳の時からであつたと云ふ、それは來山の父が由平と懇親であつたからで父から依頼されて彼の教育を引受けたのである、性質頗る慧敏で殊に雅才に秀でてゐたので由平も喜んで世話をした、初め俳號を萬平と呼び更に西山宗因の直弟子に薦められ十八歳（寛文十八年）の時に早くも俳諧の判者となつた、それに徴しても彼が尋常の俳人でなかつたことが能くわかる。

來山の事蹟については幾多の研究が行はれたに拘はらず、多く明かでない、しかし彼は四十年以上俳人生活をしてゐたことは争ふべからざる事實である。今宮へ閑居するに至つたのは俳句のため禍を被つたので「御奉行の名さへ覺えず年暮れぬ」の一句が時の奉行を辱しめたものとして大阪を追放されたものと傳へられてゐる。併しこれは恐らく何かの訛傳であらう。彼は後に至りて湛々翁と號し、今宮に一家を建て、之れを十萬堂と稱した。十萬堂は彼の師事した黄檗宗の僧悅山和尚の命名に成るものと云ふ事である、彼が今宮を選んだのは其の先祖が堺に居つたので其れを追慕するためだとも曰はれてゐるが果してどうであらうか。彼は十萬堂に移居した後は専ら心を俳諧に注ぎ享保元年十月三日六十三歳を以て世を去つた。

彼の私的生活については多くの疑問が存在する、或る者は彼のものした「女人形記」（後頁記載）を讀みて獨身であつたものと推察するが、彼には彼の歿後十九年間生存してゐた後妻まであつた。來山は雅人であつたのみならず、母に孝に弟に友であつた、嘗て肉身の者に懇ろであつたのみならず他人にも友情が厚かつた、或る年隣家に寡獨の老婆があつたが、大晦日の夜亡せたので、人々うるさがつて誰一人葬式の事を言ひ出す者もなかつた、來山は之れを聞いて死骸を自宅に引取り、元日一日を過ぎて二日に野邊の送りをしたと云ふ、以て來山の人格を知るべきである。來山は又酒を嗜み其の遺愛品に「小神鳴」と云ふ盃があつたと傳へられる。

來山の句文集は奈良の門人松井長江、村井古道、小阪梅七の三人により「今宮草」と題して享保十九年秋出版され、次に同郷今宮の門人植木苧孤、四世小西代山によつて編輯されたものが天明三年正月に「續今宮草」として刊行された。

來山の墓は二箇所にある、その一は一心寺の中に左の如く碑に刻まれてある。時雨の碑も同寺内に在る。

正面 湛々翁之墓

右面 享保元年丙申十月三日終

左面 施主 一來

同 連中

他の一は南區惠美須町海泉寺内にある、海泉寺の墓は甚だ小さいもので墓面には左の如き文字が刻されてある。

正面 釋 道法

貞林

右面 享保元年丙申十月三日

享保十九年甲寅十月廿二日

左面 する人も知らざる人も淀川の

ぐぜいのふねは内にこそあれ

然るに此の貞林と云ふは來山の後妻に當る人で、先妻は法名を妙信と云ひ、來山に先つこと十年、寶永四年八月歿してゐることが大正四年十月三日來山二百年忌が行はれたときに大阪の俳人によつて發見された、しかし茲に特記すべきは此の墓が以前から此の寺に建てられたもの

でなく、飛田の墓地にあつたものを同墓地廢止の際此の寺に移された一事である。

來山の俳句は遺著「今宮草」に載つてゐるが、其中の數句を左に記載する。

時雨るやしくれぬ中の一心寺

冬見れば松にひきそふ茶臼山

はつかしや醫師待身にほととぎす

雨戸越す秋のすがたや燈のくるひ

秋風や男所帯に鳴ちとり

霞けり消けり富士の片相手

今日の月只暗かりか見られけり

初聲を鶴とも聞かぬ松の花

花の春命に杖や東向き

春の夢氣か違はぬか恨めしい

今宮は蟲處なり聾なり

御奉行の名をも覺えず年暮れぬ

三味線も小唄ものらす梅の花

行水も日ませに成りぬ蟲の聲
涼しさに四つ橋を四つ渡りけり
折る事も高嶺の花や見たはかり

概ね右のやうな調子で尙ほ檀林の風氣を脱せず、元祿初期のものに屬するのである。

又來山に有名なのは女人形記である。其文は左の如くである。
西行法師に銀の猫を給ひけるに門前の童子にうちくれて通りけるよし、いはく社あらめ、
我は道にてやきもの、人形に行あひ懐にして家に歸る、晝は机下にすへて置いて眼に悦び夜
は枕上にやすませてねさめの伽とす、世をつくくと見れば妻木の達磨などを崇めて科も
なき身を白眼つめらるゝよりははるかまさりてんや、ものいはず笑はぬかわりには腹立す
悵氣せず蚤蚊のいたみを覚えねばいつまでも居住るを崩さず留主にまつらんと心遣ひも
なし、酒をのまぬは心うけれどもさもしげに物くはぬはよし、四時同じ衣裳なれど寒暑さ
へしらねば此方氣はりとこるさらになし、夏はむかふに涼しく撫るに心よく冬は爐のもと
をゆるさねばよいかげんに暖なり、愛のあまりに腹の上に置く時は呼吸にしたかひてうな
つくく細目してうなつく、女の石になりかたまりしためしをおもへば石の女に化すまし
きにあらず、ものにさへあたらずは千とせをふるとも變すましきかたち、風老がなからん

若後家さりとは氣遣ひなし、身は何處の土工ぞや出所をしらず、あらうつゝなのいもせ
ものがたりかな

折事も高根の花や見たはかり

湛々老人來山圖

尙ほ來山の遺址十萬堂は今は南區霞町にある。來山が十萬堂に移つたのは、正徳の初め頃で
ある、當時黃檗宗の悦山和尚が天王寺の東舍利寺に居つた時、來山は參禪して和尚の教へを受
けたことがある、そして和尚は來山の句には道機が含まれてゐると云ひ、筆を執つて十萬堂と
書き與へたが、それ永く十萬堂の扁額として衆目を引いてゐた、來山が「時雨るやしくれぬ中
の一心寺」と詠じたのは此の十萬堂から眺めた實景を言ひ現はしたものである。

十萬堂の在る處は住吉街道の東であるから、來山の頭には堺と云ふ事が深く存してゐたかと
思はれもする。此の建物は相當に立派なもので、總ての設備、例へば間どり乃至庭園に至るま
で所謂茶人好みに出來てゐて決して疎略なものでない、座敷は東側の十疊で東南を縁にした極
めて日當りの良い間である。翁の木像並に女人形は持佛堂に安置されてある。

併し修補せられて舊態を變じたと思はれる節も少からず、殊に周圍が人家櫛比して、來山の
句中に現れてゐる、昔の面影をしのぶ由もないのは惜むべきである。

此庵は來山より八代目伊右衛門（初め鞍之丞）の時まで小西家の所有となつてゐたが、同人に至り之れを堂島の室谷某に譲り、それから幾たびか所有主を更へて、今は東成郡百濟村の中田氏の持家となつて居る。その柱礎尙ほ存して居るのは異とすべきで、宜しく公的保存物の一に加ふべきである。

伊藤勝右衛門及其父宇内

今宮村の人々が朝役神役に古來奉仕したその功勞により課役を免除されてゐたのを天正の頃から其の特典が廢された、それを天明頃の庄屋伊藤勝右衛門が非常に痛歎しその特典を復活すべく東奔西走中不幸にして病褥の身となつたのでその父隱居宇内が坐視するに忍びずとし、自ら代つてその衝に當り幕府の召喚に應じ江戸に赴き、理を盡して歎願に及んだが幕府が容易に聽許せなかつた、然るに篠山重兵衛と云ふ賢明な代官が鈴木町代官所詰となつて來任し伊藤父子の熱誠に同情し伊藤と幕府との間に立つて極力斡旋の結果遂に一部の減租が聽許されたと云ふ如何にも美しい史實が百三十年前の今宮村に存在した、實に我今宮町の爲に永久に記憶すべき恩人として茲に再び特記する。（別項「舊幕時代の村政」参照）

木津 勘助

木津村に取つては最も記憶すべき人物である、姓を中村と云ひ相模足柄の人であるが流浪して木津に住んでゐたので人が呼んで木津勘助と云つてゐた。彼は持前の氣性が沈勇で剛直で且不屈であつたのみならず非常に義に堅く俠氣に富み常に人を憐んでゐたから、民衆から信望を得たが、役人どもの反感を買ふことは少くなかつた。

勘助は大阪に於て安全な港を造り上げんものと常に苦心し遂に之を幕府に請願するに至つた爲めに慶長十五年大阪川掛役を命ぜられ、それ以來苦心慘澹凡ゆる犠牲を拂うて數年の後遂に勘助島を作り上げた。斯くして其處には田地が出来たのみならず、堤防が出来て、海波を防ぐの便となつた。それにも満足せず勘助は益々精を出して木津川を浚へて水運の便を圖る等、木津川沿岸の人々のために、非常の功を樹てた。

然るに寛永十九年に非常の饑饉となり米價は暴騰し、餓死する者相次ぎ餓殍途に滿つる有様となつた。加之疫病大に流行して爲めに死する者が夥しき數に上つた、之れを目撃した義人勘助は、どうして黙つてゐることが出来よう、直ちに大阪町奉行に願書を差出して、御藏米を出して窮民を救助されたいと申し出たが、此の議が容れられなかつたのみならず、却つて咎を蒙

つて村預けとなり、遂に萬治三年十一月廿二日斬首の刑に處せられた。年七十五、その墓は木津の唯泉寺に在り、法名を釋宗林と云ふ、實に今より二百六十五年前の事である、願ふにその頃は豊臣側の殘黨が常に幕府を覗ひ、寛永十四年頃には有名な天草騒動が起り、慶安には由井正雪の謀反が露れるなどで幕府は大いに神經を失らしてゐた際であるから、勘助の貧民救恤の願は、最も幕吏をして警戒せしめた結果、遂に茲に及んだものであらう、併し彼の死を悼む民衆は其銅像を大國神社内に建て、永く其徳を慕つてゐる、死して餘榮あるものである。

尤も勘助の終焉に就いては大なる疑問が横はつて居る、一説には斬罪は表面で、内實は三軒屋の島(當時は尙島の形であつた)に流され、其處で世を終つたと傳へられてもゐる、何れが正しいか尙研究の餘地あるものと信ぜられる。

第二十 風 俗

此地は古くより大阪の影響を受け、言語風俗皆な浪花を宗とし、殆んど異なるものあるを見ない。唯だ其祭禮や、其時の出し物や、また當村二大奉仕の一たる京都祇園社の神役にいで立つ身装などに一二の特色を認めることが出来るのみである。左に簡単に之を列擧しよう。

十日 日 戎

正月十日の今宮神社福德祭所謂「十日戎」には大阪中の人といふ人は一人も參詣せぬものがないと思はれる程に群集雜沓し露店は參詣道の兩側に密集し參詣者は小判、米俵、金包、鯛など擬製の目出たき品々を竹の枝に結び付け、或はボテ鬘を冠り、酒機嫌で勢ひよく歸つて行く状態は、確かに浪華風俗誌の一頁を飾るに足るものがある。殊に寶惠籠と稱して遊廓の妓輩が細白の布で飾られた輿籠に今日を晴れと盛装して乗り込み、幫間などの附添で、「ホエカゴホイ」の掛聲勇ましく、群集の中を突破して參詣する有様は、實にお正月の陽氣を煽つてゐるやうである、或る詩人は此れ等の状態を見て福を受けに行つた參詣者が金を投げ出して歸るのだと詠じて居るが、兎に角十日戎の繁昌は實に素晴らしいもので、今宮神社の歳計は此日一日の賽錢で立派に立て、行つて尙ほ餘裕を生ずるのだから其の盛況は想察するに足るのである。面白い

のは此處の神様は耳遠にあらせられ、大聲又は木片拍子木などで殿舎の板を叩かねば願事が達せぬといふことである。何にしても十日戎は今宮名物の随一である。

今宮祭

古來今宮社の年祭は九月十八日となつてゐた、當日は流鏑馬の式が行はれ、神社前以東の街道で流鏑馬の式が行はれ、尙競馬や曲乗などがあつて、非常に賑ひ、天王寺西門への神輿渡御は、大概夜に入ると云ふ、其の時に庄屋は神輿の供奉をするのに嚴めしき姿で刀を太刀持に持たせてゐたといふから嚴めしい祭禮であつたらうが、今はそれほど重視されてゐないのは庇を貸した「戎」に母屋を取られたのであらう。

臺昇

當村には臺昇(だいかく)と云つて主として松の宮神社の祭禮の時に藏から持出して村内を擔ぎ廻るを例とした興味多き物があつた。梓の中央に長い柱を立て其れに上から下に至るに従ひ長きを加へる七本の横木を入れ、それに澤山の提灯を吊り下げて盛觀を呈せしめ、柱の上には京都祇園の山鉾に似た装置を施し、之れを昇ぎ歩行くのであつた。其柱の長さは十二間に及ぶのであるから實に大したものである。之れを澤山の壯者が昇いで練り歩くので、其賑やかさ勇ましさは譬ふべきものもない。此の臺昇は祭禮用に供するのを通例とするが、除外例としては

村中の喜び事のあつた時、例へば水無月の早天に村民天を仰いで降雨を祈願してゐるときに雨が沛然と降つて、農作物は蘇り農家いづれも喜色満々たる時などは、歡喜に刺激されて、忽ち臺昇を昇ぎ出し村内を練り歩くのであつた。しかし此の風俗も空の電線が縦横に張られるやうになつてから妨害になると云ふので廢れて了ひ再び此の勇ましき姿を見ることが出来なくなつた。元祿時代の俳人の句に

今宮祭に桃賀亭へ招かれて即事

勇ましや人の貌照る神祭 鬼 貫

といふのがある。臺昇のことを詠んだものか、さうすれば元祿時代既に盛んに行はれたものであるらしい。

村民上洛(祇園祭)

沿革歴史の條下に記した所の當村二大奉仕の下たる神役は明治に入つても尙行はれてゐた。そして七月七日と十四日の兩度に村から壯丁が上洛して神輿を昇ぐことを例としたが、七日の分は数が少く三十人許りであつた、皆淀川を船で往復し、船路に二日を要するから約三日を費したさうである、その時の服装は襦袢様の短衣で、淺黄地に巴と胡瓜と木瓜が染め抜かれてあつた。それを着用して、いとかひくしく奉仕したのである。

今宮町特有の風俗人情としては別に記すものもないが、大都市の隣接地であつた關係よりして、皆な大阪風俗を模し、日常生活まで總て大阪市のそれを真似て居たのである。今や大阪市に併合され、町民は悉く大阪市民となつた。今後は益々大阪化せらるゝこと疑を容れぬ。

今宮町志 大尾

今宮町々勢參考諸表

- 【一】 失業者關係事項
- 【二】 勞働調査表
- 【三】 敬老會年齡別
- 【四】 社會事業
- 【五】 警察
- 【六】 交通及通信
- 【七】 電氣
- 【八】 金融
- 【九】 社寺
- 【十】 産業上より見たる戸數
- 【十一】 會社の組織と事業別
- 【十二】 産業

表諸考勢町

平均日數	上ケケ年以	二ケケ年以	上ケケ年以	一ケケ年以	三ケケ月以	六ケケ月以	一ケケ月未	期間人員	失業期間人員	對總世業對スル失百分比	內失業者	全住民	失業割合	
													區分	世帶數
二七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二七	二七	二七	二七
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業者年齡	
													區分	人員
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業者家族人員	
													區分	世帶數
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業者前職業	
													區分	人員
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業者前職賃金	
													區分	人員
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業事由	
													區分	人員
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	失業者解職手當	
													區分	人員

失業者關係事項調

勞働調査表

附記 本調査ハ大正十三年二月二十日現在ニ依リ、今宮町方面委員、在郷軍人會及今宮町社會課吏員共同ニテ實施シタルモノナリ

工場名	調査當日職工數	工場名	調査當日職工數	工場名	調査當日職工數
丹平商會製藥場	七	鎌田ゴム製造所	五	大阪鍍金工業株式會社	八
川上塗料製造所	三	高田アルミニウム器具製作所	六	大阪螺旋紙株式會社	九
岩橋製作所	七	日本印刷製本株式會社	三	江本製紙株式會社今宮工場	五
桑田寫眞臺紙工場	七	合資會社 帝國鋼管製造所	六	南海鐵道株式會社	三
共和護謨合資會社	六	加藤鍍金舖今宮分工場	八	天下茶屋車輛工場	三
新陽護謨製造所	六	カナエパツキン製造株式會社	五	安田硝子製造所	三
杉本白墨製造所	七	合名 竹中鑄造所第二工場	四	オリエンタル株式會社	三
日本防水布株式會社	六	合資會社 東洋可鍛鑄工所	六	ワニスベイント株式會社	三
合名會社 石室製菓所	三	伊東鞆工場	一	伊藤硝子工場	三
中央製菓株式會社大阪支社	八	合資會社 鈴木製作所	一	計	二七
				工場數合計	二七
				計	二〇〇〇

附記 本調査ハ大正十一年法律第五十二號ニ基キ三ヶ年毎ニ行フベキ調査ニシテ第一回調査トシテ大正十三年十月十日現在ニ依リ實施シタルモノニシテ今宮町ハ指導員二名、調査員二七名、副調査員三〇名ニ依リテ行ハル

敬老會招待者年齢別表

年齢	人員		計	年齢	人員		計	備考
	男	女			男	女		
九十五歳	一	一	二	五十一歳	三	二	五	記念品ヲ贈呈シ種ノ餘興ヲ供覽ス
九十四歳	一	一	二	五十歳	四	五	九	
九十三歳	一	一	二	四十九歳	三	三	六	
九十二歳	一	一	二	四十八歳	四	四	八	
九十一歳	一	一	二	四十七歳	五	五	一〇	
九十歳	一	一	二	四十六歳	三	三	六	
八十九歳	一	一	二	四十五歳	二	二	四	
				四十四歳	一	一	二	
				四十三歳	一	一	二	
				四十二歳	一	一	二	
				合計	三三	三三	六六	

附記 本敬老會ハ大正十三年七月三十一日及八月一日ノ二日間今宮町ニ於テ舉行シタルモノナリ尙調査ノ結果九十歳以上ノ者本籍上二十七名アリシモ實際調査スレバ死亡十二名一家所在不明十一名現住者二名一時他出中ノ者二名ノ結果ヲ見タリ

社會事業

一、方面委員ハ大阪府知事ノ囑託ニ依リ關係區域内ノ狀況ヲ詳ニシ大凡左ノ調査及實行ニ從事スルモノトス

方面委員

- (一) 關係區域内ノ一般的生活状態ヲ調査シ之ガ改善向上ノ方法ヲ攻究スルコト
 - (二) 要救護者各個ノ狀況ヲ調査シテ之ニ對スル救濟方法ノ適否ヲ攻究シテ其ノ徹底ニ努ムルコト
 - (三) 現存救濟機關ノ適否ヲ調査シ其ノ區域ヘ新設スベキ救濟機關ヲ攻究スルコト
- 二、今宮町内ノ方面委員現在二十五名

國民精神作
與共勵委員

- 一、目的トセシ民力涵養共勵委員ナリシ處大正十二年十一月十日ノ國民精神作與大詔ヲ畏ミ府告示第一四四號國民精神作與共勵委員規程ヲ設ケラレタルモノニシテ大詔ヲ遵守シテ左ノ要目ヲ共勵スルモノトス
 - (一) 立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ養成スルコト
 - (二) 立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犧牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト
 - (三) 世界ノ大勢ニ順應シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト
 - (四) 相互諍和シテ彼此共濟ノ實ヲ擧ゲシメ以テ輕進妄作ノ憾ミナカラシムルコト
 - (五) 勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト
- 二、今宮町ノ共勵委員現在八十五名

設 公		備 設		近 最	
月 別	賣 上 高	月 別	賣 上 高	月 別	賣 上 高
大正十三年一月	三、五〇〇	大正十三年五月	四、二六〇	大正十三年九月	三、五〇〇
町立花園公設市場	花園三六九番地	敷地	二六、四坪	備 考	大正八年バラック建築ノ處大正十二年三月改築ノ爲メ臨時休業シ新築竣工大正十二年五月六日開店ス
同鶴見橋公設市場	鶴見橋通五丁目	敷地	三三、〇坪	備 考	大正十二年十月二十四日新築開店ス
計	四八、四	建坪	九四、五坪	備 考	大正十三年九月
	三、五〇〇	店舖數	三		

町勢參考表

市 場		官 行 木 炭 給 供		救 濟	
一年間ノ營業		年 度 別		年 次 分 別	
大正十三年度 一年間總賣上高	同 年二月	大正十三年	大正十三年	行 旅 病 死 者	延三、八六八日
同 年三月	同 年三月	大正十二年	大正十二年	變 死 者	延三、八六八日
同 年四月	同 年四月	大正十一年	大正十一年	計	延三、八六八日
平均一ヶ月賣上高	同 年六月	大正十年	大正十年	行 旅 病 死 者	延三、八六八日
同 年七月	同 年七月	未 回 收 高	未 回 收 高	變 死 者	延三、八六八日
同 年八月	同 年八月	備 考	備 考	計	延三、八六八日
同 年十一月	同 年十一月	備 考	備 考	行 旅 病 死 者	延三、八六八日
同 年十二月	同 年十二月	備 考	備 考	變 死 者	延三、八六八日
同 年十二月	同 年十二月	備 考	備 考	計	延三、八六八日

道軌及道鐵		路通	
軌	鐵	町	府國
計	道	道	道
一哩一〇、五〇	一哩一〇、五〇	南海本線	延
〇哩三八、〇〇	〇哩三八、〇〇	高野線	長
五五〇間	五五〇間	阪堺線天王寺線及平野鄉線	積

交通及通信

內	
死	變
其毒溺	他死死死
計	四四九一五七三
今宮警察署、大正八年開設	二八七五四六
	二九一四三六
	二一六四二四
	一四三一三

管署察警宮	
災	天
變	火水
死	害災
六	九七、四三三圓
五	九一、六六〇圓
五	七三、五二一圓
六	五、〇〇〇圓

表諸考勢町

區	預		機		區
	金	預	關	機	
局便郵	行銀	郵質	銀行營業所	支店	分
計	計	計	出張所	支店	分
振替貯金 拂出	貯金 振出	郵便 計	銀行營業所 出張所	支店	分
三、四六五、八五〇	一、五六七、八二四	三、九〇九、〇九	三	二	十三年
三、二〇九、六八二	一、四九三、五六七	二八、七五、二三	三	一	十二年
三、〇三六、五五二	一、六九、九〇四	二五、九三九、八八	三	一	十一年
二、一八九、八〇〇	一、二〇〇、〇二二	一八、九三七、六二	三	一	十年
一、九三六、九四〇	一、〇〇二、五九二	一八、三六七、四三	二	一	九年
一、六七〇、一七七	八四三、五〇八	一八、四九九、二四四	二	一	八年
一、二四二、六八〇	六〇二、一八五	一八、八〇六、三九四	七	一	七年

金

融

電

氣

電線	電力		電燈		區
	戶數	馬力	戶數	白熱燈	
路延長	キロワット	力	從量	定額	分
目下電燈ハ大阪市電氣局、電力ハ同局ト宇治川水力電氣會社、南海鐵道株式會社ノ供給ナリ	一七〇哩	二、八〇〇、三三	一八、四六七	五八、七四	十三年
一七〇哩	二、五九、〇六	一、七〇	一五、八三	四八、九三	十二年
一七〇哩	二、三三、〇七	一、六〇	一三、五九	四三、〇三	十一年
一七〇哩	二、一五、一三	一、五〇	一〇、五三	三三、〇三	十年
一七〇哩	一、八九、二八	一、二四	八、六五	二九、三三	九年
一七〇哩	一、四九、二二	一、〇四	七、六六	一九、六五	八年
一七〇哩	八七、三八	七、八四	六、七九	一六、九三	七年

電話	信	電
一日平均換數	一日平均換數	一日平均換數
一、七四、八五六	三三、〇四	九五、九九七
七五、九二八	二六、七五六	六七、七三四
二、〇六六	二五、九	九四、四九〇
四三、六九二	二五、四七〇	八七、九二六
一、二四三	二四、〇八〇	七六、一七九
四三、八三三	二三、〇九	五〇、〇八〇
一、二〇一	二二、〇九七	五一、五五〇
二五、八九〇	一八、二一	七二、六四七
一八二、〇四八	一三、	四八、六四五

大 株 式	年一十正大			年二十正大			年三十正大			區 分
	計	合 名	合 資	計	合 名	合 資	計	合 名	合 資	
六	一 三	二 五	六	一 〇	一 六	三	六 	三 三	金屬工業	
二	二		一	一		一	七	一 五 一	機械 器具 製造業	
一〇	一		五 六	九	三	三 三	一 〇	一 六 三	化學工業	
二	三		一 二	三		三			纖維工業	
二	三		一 二	五		二 三	三	一 二	嗜好飲 食料 製造業	
				三		二 一	五	一 一 三	商 業	
二 二	三 二	二 三	一 七	三 一	四 一	一 三	三 一	四 五 二	計	

會社ノ組織卜事業別

合 計	無職業				其 他 ノ 職 業	公 務 及 自 由 業	交 通 業	商 業	工 業	業 園 計
	計	被 救 助 者	其 他 ノ 無 職 業 者 及 職 業 不 詳 者	無 職 業 土 地 家 屋 有 價 證 等 之 依 存 者 及 恩 給 等						
一七、二七七	一、八三九	一、三六六	一〇	四六三	四三七	七三一	二〇八	二、三三五	一、六三〇	九七九
一四、四一三	八二〇	六九三	一〇	一一七	八、一四三	四一五	三二四	三、一〇八	一、四九二	一一九
一三、三二〇	七七一	六六六	五	一〇〇	七、五〇一	三四五	二八一	二、九六三	一、三三七	一一九
一二、四〇三	六七八	五九二	六	八〇	七、〇六九	三一	二二七	二、七〇八	一、二六七	一四三
一一、四五七	五五三	四七八	四	七一	六、六五〇	二五五	一六九	二、四九五	一、一八八	一四七
九、四六五	四二八	三五八	一	六九	五、二四四	二四八	一四二	二、二五八	九八一	一六四

表諸考勢町

種別	農												
	物	其	茄	葱	胡	燕	蘿	甘	漬	青	耕	生	裸
計	葉	藍	他	子	荷	荷	青	藍	菜	芋	薯	薑	麥
充						專業八	專業六						
反	九三	一〇〇	一九四	六〇	三〇〇	一五〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	四
收	五三、六五〇	五、〇〇〇	六二、四〇〇	二四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	二七、五〇〇	二二、〇〇〇	二四、〇〇〇	四、〇〇〇	六、七五〇	六、七五〇	六、七五〇
獲	二二〇、七三〇	六、五〇〇	三三、一五〇	七、三〇〇	二四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、七〇〇	八六〇	二、四〇〇	六、七五〇	六、七五〇	六、七五〇
量	一八九、五三三	四、九五〇	二、三五八	三、三〇〇	四八、〇〇〇	七三、〇〇〇	一一、二〇〇	六、八四〇	七五〇	四、三五五	七、三五〇	五〇〇	九六二
價	三三、二九〇	一一、〇四三	五、七〇〇	三八、〇〇〇	九四、五〇〇	一〇八、〇〇〇	一五、四〇〇	九、六〇〇	二、八三五	九、八〇〇	一三、五〇〇	四、七五〇	一、二〇〇
格	二八四、九六〇	二四、〇〇〇	七、二六二	八、八〇〇	三三、一〇〇	一三三、〇一〇	一八、二八一	三四、三六〇	三、〇〇〇	三三、四一八	四、五三六	三、六四〇	二、五六三
總	二四一、九七八	二四、〇〇〇	九、八三四	八、八〇〇	五〇、七〇〇	七九、二〇〇	五、八九〇	二、八〇〇	六、一六〇	四、五〇〇	三、九三八	一、五三〇	一、〇〇八
額	二四八、四七八	一〇、二〇〇	一三、四三七	二、八〇八	五三、四四〇	八〇、〇〇〇	三、一〇〇	三、三〇〇	二、五〇〇	三、三七五	三、八〇〇	七五〇	一、六一〇
年													六〇〇

產 業

現在株式合名會社ナシ	年七正大			年八正大			年九正大			年十正						
	計	合	株	計	合	株	計	合	株	計	合					
	名	資	式	名	資	式	名	資	式	名	資					
				七	一	二	四	一	四	二	六	六	一	五	二	七
				二			二	三		一	二		三		一	
				一			一	一	〇		四	六	一	六		六
				一			一	三		一	二		三		一	
				一			一	一			一		三		一	
				一			一									
	二			二	一	七	一	二	一	二	一	七	四	〇	二	一

表諸考勢町

雜唐木細工	木製挽物類	建具其他指物類	鉦各種	麥稈	化米用小刷毛	業工品食飲						業製革(工賃)		計	
						其計	蒲餅類	麩類	蕎類	豆類	漬物	菓子	其他		計
二〇	二二	二三	二三	二二	一一	一三五	一五	四一	四一	五元	三七	三五	七四	七五	二二
二六	一九	三七	五元	二四	一	二八三	二〇	二二	五	一〇八	四三	七三	六八七	二五	四
一	一	四	三	八	一	一〇一	三	一	三	三三	三三	五二	二四四	一	四
二八	一九	二二	六	三	一	三八四	三	二	五	二二	六四	二二	九三	二五	八
三〇〇〇〇	六、七四三	一九、八四三	三〇、七五九	二九、〇八八	三六〇	一〇、三三四、七五三	三七、五九五	一〇、〇五〇	五、三三二	九、七四〇	五、八四〇	六、八、八三三	四、〇八、八七五	二九、六〇〇	八、五八〇
三〇〇〇〇	一、一〇〇	三、三〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	九七〇	六、九六、〇八〇	一、七、五〇〇	九、〇〇〇	一、四、〇〇〇	六、八、〇〇〇	三、九、九〇〇	五、五、三六〇	四、一、七、六四六	二、五、〇〇〇	五、六、〇〇〇
三、〇〇〇	九、六〇〇	六、三〇〇	五、四〇〇	二、〇〇〇	六二〇	四、一、一、〇六〇	二、二、五〇〇	八、〇〇〇	一、五、三〇〇	九、〇〇〇	七、三、〇〇〇	二、八、三、九四〇	四、〇、四、一、五三〇	三、三、七八五	五、一、二、〇〇〇
三、〇〇〇	一、七、三〇〇	二、七、八七〇	四、〇〇〇	二、四〇〇	五四〇	三、三、六、一〇	一、五、八、三〇	一〇、八、〇〇〇	一、四、〇〇〇	一〇、八、〇〇〇	一、六、六、〇〇〇	二、六、一、四七〇	四、一、七、〇、四三三	九、四、〇、五五	八、五八、〇六二
一	一、五、〇〇〇	五、七、五三〇	三、八、三〇〇	二、八、〇〇〇	一、七、〇	五、三、三、〇〇〇	八、五、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	一、四、〇〇〇	二、六、五、〇〇〇	四、五、八、〇〇〇	五、一、五、八、〇九九	二、〇、五、七〇	一、五〇六、四八七
一	一、〇〇〇	二、八、五〇〇	一、七、三七五	一、九、〇〇〇	一	二、九、七、〇七〇	六、〇〇〇	一、一、〇〇〇	三、九、九〇	二、一、〇、五〇〇	二、五、五、〇〇〇	二、五、九、〇〇〇	四、三、〇、〇〇〇	六、二、〇、五〇	二、五、三、四九三

遮返紙	各種石鹼	脂油	賣藥	工業用各種藥品	ノ塗料	ハイント其ノ他	セルロイド製品	ゴム製品	靴引製品	硝子製品	陶磁器	業工輛車			計	
												計	諸車修繕	電車		貨車部分品
二	七	二	三	六	一〇	五	三	三	三	九	一	三	七	二五	一	一九五、三
六	二九	九	八	四〇	八九	三	一五八	一四三	一四三	九六	一	三六	一九	三〇七	一	二、四、五九
三	一〇	一	九	四	一六	六	七六	二九	二九	六	一	五	一	五	一	一、五七
九	三九	九	一〇	四〇	一〇五	三八	二三四	一七二	一〇三	一〇三	一	三三	一九	三六四	一	二、六、六
五、五〇〇	一、五、二、八八〇	一九九、三〇〇	四三、五元	一、五、四、〇〇〇	六、八、九、〇〇	一〇三、〇四〇	六、〇二、〇八〇	三三〇、六〇〇	三三〇、六〇〇	二、一、八、七六	一	三、六、三、七〇	一、一、三、七〇	三、五、〇、〇〇〇	一	二、三、〇〇、五、五七〇
三、八〇〇	二、九、一、三三	二、四、九、四七六	一、五、〇〇、〇〇〇	九〇、九、九〇	三、七、〇〇〇	六、九、五〇〇	八、九、七、六八	四、二、〇、〇〇〇	四、二、〇、〇〇〇	一、三、七、一八〇	一	三、五、〇、〇〇〇	九、四、三〇	一、五、六、〇〇〇	一	二、三、五、三、九、五〇〇
一〇、五〇〇	二、八、九、九三	一、一、〇、七、五五	四、四、七、九六六	一、一、〇、七、五五	九、九、七、五〇	三、三、〇〇〇	一、〇、九、三、〇七〇	五、六、九、四〇〇	五、六、九、四〇〇	一〇、七、七二〇	一	二、七、九、三、五	六、三、八〇	三、〇、〇〇〇	一	二、三、九、一、六、七〇〇
九、六〇〇	二、六、九、八四〇	一、四、三、五三三	一、四、六、四、五五	一、四、六、四、五五	二、六、四、五五	一、六、八、〇〇〇	四、八、二、一〇〇	二、五、一、五八二	二、五、一、五八二	一、八、五、五六〇	一	二、五、八、〇〇〇	七、〇〇〇	一、〇、五、一〇〇	一	三、〇、四、〇〇、一、三三〇
一、一、九五	八、六、七〇〇	三、三、〇〇〇	七、八、八、六〇二	一、五、六、五〇〇	三、五、〇〇〇	二、九、五、二〇〇	三、五、八、〇〇〇	二、七、九、九〇〇	二、七、九、九〇〇	四〇八、二、五〇	一	三、〇、八、五〇	一〇、五、一〇〇	四、一、三、六〇	一	二、九、七、六、五、五〇〇
四、五〇〇	五、三、六、九五二	九、三、〇〇〇	二、八、八、〇〇〇	三、五、〇〇〇	四、四、〇〇〇	三、五、〇〇〇	三、三、二、〇〇〇	一、六、二、〇〇〇	一、六、二、〇〇〇	二、九、二、〇〇〇	一	二、二、五、八〇	八、五、〇〇	三、〇、〇、〇〇	一	一、〇、八、〇〇〇

1111

1111

業	商		工業計	畜				區分	頭數	質量	價格	年次屠畜總價格									
	攝津畜産興業株式會社 取引高	馬		成	牛	豚	馬					成	牛	山	羊	計	十一年	十年	九年	八年	七年
總計	二七、七二七	一〇四	二七、八三〇	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五					
計	二七、八五〇	一九	二七、九六九	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四	二、六〇四					
區分	二七、七二七	一〇四	二七、八三〇	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五	二、五八五					
價格	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					
十一年	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					
十年	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					
九年	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					
八年	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					
七年	五、五九二、〇三四	一六、五四九	五、七四一、四三三	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六	二、四七二、一六					

業	工										計				
	其他	石綿	寫真	寫真	ニス	洗張	屑煙	布	マホー	防水		履物	傘	靴	竹
計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
頭數	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
質量	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
價格	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十一年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大正十五年八月卅一日印刷
大正十五年九月五日發行

編著者 貞本 義保
大阪市西成區今宮町南吉田五七二番地

發行人 貞本 義保
大阪市西成區今宮町南吉田五七二番地

印刷人 松本 隆太郎
東京市下谷區竹町一番地東十四號

印刷所 三興社
東京市下谷區竹町一番地東十四號

發行所

大阪府西成郡今宮町

殘務所

554

144